

	地	域	父	母	祖	母	父 + 母	一家で	母 + 祖母	その他
しるはか かの誰	横	尾	24%	48%	—%	10%	—%	—%	—%	4%
	山	神	8	70	2	12	—	—	—	—
相談相手 は誰か	横	尾	14	48	19	14	—	—	—	—
	山	神	8	42	4	21	—	—	—	17
	黒	尾	21	64	4	4	—	—	7	—
話し相手 は誰か	横	尾	15	50	10	10	5	5	—	15
	山	神	40	8	12	12	—	—	—	7
	黒	尾	11	57	7	7	4	4	—	14
こをの づかは かえ誰 いるか	横	尾	29	33	—	14	5	5	—	19
	山	神	64	4	4	—	—	—	—	24
	黒	尾	3	83	7	7	—	—	—	—
身をは のす誰 ませるか わ話の	横	尾	—	81	5	—	14	14	—	—
	山	神	—	70	8	—	4	4	—	18
	黒	尾	—	75	11	—	3	3	—	9
風呂はのか 呂縮いは にる誰	横	尾	11	16	32	5	5	5	—	20
	山	神	15	15	12	8	8	8	—	30
	黒	尾	3.6	11	14	—	—	—	—	71.4

表8-2-18をみると横尾の場合「勉強」をみるのは、半分以上が母の役割になっている。山神で半分近く母になっているが、それほど不思議ではない。というのも山神における母は昼間家事に従事している割合が多い。「しつけ」という面では、横尾・山神ともに母が大きな比重を示めている。又一家で父+母、両親共同という型が多いが目立つようである。「誰が叱るか」も山神では、ほとんどが母となっているが、これは子どもに接する時間の多いことが原因しているようである。「相談相手」、「話し相手」においては母以外の人の存在はかなり大きいとみなされる。山神の場合一家でという欄が5軒(21%)もしめていることから理解できるであろう。子どもにとって家族全体は、暖かい場になっているのであろうか。こづかいを与えるのは、横尾・山神とも圧倒的に母という傾向はみられない。横尾において父の役割が多いのは前述の家庭管理という面と結びついているゆえと考えられる。「身のまわりの世話」は圧倒的に母である。「風呂にはいる」のは特別に決まっていないという解答が多かったことから考えてみると、その時の都合のよい人とはいつているようである。かつての日本においての教育などの方針者は父であり、その代弁者として母が存在していたという型が多かった。そして夫の背景にあるものは古い“家”という概念であった。時代の変化によりその型は徐々に変化しているとみられる。外部的交渉におけるある面では、世帯主+主婦の型がみられることから子どもへの教育にもその一面が表われているのではないかと思う。昔風の父は厳格で、絶対的に強い存在から両親ともに子どもにとって大切な存在になりつつあるようであり、子ども達の話し合いが直系家族の場合は、祖父母を交えて行なわれていて、話し合い家族が想像できるのは、好ましい傾向と考えられる。

以上、要するに横尾の家族構成は、3世代が同居する6人家族が多く、続柄別では、直系卑属や、直

系尊属が多い。その意味において、横尾の家族が近代的な構成をとっているとは、決して言いがたい。やはり横尾では専業農家が数の上では確かに少ないが、兼業といってもほとんど農業を主としている。そうした客観的事情がそうした家族構成を残しているのである。しかし、構成面からみるとこのように横尾は確かに古い型を残しているが、役割構造の面からみると必ずしもそうではない。例えば主婦の果たす役割を考えてみると、家事の役割分担では、核家族、拡大家族のどちらの場合も、考えていたほど主婦の役割が多くなかった。より農業に従事している主婦に、他の家族員のよりよい協力が数字の上にも表われているようである。外部的交渉、子どもの育児・教育に関する役割分担でも世帯主が一方的に役割を分担していた型から2人でお互いにという型が増えているようである。このようにみえてくると、社会一般では拡大家族から核家族への移行を表わしているが、横尾では、依然拡大家族が多いので、急激に核家族が支配的になるとは考えられない。しかしその反面では新しい相互扶助的な役割分担がみられるにいたっている。古い家族構成をとりつつ、新しい方向へ動きつつあるのが横尾の家族であると結論できよう。

(山本恵子)

#### ⑤ 宗教的役割分担

家族における宗教的役割はどのように分担されているかを、法事の段どり、墓そうじ、寺まいり、氏神まつりについて明らかにしていくことにする。直系家族と夫婦家族は構成が異なるのでおのずから役割分担も変わってくると思われる。そこで一応、直系家族と夫婦家族とを分けて考察していくことにする。

##### (a) 直系家族における宗教的役割分担について

横尾では法事の段どりについては表からもわかるとおり、一番多くその役割をこなしているのは世帯主である。しかし、主婦も24%程度がその役割を果しており法事は主に世帯主と主婦にまかされている。これは山神においても同様であり、ほぼ60%くらい世帯主と主婦でその決定を行なっている。しかし山神において注意しなければならないのは法事をやっていない家族が全体の19%あるということである。これは山神が横尾と比べてより都市化の影響をうけており、山神に移住してきて1代ないし

表8-2-20 直系家族における宗教的役割分担

		世帯主	妻	世+妻	世の父	世の母	一家で	その他	やっていない
法事の段どり	横尾	29%	24%	5%	6%	6%	18%	12%	—%
	山神	23	23	15	0	15	8	16	19
墓そうじ	横尾	6	29	5	0	47	6	7	—
	山神	17	25	8	0	33	0	17	25
寺まいり	横尾	18	24	5	18	29	0	6	—
	山神	18	28	9	0	9	18	18	31
氏神まつり	横尾	12	18	5	24	18	6	17	—
	山神	18	28	9	0	9	18	18	31

2代の家族があり、法事を出す必要のない家族があるということからくるものである。そしてこのことは以後述べる墓そうじ、寺まいり、氏神まつりにも共通して言えることである。法事のだんごりに関しては横尾も山神もあまり世帯主と主婦との間に権限の集中はみられず、ほぼ同じ程度法定権をもっている。そしてどちらも全体からみると主婦と世帯主あわせて60%程度その役割を果しており、残り40%は世帯主の父や母がその役割を果している。

墓そうじは大体世帯主の母が果している。横尾では世帯主の母に半分近くまかされていて、あと主婦が30%程をおこなっている。世帯主の母と主婦で80%程度役割を果しており、ほぼ全面的に女性の役割となっている。これに対して山神では世帯主の母と主婦にほとんどまかされてはいるが世帯主も少しはその役割を果している。ここでも山神において墓そうじをしない家族が全体の25%あるが、これは前にも述べたような移住してきて新しい家族が多くまだ墓そうじの必要のない家族があることと、そしてもう一つの理由はお墓の管理をお寺にまかせていることである。お墓のそうじをしない家族が全体の1/4もあるのもそのためである。

寺まいりに関しては横尾では世帯主の母が一番多くその役割を果しており、その次が主婦である。しかしこれは比較的男性である世帯主や世帯主の父も役割を分担している。山神では主婦が一番多く役割を果しており、また世帯主もかなり行なっている。一家で寺まいりをしているものもある。横尾と山神を比較した場合、横尾では一番よく役割をまかされているのは世帯主の母であり、山神では主婦である。

氏神まつりは誰がするかということに関しては横尾では世帯主の父、世帯主の母、主婦、世帯主の順番になっており老人が大きな役割をはたしている。山神は主婦、世帯主、一家でというのが多く老人へまかされているというのは少ない。山神では宗教的役割分担は女性、特に主婦に大体まかされているといえるだろう。しかしその中においても老人の、特に女性の老人の占める役割も高いということを重視すべきであろう。横尾では主婦の役割がもっとも大きいということは山神と同じであるが老人の果す役割は横尾の方が大きい。要するに、全体として世帯主、主婦、世帯主の母へ役割分担は分散しているけれども、宗教的役割という伝承的役割は老人、特に世帯主の母へ多くまかされているということである。

横尾は山神ほど都市化の影響を受けていないため家庭における伝承的役割が依然亡びないで残っており、それが老人の役割として受けつがれているといえるだろう。従ってそのことにより老人は家庭の中において家族の一員として重要な役割を果しているということにより安定した地位を与えられるのである。

現代のような急激な社会変動過程にあって老人の伝統的な態度や行動様式はむしろ賤価的にとり扱われる傾向にあり、家族的役割においても以前のように明瞭に区別された老人の座と、それにふさわしい権威や役割はなくなりつつある。そういう中において老人が宗教的役割を多く果しているということは、家族内に老人が存立しうる場があることであり、これからはむしろ、直系家族において宗教的役割は老人にゆだねるという方向に進むことが望ましいのではないだろうか。

#### (b) 夫婦家族における宗教的役割分担について

横尾においては夫婦家族は4家族、山神においては9家族しかなくあまりにサンプルが少ないので、これをもって一般的事実をひき出すことは非常にむづかしいが、一応、調査結果からわかったことだけ

を述べることにする。

法事のだんどりを誰がするかという問に対しては横尾では世帯主がやるかあるいは世帯主と主婦が相談の上でやっており、主導権は世帯主にある。しかし山神では主婦の方に主導権がある。墓そうじに関しては横尾では主婦が主導権をにぎっているか、又は主婦と世帯主が一緒にやっている。山神ではほぼ全面的に主婦の仕事となっている。寺まいりについては横尾では世帯主が主にやっているか、あるいは世帯主と主婦のどちらかがやっている場合が多い。山神では100%主婦が寺まいりの役割をひきうけている。また山神では氏神まつりも100%主婦がひきうけている。しかし、ここで注意すべきは寺まいりにしても氏神まつりにしても夫婦家族の80%が行っていないということである。したがって主婦が100%その役割をひきうけているといっても、これをもって主婦に全権が委任されているとは断言できないであろう。しかしともかく夫婦家族における役割分担は横尾では世帯主と主婦が相談して行ない、そうでない他の世帯は世帯主、主婦に適宜まかされているようである。山神においてはほぼ全面的に主婦にまかされており世帯主はほとんど役割を分担していない。

家族内における宗教的役割分担は以上のようなものであるが、宗教的行事がどの程度行なわれているかをみた場合、横尾は直系家族においても夫婦家族においても全戸宗教的行事を行なっている。ところが、山神では直系家族で20～30%が行なっておらず夫婦家族になるとほとんど行なっていない。特に法事の段どりとか墓そうじというのはまだ半分以上の家庭で行なわれているが、寺まいり氏神まつりというようなものは80%近くもやっていない。このことは、もはや夫婦家族において宗教的機能は意味を失ってきているということを示しているといえるだろう。

表8-2-21 夫婦家族における宗教的役割分担

		世帯主	主婦	世帯主+主婦	一家で	やっていない
法事のだんどり	横尾	50%	0%	50%	0%	0%
	山神	17	66	17	0	33
墓そうじ	横尾	0	50	50	0	0
	山神	0	80	0	20	44
寺まいり	横尾	50	0	50	0	0
	山神	0	100	0	0	78
氏神まつり	横尾	0	0	0	0	0
	山神	0	100	0	0	78

### (3) 家族の権威構造

権威とは公認された勢力、すなわち、それを公然と行使する可能性を自他ともに認めあっているような勢力をいう。一般に権威は、個人のレベル、対人関係のレベル、集団あるいは社会のレベルという三つの側面からとらえることができる。権威とその源泉を考える場合、それは、個人の資質、権威期待、規範の三つが重要な手がかりとなる。個々の家族の権威構造は、これら三者のおりなす構造としてとら

えることができる。

前近代的な直系家族では、どちらかといえば三つの側面のうち規範がより大きな意味をもち、近代的な夫婦家族では個人的資質との関連が深いと思われる。したがって、実際に横尾と山神の権威構造をここでは直系家族と夫婦家族に分けて考察してみよう。

(a) 直系家族における権威構造

戦前の直系家族において権威構造を何よりも強く規定していた要因は社会規範にあるといってきたが、戦後「家」制度がしだいに消滅しつつある今日、実際に横尾・山神の権威構造はどうなっているかを表8-2-2にある6項目についてみてみよう。

表8-2-2 直系家族の権威構造 (単位 %)

項目		世帯主	主婦	世の父	世の母	長男	世十主	世十長	長十長妻	一家で	各自で	子供	その他
田畑売買の最終決定権	横尾	62	0	0	0	13	0	6	6	13	0	0	0
	山神	80	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10
就職、結婚などの最終決定権	横尾	59	0	0	6	6	23	0	6	0	0	0	0
	山神	35	0	0	6	0	18	0	0	18	23	0	0
テレビのチャンネルの決定権	横尾	0	0	6	6	0	0	0	0	35	0	53	0
	山神	7	0	0	0	7	0	0	0	44	21	21	0
高価な家具を買う場合の決定権	横尾	35	0	6	0	6	0	6	12	29	0	0	0
	山神	41	12	0	0	30	6	11	0	0	0	0	0
農具を購入する場合の決定権	横尾	52	0	6	0	24	0	0	6	12	0	0	0
	山神	64	0	0	0	18	0	18	0	0	0	0	0
保険の加入の決定権	横尾	41	24	0	0	6	0	0	18	12	0	0	0
	山神	31	0	0	0	19	19	0	0	6	0	0	25

まず田畑の売買に関する決定権は主に世帯主が持っている。そしてその次が長男である。横尾において土地というのは田、畑、山林と宅地であり、先祖代々伝えられたものである。こういう中で世帯主と長男をあわせた決定権が75%もあるということは土地売買に関する権限が集中していることをあらわしている。この田畑の売買に関する決定権の集中ということは山神では一層明確になっている。山神の農家は5戸しかなく、あとは土地を所有していないか、あるいは所有していてもそれは家のまわりに野菜を作る程度のわずかの畑を所有しているだけである。したがって土地の占めるウエイトがあまり高くない。つまり、経済的にそれほど重要なウエイトを占めず、又、労働時間等においてもあまりそれに費されないような場合は除外して考えることにする。表からわかるとおり世帯主の田畑売買の権限は80%にもなっており、ほとんどが世帯主へ売買をまかせていると考えてよい。そして長男にわずか権限が与えられている。このように世帯主へ権限が集中し、それをおきなり形で長男に権限が認められている

ということは、はっきり「家」制度下における権威の世帯主への集中をあらわしているとみてよいだろう。このことは横尾において「家」制度が依然として残っていることを示しているとしてもよい。なお一家で決定するという欄が13%となっているが、この内容は世帯主が30代の若い世帯と家族員数は多いが世帯主が養子の世帯であり、これらにはある程度の権限の分化もみられる。

就職、結婚などの決定に関しては最終的に決めるのはほとんど世帯主である。主婦もこの決定には加わるがそれはあくまで世帯主と相談するという形である。横尾と山神を比較した場合、横尾の方が世帯主単独への決定権の集中度は高い。又、世帯主と主婦と相談して決めるというのも横尾の方がその比率は高い。しかし、山神においては一家で相談して決めたり、あるいは就職や結婚する当人にその最終的決定をまかせているのが多い。こういうことから横尾では就職・結婚などに関する決定権は世帯主へ集中しているが、山神においては比較的家族員各自の意志が尊重され、各自の主体性にその決定はまかされているといえるだろう。このことから山神は横尾ほど権限の集中はみられない。

テレビのチャンネルは誰が決めるかということに関しては表からもわかるとおり世帯主や主婦、世帯主の父、母などいわゆる大人に権限が集中していない。しいていえば、このことに関しては子供に決定がゆだねられている。

高価な家具を買う場合、つまり、タンス、電器冷蔵庫、テレビ等を買う場合誰の決定によるかをみた場合、やはり世帯主の権限が圧倒的に強く、山神では長男の権限も強い。これはやはり収入を実際得てくるものへ最も権限が認められていることを示している。農具を購入する場合はさらにはっきり世帯主への権限の集中がみられ、次代のにないてである長男にも決定権が大幅に認められている。しかし、その裏返しとして主婦や嫁への権限は全くない。保険の加入に関する決定権も世帯主にほとんど委ねられている。しかしながら全体的にみて直系家族における権威構造は世帯主に権威が集中し、ついで長男に権威があり、その次に世帯主の父、母で、主婦にはほとんど最終的決定権はない。したがって横尾・山神の直系家族における夫婦の権威構造は「家」制度のなごりの中で依然として夫の権威は強く、妻には決定権はほとんど認められていない。わずかに夫の相談相手としてときに権威が認められている程度である。

こういう観点でみるなら、ブラッドとウルフの試みた夫婦の権威構造の類型からすると妻は夫の相談相手となることはあるが、それが夫と妻の平等の立場での相談でないことから夫優位型と横尾・山神の両方ともみてよいだろう。次に親子間の権威構造をみてみると世帯主の父や母より世帯主に決定権が集中していることは「老いては子に従え」という諺にあてはまるような子供が成人し独立した暁には親子の権威関係は逆転していることを示している。しかし、現在の世帯主とその子女達との間の権威関係は就職・結婚などのような人生の重要な事柄に関しても、かなり本人の決定にまかせたり、テレビのチャンネル選択権が大幅に子供に認められているということは、戦前の「家」制度的な一方的な親の押しつけというものがなくなりつつあることを示している。また育児・教育の役割分担のところでもみたように、しつけという面において母が大きな比重を占めていることをみるなら、戦前ほどの父親と母親の権威のアンバランスというものはあまりないといえるだろう。全体として依然「家」制度的な権威関係が支配しているとはいえるが、しかし、夫婦の権威関係、親子の権威関係においても権威の集中と

いうものはなくなりつつあるといえる。

ところで、嫁・姑の権威構造がここで問題となるが、嫁・姑の問題は両者の世代の相違からくるさまざまな葛藤と主婦権をめぐる問題とに大きくわけることができるだろう。権威構造に関してとくに問題となるのは後者であって、それは「家」制度的な規範を背景として、姑に決定的な権威を認める源泉となっていた。嫁の権威は、①女性であること、②若年者であること、③家事や生産労働の技術が未熟であること、などのほかに、④その「家」からみてよそ者であること、⑤義理の親に仕えるべき子であることなどにもとづくところが大きい。したがって一家の主婦の名にふさわしい権限、すなわち、家計の管理権、家事の運営権、子供の教育権など一般に主婦権とよばれるものは、かなり長期間にわたって姑の手に握られていた。ところが横尾においては「家事の役割分担」のところでみたように家計の管理権、家事の運営権、子供の教育権などは主婦の権威が他の家族員の誰よりも大きい。全体として嫁優位とまではいえないが嫁が昔のような忍従の生活を強いられるというようなことはない。このことは姑の権威の低下を意味しており、根本的には規範の崩壊によるものであろう。

次に個人的資質の面から世帯主の学歴と権威との関係のみてみよう。横尾の直系家族の世帯主の最終学歴は青年学校4、農業学校2、尋常高等小学校7、旧制中学1、新制高校2となっている。これが家族内における権威とどう関係しているかをみた場合表8-2-23のようになっている。

表8-2-23 世帯主の学歴による権威の集中度(イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘは表8-2-24の項目参照)

項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
新制高校と旧制中学	100%	100%	0%	100%	66%	66%
青年学校	100	75	0	50	75	100
農業学校	33	66	0	33	66	66
尋常高等小学校	43	29	0	29	29	29

表によると世帯主の学歴が高いほど世帯主への権威の集中度は高く、学歴が低いほどむしろ権威は分散している。したがって教育程度と権威の集中度は負の相関関係をなしている。

以上みてきたように、横尾・山神とも家族の権威構造は依然「家」制度的な規範に強く影響されているが、徐々にこの規範は崩れてきており、それに伴った権威の分化がおこっている。日々の家庭の問題は家族員の意志を尊重しなければならぬ。そのためには個人的資質も尊重されなければならないだろう。

(b) 夫婦家族における権威構造

夫婦家族は横尾4戸、山神10戸であり、これではあまりにもケースが少ないのでこれでもって一宮町のあるいは横尾なり、山神なりの真の一般的傾向というものを明らかにするのはむづかしい。しかし、調査結果にもとずいてわかる範囲の権威構造を明らかにしていこう。

夫婦家族における決定権は表8-2-24からもわかるように主婦にまかされているのは、家具を購入する場合と保険の加入を決めるとき若干ある程度である。世帯主と主婦が相談して決めるというのは直系家族よりもわずかに多いが、しかしこれも世帯主の欄の%が高いことからわかるように、世帯主が主導権をとった形の相談であるだろう。したがってこれもブラッドとウルフの夫婦の権威構造の類型

からすると夫優位型となるだろう。

しかし夫婦家族の権威の源泉は個人的資質が大きな比重を占められるが、これを妻の就業、夫の教育程度、夫の職業と収入などの面からみてみよう。

表8-2-24 夫婦家族の権威構造

項	目		世帯主	主婦	男の子	女の子	世帯主+主婦	一家で
イ	田畑の売買の最終的決定権	横尾	75	0	0	0	0	25
		山神	50	0	0	0	25	25
ロ	就職・結婚などの最終的決定権	横尾	50	0	0	25	25	0
		山神	43	0	14	0	29	14
ハ	テレビのチャンネルの決定権	横尾	0	0	25	25	0	50
		山神	30	0	0	10	20	10
ニ	高価な家具を買う場合の決定権	横尾	75	0	0	0	0	25
		山神	40	20	0	0	10	20
ホ	農具を購入する場合の決定権	横尾	75	0	0	0	0	25
		山神	0	0	0	0	0	0
ヘ	保険の加入の決定権	横尾	50	0	0	0	25	25
		山神	40	30	0	0	20	10

妻の職業は4戸のうち3戸が農業、1戸が会社勤めである。夫の職業は2戸が農業、2戸が会社勤めである。このうち夫が会社、妻が農業をされており、そして子供は養女が一人の世帯があるが、この世帯では就職・結婚などの最終的決定は娘に全面的にまかせ、そして残りの項目はすべて家族全員で決定している。このような世帯では全く権威の集中はみられない。ところが他の3戸は世帯主以外の権威はテレビのチャンネル選択権をのぞいてほとんど認められていない。

したがって夫婦家族においても横尾の場合個人的資質はあまり権威に関係していないようである。反面まだまだ規範にとらわれている面があるといえる。

しかし家庭内で人間関係をスムーズに営むためにはこれからは夫婦は互いに話しあい協力しあわなければならない。つまり夫婦の権威構造の類型で一致型を志向するのが望ましい。

#### (4) 老人、扶養問題

現代社会、特に都市化による核家族化の中にあつて、老人の扶養を従来のような直系家族の範囲内で考えるやり方は通用しない。老人問題を論ずるにあつてその基礎にあるのは、ひとつは私達の寿命が急速にのび、人生が長くなったことであり、いまひとつは前に述べた親子別居という核家族化の傾向である。

日本人の寿命は昭和30年代に入ってから急速に伸びている。寿命、つまり出生時における平均余命は少なくとも終戦直後ぐらいまでは50年でしかなかった。当時、65才まで生存できる人の割合は男子で1/3強、女子で半分弱であった。ところが、今日では寿命は男子で68.9年、女性にいたつて

は74.2年であり、男子では71.2%の人が、女子では81.6%の人が65才まで生存できる。つまり、男性の7割以上、女性の8割以上が確実に老後をむかえるわけである。

表8-2-25 寿命と生存数

年次	出生児の平均余命(寿命)		65才の生存数の割合	
	男	女	男	女
S10~11年	46.9年	49.6年	36.2年	43.6年
22	50.1	54.0	39.8	49.1
25~27	59.6	63.0	55.1	62.8
33	63.6	67.8	61.8	70.6
35	65.3	70.2	64.8	75.2
40~41	68.1	73.3	69.6	80.5
42	68.9	74.2	71.2	81.6

- S10~11年 内閣統計局第6回完全生命表  
 S 22 厚生省大臣官房統計調査部第8回完全生命表  
 S25~27 同第9回  
 30 同第10回  
 35 同第11回  
 S40~41 人口問題研究所 第19回簡速静止人口表  
 S 42 簡易生命表

しかも、出生率は昭和30年代に入って、人口、1,000人に対して20を割っているから(戦前は30をこえていた)、将来、若年人口に対する高齢者の割合はどんどん大きくなる。現在65才以上の人口の割合は、7%くらいであるけれども、昭和60年には10%、70年には13%、80年には遂に20%に達すると推定される。年令を50才でとれば27%に及ぶという。つまり人口の1/4が老人ということになるのである。こうして老後は確実にやってくるのであるが、しかしながら、老後は突然やってくるわけではない。寿命がのびればそれだけ全体のライフ、サイクルが変化するのであって、いまの生活状況の変化がそのまま老後につながってくる。

こういう観点で、これから横尾における老人問題を具体的に考察していくわけであるが、ここでは一応平均寿命のことは取り扱わないで、横尾の現状に即して経済状況と親子関係、及び、それに関連する意識問題をとりあげることにする。

表8-2-26 横尾と全国の世帯人員

年令	地区	横尾	全国
幼年 (0~14才)	口	22.2%	24.1%
生産年令 (15~64才)	口	63.0	67.2
老年 (65才以上)	口	14.8	8.7

横尾においては65才以上の老人人口は、全人口108人中、16人で全体の15%を占めている。これを全国の比率と比べてみると、全国の老年人口の比率は8.7%(S40、国勢調査)であり、横尾はかなり全国と比べて全人口

に対する老年人口が多いといえる。横尾の平均世帯人員は5.14人で、これは全国平均4.08人、岡山県平均4.03人と比べるとかなり多い。さらに、このうち0～14才の幼年人口の比をみると、横尾では108人中、24人で22.2%であり、これを全国平均2.41と比べるとわずかに少ない。さらに、15～64才の生産年齢人口を比較してみると、横尾では108人中、68人で63%であり、これも全国より少ない。とするならば、平均世帯人員は全国より多いが幼年人口比及び、生産年齢人口比が全国と比較して少ないということになり、このことは当然、横尾においては世帯のうちに老人の占める割合が多いということを示している。これより家族構成上の世代別家族における親、子、孫という3世代家族が全戸数22戸中、16戸という数にもあらわされているように、横尾においては老人を含む直系又は、傍系家族が多いことがわかる。またそういった直系家族の形態のもとに老人の扶養問題を包含してしまうものが、横尾にあるのではないだろうか。老人と息子夫婦と孫の3世代同居の家族形態は、日本の老人家族にみられた伝統的な形態であるばかりでなく、現在においても、もっとも多くみられるものである。

もともとこのような直系家族は老人の扶養を特定の子にゆだねるとともに、扶養を引きうける特定の子に家産や家業を継がせる上に、もっともふさわしい家族形態であった。老人の扶養は家産を継承する息子の当然の義務とされ、さらに敬老という倫理的規範や家督相続という法律上の制度によって、子の老親への扶養行為が内面化され制度化されたものである。生産力の減少する老人の側からすれば、直系家族の形態は老後の経済的安定と身のまわりの世話を子にゆだねるのにもっとも適応した形態であったし、老人の家族内の地位も安定したものであった。

横尾における老人を含む世帯はすべて直系家族であるわけだが、具体的にその中において老人問題はどのようになっているかをみてみよう。横尾において65才以上の老人を含む世帯は22戸中、12戸で全戸数のうち56%をしめる。そして、この12戸のうちすべてその息子があとをついだ直系家族である。そのうちの2戸は養子及び、その妻と子供からなる直系家族である。さらに、この12戸は程度の差はあれ、土地、家屋という家産もある。そしてこの家産をあとをついでいる息子が継承している。このことから老人を含むこの12世帯はやはり意識的にしろ、無意識的にしろ、老親の扶養は家産を継承する息子の手にゆだねられているといえるだろう。そしてこの老人たちはすべて農業の手伝いと孫の子守りということに日々の生活において役割を果たしている。

ではつきにアンケート調査による経済的、精神的面の現実と期待及び、そのずれをみてみよう。この調査において神社の守をしている女子の1人世帯があるが、これは除外することにする。又、より横尾の現状を明確にするために、比較の資料として農村である岡山県北房郡北房町皆部大字阿口字原茂と、都市の岡山市津島の調査結果を使うことにする。原茂は総人口178人、総農家数32戸よりなる農村である。田、畑、樹園地を耕作し、平均耕地面積は80畝ぐらいであり、田のみの平均では50畝たらずの零細経営の農村である。そのため兼業農家が32戸中、20戸を占め、その内容は「出稼ぎ」という形の兼業農家が多い。「津島」は都市の場合としてとりあげている。岡山市津島に所在する日本労働者住宅山東団地に住む世帯主を対象としたものである。この団地は労働者金融公庫によって昭和39年3月に完成された建て売り住宅で戸数22戸からなっている。このうち17名と、この団地以外の近隣

の3名の世帯主を対象としている。これらの資料をもとに比較して横尾の現状を考察することにする。

要するに、老後の問題は経済的自立か扶養依存か、また同居か別居かの二つの点にわけて考えられる。そこでこういう観点に立って調査結果をみていくことにする。実際に家庭内において老後の生活を話しあうことがあるかどうかを調べてみると、表8-2-27のとおりである。

表8-2-27 家庭内での老後の話しあい

項目	横尾		原茂		津島	
	実数	%	実数	%	実数	%
総数	21戸		31戸		20戸	
よくする	1	1%	1	3%	2	10%
ときにする	5	5	4	13	6	30
しない	15	15	26	84	12	60

表からもわかるように全体として、家庭内で自分たちの老後について話しあうことはほとんどないようである。横尾は原茂よりは家庭内でよく話しているが、津島よりは話しあっていない。しかし、いずれにせよ71%の世帯においては家庭内で老後について話しあわれていないのである。では、家庭内で老後を話しあう必要のないほど彼らの老後は保障されているのだろうか。それを経済面から考察してみよう。「老後の生活は自分達の収入だけでやっていけると思いますか。」という問に対する回答は表8-2-28のようである。表からもわかるように、自分達の収入だけでやっていけると答えたのは5戸(24%)にすぎない。

表8-2-28 老後の生活と収入

項目	横尾		原茂		津島	
	実数	%	実数	%	実数	%
やっていける	5	24%	5	16%	4	20%
対策をとる	5	24	4	13	16	80
やっていけない	11	52	22	71	0	0

あとの16戸(76%)は現在の状態においてはやっていけないと答えている。表8-2-27の家庭内で自分達の老後について話しあわないと答えた15戸のうち、9戸が自分達の収入だけでは全くやっていけないと答え、3戸が何とかこれから対策をたてないとやっていけないとし、残りの3戸が自分達の収入でやっていけると答えている。このことからわかるように、家庭で老後について話しあわないというのは自分達の収入により老後が安心して暮せるということではないのである。

こういう状態は原茂ではもっとはっきり表われている。しかし津島においてはやっていけないというのが全くない。これは農村と都市の老人自身の収入の違いからくるのではないだろうか。

農村においては老人にとり、自分の収入源はないという場合が多い。それというのも、老後になって世帯主を譲ると、たとえ農業に従事していても経済的な世帯は一つであるからそれは世帯主としての収

入になるわけである。すなわち、自分の収入としてではなく、子供—世帯主からの扶養という形で生活することになる。したがって、農村の老人の収入源は加入している者では年金、保険の収入があるが、それ以外の収入はないというのが大部分である。これに対して、都市の老人の収入源は各種の保険や年金保険があげられるし、さらに貯金の利子、各方面への投資、家賃などがある。さらに、世帯主が停年後も何らかの職場につきこれによる収入がある場合が多いのである。横尾では老人は農業の手伝いや子守をしている程度であり、特別に他の職業についているとか、その他のことによる収入源のある者はいなかった。したがって収入としては年金か保険ぐらいしかないわけであるが、それでも家庭内で老後を話しあわないというのは、やはり横尾という農業と「家」制度に支えられた地域性が関係しているのではないだろうか。

「自分達の老後になにを一番望まれますか」という問に対して、健康を第一番にあげ、経済の安定というのは四番目でめる。自分たちの収入だけではやっていけないのに、老後に一番望むことは健康で、経済の安定を望むのは四番目ということは一見して矛盾しているようであるが、しかし、これは必ずしも矛盾していないのである。なぜなら健康というのは誰しも望む基本的なことであり、それが生活して

表8-2-30 老後に望むこと

項 目	実 数
健 康	13
子供の成長	4
気楽な生活	3
経済の安定	2
楽に死にたい	2

いく上でのもとであるということ、それと直接自分の収入としてははいらないけれども農業をやっていれば食べていけるし、又、農業の手伝いということで家庭内において老後も一定程度の座が保障されているということのみならずは必ずしも矛盾してはいないだろう。

しかし、老齢になるに従い生産力が衰えることは当然であり、又、身の回りの世話をする人も必要になってくる。そうなったときは家族の誰かの扶養をうけなければならな

くなるだろうということは予想できるわけだが、そのことは、やはり横尾の場合子供との同居に結びつくであろう。では実際に横尾における人々の子供と同居することに対する理想と現実というものをみてみよう。

「子供と同居すべきだと思われますか」という一般論としての問に対しては「同居すべき」だと答えたのが12戸(57%)、「同居すべきでない」というのが7戸(33%)で、あと2戸は「わからない」である。「あなたは同居を望まれますか」という自分自身の問題としての問の場合、「望む」と答えたのが15戸(71%)、「望まない」と答えたのが6戸(29%)である。

表8-2-31 好ましい同居相手

項目	地域	横 尾		原 茂		津 島	
		数	%	数	%	数	%
総	数	21戸		31戸		20戸	
は	い	12	57%	26	84%	2	10%
い	い	7	33%	5	16%	18	90%
わ	か	2	10%	0	0	0	0

このように一般論としての同居についての考えと自分自身のこととして考えるのとでは多少のずれがあり、実際には同居を望むのが15戸(71%)もある。

表8-2-32 同居の希望

	横	尾	原	茂	津	島
総数	21戸		31戸		20戸	
望む	15	71%	28	90%	7	35%
望まない	6	29	3	10%	13	65%

ところで原茂や津島と比較した場合、横尾はその中間にあるのだが、やはり農村ということで原茂の状況に近いように思われる。

同居を望む理由として「先祖あっての親あり、子だから同居は当然」という「家」意識にもとづいたものから、「老人は若い者に頼らなければならぬ」「どこに行くというあてもないから」というような老人の不安な気持ちをあらわしているものや、又、「相手しだいで同居もするし、しない場合もある」といった状況にあわせて考えるものもあった。

同居を望まない理由は「時勢だからしかたがない」という消極的なものから、「年寄と若いものとは考え方が違うので同居しても無理がある」というのもあった。しかし積極的に同居を望まない理由というのはなく、仕方なく同居しない方がよい、若いものに迷惑をかけない方がよいというのが多かった。しかし全体的にみて同居を望んでいるのが圧倒的に多いといえる。

では「老後に一緒に暮したい人はどなたですか」という問いに対しては、「子供夫婦と孫たち」と答えたのが71%であり、このことは第8表の子供との同居を望むのが71%であるということを表裏つけている。

表8-2-33 老後に一緒に暮したい人

項目	地域	横	尾	原	茂	津	島
配偶者とのみ			19%		10%		50%
子供夫婦と孫たち			71		90		50
その他の親族			10		0		0
老人ホームなどの施設で			0		0		0

ここでも横尾は原茂と津島の中間に位置している。「子供夫婦と孫たち」との同居を望むのが横尾71%、原茂90%、津島50%ということは、前にみた農村と都市の老人の経済的な安定状況や意識のちがいをあらわしているものとみることができる。では全国の老後の生活についての調査結果と比較してみよう。昭和41年9月に実施されたNHR放送世論調査書の国民世論調査「現代の家族と生活」のデータを参考にしてみよう。

国民世論調査では全体として「経済自立主義」は5.7%と6割近くに、子に養ってもらおうとか、公的扶助に頼るとかの、いわゆる「経済的な扶養依存」はすべてをあわせても2.2%にしかならない。ともかく別

表8-2-34 老後の生活

項	目	%
経済的に老後の負担をかけないようにして同居したい		34.2%
別居して自分の金で生活したい		21.6
自分の金で老人ホームへ入りたい		1.9
子供から経済的援助をうけて別居したい		1.9
同居して子供に養ってもらいたい		18.4
老人のための公共福祉施設に入りたい		1.9
まだ考えていない。わからない		20.0

て経済的に独立したいというのはもとより、たとえ同居しても子に経済的負担をかけたくないというのが全国の多くの人たちの気持であろう。ところが実際に同居希望をみると52.6%と過半数になっている。このことは、経済的には自立する覚悟や希望はもっているけれども老後は一緒に住みたいという気持をあらわしている。横尾においては同居希望は前の表8-2-32でのべたように71%と全国よりかなり高い。又、同居希望の理由や同居を希望しない理由などからして、全国ほど経済的自立を望んでいない、むしろ、老人は子供から経済的に扶助されるのは当然という傾向さえある。このように横尾は全国と比べて核家族化へのテンポはおそいといえるが、その理由として次のようなものがある。横尾の産業の中心は農業であるがこれは家内労働が多く必要であること、又、この地域非常に「家」意識が強くて々々家を守っていくという気風が強いことなどがある。

次に精神的面において「老後の生きがいや楽しみを何に求められますか」という問に対する回答は表8-2-35のようであった。

表8-2-35 老後の生きがいと楽しみ

項目	地域	横	尾	原	茂	津	島
家庭の円満			11		7		0
子供や孫の成長			10		8		8
気楽な生活			3		7		2
趣味を楽しむ			2		1		9
宗教			0		2		0
社会に役立つ仕事に専念したい			0		0		3
仕事			0		0		2
総数			26		25		24

まず第一番が家庭の円満であり、その次が子供や孫の成長である。そして二義的なものとして気楽な生活、趣味を楽しむのである。家庭の円満や子供や孫の成長をまず何よりの生きがいや楽しみとし、気楽な生活とか趣味を楽しむということが第二義的になっているということは、そこに老人自身の主体的な生きがいや楽しみを求めようとする姿勢はあまりなく、むしろ、家庭内において静かな安住の場を求めようとする態度がうかがえる。

では実際には「これからの老人の生き方や心構えはどうあったらよいでしょうか」と問うてみると表8-2-36のようになった。この結果からすると時代におくれないようにする、若い世代に理解をもつというのが多いが、これは積極的に新しい時代に対応してゆこうとする態度のあらわれとみてよいだろう。しかし反面、現在自分達のもっているものが、もはや時代おくれのものであるという意識の裏返しとも考えられる。

それだけ、老人にとり絶対的なものとしてすぐりつく対象がないともいえるのではないだろうか。

表8-2-36 これからの老人の生き方と心構え

項目	実数	%
当然の結果として子供に養ってもらい	7	21%
経済的自立ができるようにする	5	15
時代におくれないようにする	9	26
若い世代に理解をもつ	8	24
余生をゆっくり楽しむ	4	12
余生を社会のためにつくす	1	2
総数	34	100%

積極的に新しい時代に対応してゆこうとする姿勢がある反面、当然の権利として子供に養ってもらいという意識が高かったり、余生をゆっくり楽しむとか、社会のためにつくすといった老人自身の主体的生きがい、楽しみを求めようとする姿勢が低いといえることができる。これはやはり老人の間においても相当意識のずれ

があることを示しているだろう。当然の権利として子供に養ってもらいというのが7件で、経済的自立ができるようにするというのが5件というのは、全国及び津島などの経済的自立主義と比べると、かなり依存度が横尾は高いといえる。このことは横尾においてはまだ老人問題は直系家族内でのものであり核家族化がまだあまり浸透してなく、核家族化による老人問題というはおこっていないことをあらわしている。

全国的にみると国民の過半数は老後の子供との同居を希望し、そうなることを期待している。横尾にもこれはあてはまるが、より横尾の方がその傾向は強い。そして全国的にみた場合も横尾の場合も同居を希望する場合には子供夫婦と孫たちとの同居を望んでいる。同居希望の理由は経済的保護や日常生活におけるサービスないし看護があるが、親子別居を原則とする核家族化の流れの中で老人は経済的な扶養はともかくとして——それすら受けにくくなるが——日常生活のサービスないし看護の点はほとんど期待しがたい状況におかれているといつてよい。したがって同居を希望するのは経済的扶養の問題よりもこの点の不安から、それならばはじめから同居したいという人が多いということである。しかし横尾はこれが表面にあらわれないで「家」制度のなごりの中に同居が当然という考えが残っており、これが核家族化へのテンポをおくらせているといえる。

NHRの調査した国民世論調査「現代の家族と生活」のデータや表8-2-33、老後に一緒に暮らしたい人の調査で老人ホームなどの施設で老後をおくりたいという希望が少ないが、これにもあらわれているように公的扶助にたよろうとする者はいない。これは日本の社会保障制度がお粗末であることを示しているといえる。もっと年金全体系の整備、老人福祉施設の整備、配置がなされなければならない。これからの老人問題は核家族化の傾向と、この老齢期に入ってから親同居希望とのかかわりあいの問題を解決してゆくの大きな課題であろう。特に、横尾などのような農村においては今までとは逆に将来、若い層の流出で老人のみがとり残され、いわゆる農村老人核家族が目立ってくる可能性もあるがこれもやはり老人扶養の点から私的扶養と公的扶養の双方によってはたさるべき課題である。

(岡田真由美)

### 3 同族と親族

#### (1) 同族

第1図は横尾における同族団の分布を示したものである。ここでは同族を、家を中心にして、本家分家の系譜関係に従ってその相互認知があり、同一地域内においてなんらかの生活連関があるものと理解する。それによると、現在横尾には5つの同族団が存在していることになる。すなわち、高木株、伊丹A株、伊丹B株、伊丹C株、今井株である。各同族団の構成戸数は、高木株5戸、伊丹A株4戸、伊丹B株1戸、伊丹C株2戸、今井株9戸である。そのうち、伊丹B株は本家がすでに絶家しているため現在は単独戸の存在である。これらの同族それぞれは第1図にみられるように、伊丹A株の⑭⑮を除いて、1つの地域に近接して生活している。すなわち高木株は新屋敷に、伊丹A・B・C株は本村（横尾）に、今井株は上横尾と、1地区1姓の形態をとっている。そして、同族団相互の交流としての部落内婚はあまりみられず明治期における⑬と⑮大正期における⑨と③（いずれも婿入り）の2件である。それでは、各同族団における成立状況や日常の生活の生活において果している機能を、1地区1姓の形態をとって

いる性質上、同族としての面と近所としての面が重なりあっていると思われるので、近所交際もおりませめて詳しく述べてみよう。

高木株；②③④⑤⑥の5戸で構成されており、新屋敷に一団となって隣りあっている。宗教は5戸とも真言宗である。⑤が総本家として認められており、家号は「中屋」である。この株の定着事情は前述の通り

(第8章第1節参照のこと) 徳川時代初期の頃であると伝えられている。⑤から7代前に「東」と呼ばれる②と「西」(⑥)が同時に分決した。②は昨年岡山へ他出して現在すでに当地にはいないが、②から5代前に

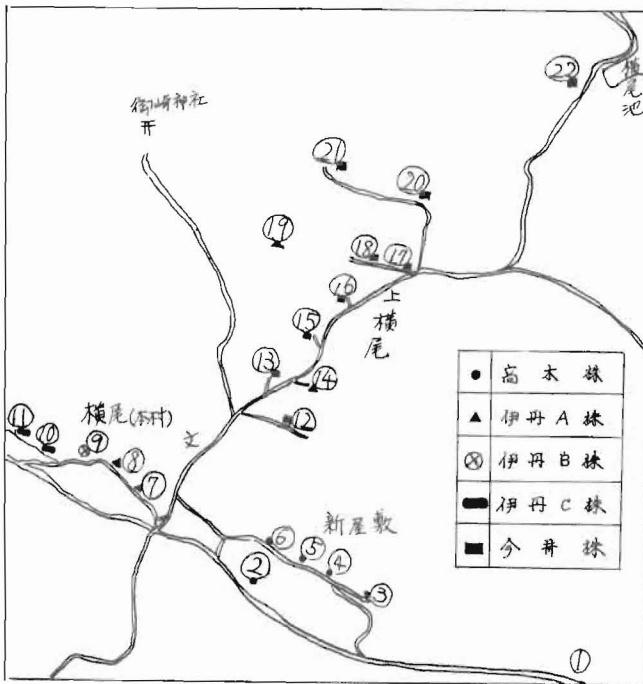


図8-3-1 同族の分布

No. 1

妹名	系譜関係(明治)	家番号	系譜関係の明認知	屋号	宗教	援助や援助を求むる						援助や相談を求むる						妹内戸数		
						経済的困窮	嫁を迎える時	病気の時	葬儀の時	農業経営上	建築・屋根葺	その他	先祖祭	厄忌(慶金取)	吉凶の時	氏神祭	その他		他家の関係	他家の関係
高木 妹		① ⑤ ① ② ③ ④ ⑥	①②③④ ③④ ④③ ⑤⑥	ナカヤ ヒガシ シヤバの ニシ	真言宗	経済的困窮	嫁を迎える時	病気の時	葬儀の時	農業経営上	建築・屋根葺	その他	先祖祭	厄忌(慶金取)	吉凶の時	氏神祭	その他	他家の関係	他家の関係	妹内戸数
伊丹 A 妹		d e f 14 17	②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟	コタンジ シタ	天台宗	経済的困窮	嫁を迎える時	病気の時	葬儀の時	農業経営上	建築・屋根葺	その他	先祖祭	厄忌(慶金取)	吉凶の時	氏神祭	その他	他家の関係	他家の関係	妹内戸数

図 8-3-1-2 a 同族とその機能



「シンタ」と呼ばれる⑤が分家し、それと前後して④から②が分家している。もう1軒⑧が分家しているといわれているが、⑧からだとすればこれも前2軒と同時代の分家であろう。⑩も⑥もすでに絶家してしまっている。⑨から③が分家して現在7代目である。その③から昭和元年頃④が田1反2畝畑2畝山林4反をもらって分家している。④の現戸主は2代目である。そして現在本家分家の系譜関係の相互認知があるのは⑤と⑥、⑤と②（これは⑥が他出しているため本家として認めている）、③と④となっている。

それではこれら5軒の家が日常生活においてどの程度のかかわりあいがあるかをみると、2図のごとくであるが、「援助を求められることがありますか、また、求めることがありますか」という問いに対して、図では大分誤差があるようだが、本家が他出して当地にいない場合は別として、経済的困窮の場合は全くみられず、嫁をもらう時、出産の時、葬式の時とかいったいわゆる「コト」ある時、冠婚葬祭の時に本家分家の別なく家も近いことだし、相談をもちかけられれば応ずるといった消極的である。農業経営面においては手伝いあうという形でなされ、その他日常のこまごました物は近所づきあいとして貸借がおこなわれている。

株内一同が集まる時は、葬式の時、年忌・法要の時、正月と9月末日のお日待、旧3月3日のきつね祭、旧6月23日のまりしてん様（傍点筆者）、それに毎月20日の大師講と宗教的なものが多く、昨年高木300年祭をやったがそれまでは先祖祭はやっていない。又、「本家分家の関係はいつまでも続けていくべきでしょうか」という問いに対しては、皆一様に「続けていくべきである」とし、その理由として「先祖が1つであるから」、「当然のこと」、「本家は本家としてたてていかねばならない」、「田舎だから終りが無い」、「続けていかねば悪い」等があげられている。

以上みてきたごとく同族として高木株は宗教的、講的な面でそのきずなが保たれており、旧時代すなわち明治以前の農村社会で全国的にみられるような本家が絶対的優位にたち分家がまったくそれに依存しているような上下的な関係ではなく、経済的にも独立し生活状態にも差がない新しいフラットな関係を結んでいる。「若い者同士の話し合いで、あちはあっち、こっちはこっちで、本家だからどうということはない」という言葉にもそうした状況がうかがえる。しかし、この株にあっては⑤と⑥、③と④のごとく直接の本家分家関係の場合にはフラットであるにしてもまだお互いを頼りとして密接な関係もみられる。

近所交際については、新屋敷だけについていえば、同族との関係上先に触れたごとくで改めてとりあげることもないが、他地区とは特別な関係を除いてほとんどない。近所交際として最も一般的な香典のやりとりも全部落に持っていくようになったのが、ここ一二年のことである。そして③④と⑨の関係は姻族であるから当然として新たに仕事の関係とか、妻同士が同郷であるとかいった例にもみられるように、家相互というよりも個人的なつきあいがまみられる。

ここで筋道が多少前後するが、①については竜泉寺の守番として、老婦人が1人で住んでいる。いわば単独戸であって家関係がないことから同族としては取り上げられていない。

伊丹A株；これを構成している家は、現在本村の⑦⑧上横尾の⑭⑱と4戸であるが、本家分家の系譜関係がはっきりせず、それを解明してくれる資料もない。このA株の先祖が当横尾の最初の定住者であ

ることまでははっきりしており、その定着前後の事情は前述（第8章1節参照のこと）の通りであるが、その家がどこかということとはわかっていない。系譜関係がはっきりしているのは、現在アメリカにいていられる⑨から徳川時代末期に二人の兄弟が同時に分家し、兄の方が田7反、弟の方は田3反程もらったといわれている。前者が1代で絶えた⑩であり、後者が⑭でその現戸主は3代目である。⑭と⑰は現戸主のおばにあたる人が昭和24年に田1反2畝と宅地をもらって分家し、子供がなかったため現戸主の次男が養子として昭和37年に入籍したという血縁的に密接な関係にある。⑰は文禄4年（1595年）に定着したといわれ、当横尾の氏神である「御崎（オンザキ）神社」の神主として当社につかえ現在15代目である。⑰は当地における本家分家関係にはふれていない。⑧は⑨を本家として認めているが4代前以前の系譜関係はわからないとしている。

ここで問題となるのは、現在吉備郡山手村に他出している⑨の存在であるが、⑭ではここを大本家として認め、⑧では「本家を本家として認めますか」という問いに対して、「先祖としては認めるが、本家としては認めない」という答えが返ってきている。そして毎年5月3日に行なわれる先祖祭りには⑨も招かれて参加している。

交際内容は、⑭と⑰は非常に近い親等関係にあるので、農業経営とか、農機具の貸借、冠婚葬祭等、日常生活におけるさまざまな面で相互依存がなされているが、⑰では姻族すなわち嫁の里との結びつきもかなり強く新しい時代の家族の結付きがうかがえる。⑰と⑧は同族としてより、家も隣りあっていることから近所交際として日用品その他の貸借が行なわれている。そして「特別親しいとはいえないが、まあまあ親しい関係です」という言葉から、あまり密接な関係が持たれていないことがうかがえる。農作業の面でも、⑰は「以前にはあったが今はない」といっており、⑧も昔以前は⑰⑭を頼んだこともあったが、今では親族が中心となっている。それから近所交際として他株とのつきあいや仕事の関係、嫁同士の付き合いといった個人的な交際は高木株同様のいずれの家にもみられ、同族として4戸をまとめているものは先祖祭りであり、先祖がだれであろうとどこであろうとそれをついにしているという意識が重要な役割を果している。そして「本家分家のつきあいは続けていくべきでしょうか」の問いに対しては「株内の繁栄のため」「お互いに助け合える」という肯定的な面と、「1人でやれば1人でやっていく」とか「時代が変わるとすたれてくる」といった否定的な反面が出ている現在、同族として今後の方向が注目される。

伊丹B株；伊丹B株は本村にあり、現在「新屋」と呼ばれる⑨が1戸で単独戸的存在である。この本家は明治以前すでに絶えており、この一族が定着した事情もいろいろな説があるがはっきりしない。そこから⑨が分家して現在6代目である。そして分家は3戸程あるが、すべてが他出分家で同族としては何1つ機能していない。部落内における交際は、先代が③から婚入りしているので③と④とは親類として結付きが強い。「以前には農業もしており、近所で早く仕事の済んだ人に手伝いにきてもらって

たが、今は本格的にやっておらず、私（世帯主の母）がかたてま程度にやっているだけで、手がなくてテマガワリもできず、他人に頼んで金で支払っている現状である」とのことである。そして頼りにできる家も、頼りにされる家も③④をあげており、それ以外に近所づきあいとして⑦⑧をあげているにすぎない。しかし、天台宗であることから、その講中として伊丹姓全体との関連をもっている。

伊丹〇株；この株も本村にあり、⑩と⑪の2戸から成り、家は隣り合っている。⑩の屋号は「植 西（ウエニシ）」⑪は「西（ニシ）」である。⑩が本家で、明治以前から定住していたが定着事情はわからない。⑪は明治35～6年ごろ分出して現在2代目であり、本家分家の相互認知はある。そして本家分家の関係は続けるといっており、「他人とは違うから」と血縁的な理由づけをしている。そういった反面、交際内容としては「終戦直後まではあったが、今はない」といい、「うまい調子にっているから」、「自分自分で生活しなければしょうがない」という答えがでている。したがって、2戸が集まる時は年忌法要、吉凶事の場合にあげられており、あまり密接なものではない。近所交際については伊丹姓全部の⑦⑧⑨⑭⑯があげられており、内容は「生・死」すなわち葬式出産の時と天台宗に關係した講の宗教的な関係とである。結局2戸とも独立した生活がなされており、密接な依存関係はみられない。

今井株；現在上横尾に9戸の株内をもち、横尾で1番大きい株である。先祖祭がもちまわり制で行なわれており、5月の3・4・5日のうちの1日をあてている。宗教はすべて日蓮宗法華で、株内と同時に講中としても9戸すべてが機能している。そして毎月12日にこれももちまわり制でふかんき（傍点筆者）をする。ここで一つ注意をしておきたいのは、今井株も伊丹株と同様系譜関係が3つに分かれており、表面的に系譜関係の相互認知はみられない。その事だけを取り上げて考えると今井株も3つに分ける必要があるかもしれないが、今井株においては先祖祭を1つにしてやっていることで同族として機能しているとみなし、伊丹では3つの系譜がまったくわかれ同族として何一つ機能していないことからABCの3つの株にわけたということである。すなわち、今井株においては先祖祭をやっているということとどこかで家の系譜につながりがあるであろうという意識をもって相互認知があるとみなした。

したがって、グループごとに見ていくと、第1グループは「本宅」といわれる⑳を総本家としてまず㉑が現戸主よりさかのぼること5代前に分出し、その後今から100年程前に㉒が分出した。㉒は18年前、昭和27～8年に岡山へ他出している。その㉒から明治年間に㉓が分家して現在2代目である。その後㉓からは大正年間に現戸主の弟が分家しているが、昭和23年に死亡し現戸主に子どもがなかったため、その子をあととりとしてひきとっている。また㉓からは昭和25年に㉔が分家している。それぞれ本家分家の関係は続けていくべきだとしているが「先祖が同じだから仏様に対しても認めておかねばならない」、「血のつながりがあるんだから」と儀礼的であり、「それぞれ独立して生活しているから」と言う言葉がみられることから同族としての意識がうすれてきている。従って先祖祭、講以外には全体としてのつきあいはないが、㉑と㉒は兄弟にあたるので密接な関連が保たれている。そして同族にかわる、友達とか親族とかとの交際がやはりここでも顕著になっている。

第2グループは㉕を本家として㉖が分家し、㉖が4代前に隠居して分家している。㉖は明治8年の耕宅地人別統計帳に4代前が記載されており、その後明治19年に4代前と3代前の名で相続がなされたと前記統計帳に記載されており、そのことから明治維新前にはすでに分出していたと思われる。それか

ら⑬は明治維新の頃分出したといわれるので⑭の方が先であると思われるが、これはあくまでも推論の域を脱し得ない。⑬は昭和25年に②を分家に出している。②は現戸主が⑬の弟分にあたる。⑮と⑬は⑬の先代が⑮から婿入りし親せき関係も結んでいる。本家分家の地位は相互に認めており、それは今後も続けるべきであるとしている。理由はやはり「血のつながりがあるんだから他人とは違う」があげられているが、株内としての交際は、葬式とか講とかいった面で他にはあまりみられない。近所としての交際は、⑮は⑭⑯、⑬は⑮を、⑰は⑱をあげているが、内容としてはそう深いものではない。②は地理的にやや離れており、交際も株内とではなく長野の最も近い家（今井の講中に入っている家であるが）と行なわれている。

第3は⑱で、屋号は「東（ヒガシ）」である。この⑱はわずかに⑩を分出してはいるだけで、その⑩もすでに明治年間に絶家しており、今井株における系譜関係としては単独戸の存在である。定着事情もはっきりしたことはわからない。

以上のごとく、今井株にあっては一応3つの系譜関係にわかれるが、どの系譜を総本家筋として認めるかは別として（1説には300年程以前に芳賀方面から2〜3軒で移ってきたともいわれるが）先祖を1つにしているという意識と日蓮宗法華の講組としての連関で結びついており、同族意識は時代ととも

に次第にうすれてきていることは否定できない。

ここで、各同族団相互の交際を葬儀の際の香典とか祝儀とかそれ以外のおすそわけとかのやりとりという面からみていくと第3図のごとくである。以前香典は株内間だけで行なわれており、他の同族団に対してはとりわけ懇意な家としか行なわれていなかったが、ここ1〜2年前から部落全体でなされるようになったということである。

祝儀とかおすそわけは同族団間ではむろんのこと内部においてもほんの一部でしか行なわれていない。そして香典は同族外

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
1																							
2			OX OX		X O X O				O														
3		OX Δ		OX Δ OX Δ	OX OX	X O X	X O X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
4		OX Δ	OX Δ		OX Δ OX	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
5		OX Δ	OX Δ	OX Δ		OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X	OX X
6		OX OX	OX OX			OX X	OX X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
7		X X	X X	X X	X X		OX OX	X X	X X	X X	X X	OX X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	OX X	X X	X X	X X
8		X X	X X	X X	X X	OX Δ		OX Δ	OX Δ	OX Δ			OX							OX			
9		OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX		OX OX	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
10								OX Δ	OX Δ	OX Δ			OX							OX			
11								OX Δ	OX Δ	OX Δ			OX						OX				
12							X X	X X				OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ	OX Δ
13		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	OX Δ	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
14		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	OX X	X X	X X	X X
15		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ	X Δ
16		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
17		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
18															X X	X X	OX						
19		X X	X X	X X	X X	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX		X X	OX X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X
20		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	X X	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX	OX OX
21		X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X	X X		X X	X X	OX X	X X	X X	X X	X X	X X	OX X	X X	X X
22													OX		OX		OX						

○ 祝儀 X 香典 Δ おすそわけ

図 8-3-3 横尾における同族の交際

部と同族内とは大きな差があり、ことに親族とは一段と格差があり親族が重要であることがうかがえる。

以上が横尾における同族団各戸の相互機能関係である。各同族それぞれの特徴をまとめると、各同族団とも先祖を同じくするということから家の出自でもって結びついている。しかし株内間での地位の差がないフラットな関係である。そして「先祖を同じくし多少とも血のつながりがあるから関係は続けるべきだ」とする反面、「経済的に自立でき、それぞれの生活もあるし、血のつながりもうすれてきたから」という考えも出てきており、同族としては表面的で形だけのものになってきている。何かつなぎとめる手だてがなされない限り、やがては時代の流れに押し流されて崩壊の過程をたどっていくことであろう。すなわち近世において各戸は稲作中心の農村共同体の一員として密接な相互依存関係にあったのであり、そうしなければ自己の存在を保ち得なかったのであるが、明治維新前後からの貨幣経済の波が漸次押し寄せてき、それに輪をかけて戦後の急激な経済変動に大きく揺れ動かされ、稲作中心の農業では生活が維持できず兼業化が進行していった。そして一応生活が維持されるようになり、経済的に自立できるようになれば、おのずと依存しなくてもやっていけるという意識が生まれる。それが進んでくると自然に共同体的意識もうすれそれに伴って同族も崩壊の途をたどるといふ全国的な傾向に適合していると思える。

(2) 親族の範囲と分布

前項で述べた同族は、家の系譜関係に基づく集団であり、血縁関係や個人の生死をも越えて存続し、その範囲も比較的固定しやすい。それに対して、親族は婚姻と出生に媒介される。いかえると、血縁と結婚にもとづく個人と個人とのつながりであり、親族関係と呼ばれるものである。親族は、重縁が行な

表 8-3-1 横尾の親類

1戸平均	8.7名
3名	1戸
4名	1戸
5名	3戸
⋮	
8名	6戸
9名	2戸
10名	3戸
11名	2戸
12名	1戸
13名	1戸
⋮	
16名	1戸
182名	計 21戸

われなきり、個人の死亡によってその結合関係は次第に疎遠になっていく。したがって、その範囲は比較的動きやすく、いわゆる流動的な性格をもつものである。以上の親族のもつ基本的な性格をふまえて、横尾における親族の範囲はどのように分布しているか、また、同族意識がうすれてきた現在、親族がどのような役割りを演じているかを検討し、同族とからみあわせて横尾地区の構造をまとめてみよう。

一般に親族関係は、血族・姻族の両方を含めて、「しんるい」、または「しんせき」と呼ばれている（現行民法では親族を血族・姻族・配偶者の3種に分け、血族6親等、姻族3親等以内を法定親族としている）。ここ横尾においても、親族として交際している家は「しんるい」と呼ばれている。そこで親類づきあいを尋ね、各戸であげてもらった結果をまとめてみると、日頃往来のある親類の総数は182名で、1戸平均8.7名の親類をもっている。各戸のもつ親類数の内訳は表8-3-1に示す通りである。

表8-3-2 親類の地域分布

地域別	部落内	一宮町内	御津郡内	県内					県外	計
				岡山市	総社市	足守町	高松町	その他		
数	18	22	9	26	18	24	15	38	12	182
%	9.8	12.8	4.8	14.2	9.8	13.1	8.2	20.8	6.5	100

表8-3-3 通婚圏(入婚)

部落内	0 (人)	0 %	
一宮町内	1	3	
御津郡内	8 (1)	24.7	
県内	岡山市	3	9.1
	総社市	3	9.1
	足守町	7 (1)	21.8
	高松町	4	11.8
	その他	8	24.7
県外	0	0	
計	34 (2)	100	

( ) は婿養子

表8-3-4 親等別・地域別分布

地域別	父方						妻方					母方					祖母方				嫁方				婿方		その他	計			
	I	II	III	IV	V	VI以下	I	II	III	IV	V	VI以下	I	II	III	IV	V	VI以下	I	II	III	IV	I	II	III以下						
部落内	1	3	0	4	0	0	6	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
一宮町内	5	6	3	3	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	22		
御津郡内	0	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
県内	岡山市	3	8	3	0	1	0	1	3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	26		
	総社市	0	5	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	18		
	足守町	0	6	6	2	2	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24		
	高松町	0	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	15		
その他	2	9	5	0	0	1	0	1	1	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	2	1	3	3	33			
県外	2	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	12			
計	10	43	24	11	6	2	7	3	19	2	1	0	1	9	13	0	0	0	4	2	4	8	0	2	2	5	4	182			

- I 親子
- II 祖父母兄弟姉妹
- III 甥姪, 伯叔父母
- IV 従兄弟姉妹伯叔祖父母
- V 従甥姪, 従伯叔父母
- VI その他再従弟姉妹
- VII 親等以下

岡山、総社、足守、高松の各市町が45%強と約半数を占めており、周辺部への分布が特徴的である。さらに、入婚における通婚圏をみると、表8-3-3のように、全体で34人に対して、周辺部の岡山市、総社市、足守町で半数を占め、それらを除く県内でも、倉敷市とか吉備郡に集中しており、周辺部への分布が顕著なものになってくる。

そこで親族を、父方・母方・妻方・祖父方・嫁方・婿方・その他（この中には親等のはっきりしていない本家とか分家とかいった昔からの親族が含まれる）と姻戚別に分けて、親等別にみると、表8-3-4のごとくである。全体的にみて、総数182の親族のうち、父方が103（56.5%）と、他の妻方・母方・嫁方等々と比較して圧倒的多数を占め、数字の上からも父方重視の傾向が歴然としている。これはやはり、今なお日本において支配的である父系制に適合しているものと思われる。それから親等別にみると、2親等77（43.3%）、3親等40（22%）と、比較的近い親等との交際が行なわれている。

それから、「親族関係の縁をきるのはどのくらいたってしょうか」という問いに対して、部落外の場合には21戸中、2代～3代と答えた人が11名、3代～4代が7名、4代～5代が1名、わからないと答えた人が2名となっている。また、「部落内ではどうですか」の問いに対しては、「近所としてずっと」とか、「近ければ往来しやすい」と答えた人が大半である。これらのことから、部落外ではたいたい3代までであり、「部落内ではいつまでもつきあう」ということや、「遠くだったら早いこと切ってしまう」とか、「遠かったら早く切れるが、近かったら続ける」とかいった答えからもうかがえるように、「遠くの親類より、近くの他人」という言葉が、ここでもいわれるようである。これは、前に述べたように、親族の地域分布が県外よりも県内、県内でもより周辺部に多くみられるという特徴と一致していると思われる。

しかしながら、そういった反面、「同族と親族の区別することがありますか」の問いに対して、「はい」と答えた人が13名、「いいえ」と答えた人が6名、「わからない」と答えた人が2名ある。その内容としては、香典の額に差があることや、「親族には金を貸すときすぐに貸すが、株内には証文を書かす」といったことがあげられている。以上のことから、いくら「遠くの親類近くの他人」といっても、かんじんのところでは区別があり、親類の占める比重が同族に比較して大きいと思われる。例えば調査において、親族の依存関係のパラメーターとして最高の依存程度を示すと思われる経済的援助を受けた例が、同族の場合にはまったくみられなかった。それが親族の場合には21戸中、5例もあげられている。その中でも特に「妻の兄」とか、「嫁の父」とかいった姻族、すなわち妻方・嫁方が3例である。これは親族、特に姻族との結びつきが強くなっていることを示している。

以上横尾における親族を、特に同族との比較においてみてきたわけで、親族関係それ自体については非常に概略的であり、これだけでははっきりと断定できるものではない。しかし、第1項でみたように、同族意識がうすれてきた現在、社会構造の中で同族にかわるものとして、親族がかなり重要な役割を担ってきていることは、ここ横尾でもいえると思う。

要するに、一方で兼業化が進行していく過程において、共同体意識がうすれていき、もう一方で地域的にかなり広範囲の親族との結びつきが強まることによって、地域的に固定していた同族組織がばらばらになり、一層共同体意識がうすれていくという循環の過程の中で、ここ横尾が、今後農村としてどのような変遷をたどるのであろうか。すなわち、昭和46年度には岡山市に合併されるが、そのために、都市化が進行して、農村としては存在しなくなるか、あるいは、都市近郊農村として新しい発展をとげるか等、種々の問題を含んでおり、今後の動向が注目される。

（曳野 馨）

#### 4 機能集団

##### (1) 農業協同組合

###### (a) 組合の成立と機構

農業協同組合はさまざまに形を変えながら今日の発展を築いてきた。その歴史を比較的データのある馬屋下村における産業組合でたどっていき。

産業組合の創立は正月用品の共同購入に始まった。部落の有志数名が暮の27、8日頃、車をひいて岡山の卸店で砂糖・数の子・乾物類など仕入れ、それを公会堂で分配する程度であった。それが組織だてられたのは、明治39年5月1日「吉備果物販売組合」である。明治21年下芳賀の斎藤喜八氏が桃8本植えたのが動機となって、漸次この地方に栽培が盛んになり、明治39年頃には阿神からウラジオストックにまで出荷するようになった。そこで氏は計画出荷の必要上、近郷9カ村の同志382名とともに産業組合法に基づき、吉備果物販売組合を設立した。

それから10年、上芳賀の伊原薫氏が提唱し、「有限責任芳賀信用販売生産組合」が明治45年2月13日創立された。区域は上芳賀一円で、組合員数90人、出資口数1230口（1口5円）で、設立目的は「組合ニ産業上ノ資金ヲ貸与シ、貯蓄ノ便宜ヲ与へ、組合員ノ生産物ヲ販売シ、組合員ノ生活ニ必要ナル物品ヲ売却スル。」であった。これに続いて下芳賀、大窪、松尾と産業組合が大正初期殆んど同時に創立された。その内容は次のごときであった。

###### 1. 有限責任下芳賀信用購買組合

大正2年2月25日創立、区域 下芳賀一円、組合員数 82人、出資口数 120口（1口5円）

###### 2. 有限責任大窪信用販売購買利用組合

大正2年3月18日創立、区域 大窪・福谷一円、組合員数 100人、出資口数 207口（1口5円）

なお、この組合は、大正10年頃から醤油を作り始め醸造部をもっていた。

###### 3. 有限責任松尾信用販売購買利用組合

大正5年3月20日創立、区域 松尾一円、組合員数 55人、出資口数 105口（1口5円）

昭和10年頃から産業組合が部落単位のため、経済界の不況がもろに響いて経営不振に陥った。そこで県産業課は、1村1組合として統一するよう勧めたが、上芳賀組合は創業が古いのと経営が順調なとで承諾せず、下芳賀・大窪・松尾の3組合が、昭和12年9月15日、「馬屋下信用販売購買利用組合」の名のもとに合併された。その目的は、「信用販売購買利用各事業及び農業倉庫米穀自治管理法ニ依ル、米穀統制組合事業代行」とあり、区域は上芳賀・長野・横尾を除く馬屋下一円にわたり、組合員数229名、出資口数432口（1口20円）であった。

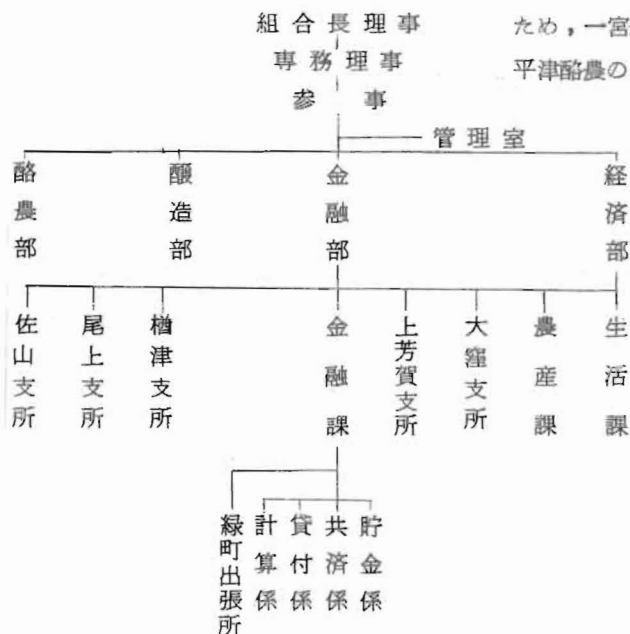
この後、昭和16年5月31日上芳賀組合も統合し、更に長野・横尾両部落も新たに加入し、

実質馬屋下村一円を区域とする農民の自主的な産業組合が実現した。

しかし太平洋戦争の激化に伴い国家統制の必要上、全国的に農業関係の諸団体を統合して農業会を設立することになった。そのためこの組合も昭和18年12月24日強制的に解除させられ、「馬屋下村農業会」として昭和19年1月31日新たに発足した。ちなみに組合員数408名、出資口数680口であった。農業会は「農業に関する国策に即応し、農業の整備発達を図る」ことを主目的とし物資統制の一翼を担い、産業界がもっていた協同組合的性格を喪失してしまった。昭和20年無条件降伏をしたのちも、農業会は食糧の出荷統制、並びに農村必需物資の配給機関として事業を継続した。

その後昭和22年12月占領軍の指示により農業会は解体せられ、同年12月15日農業協同組合法が施行された。馬屋下でも同年12月20日、馬屋下農業協同組合設立目論見書を作成して、23年1月20日馬屋下小学校において創立総会を開催し、27日設立認下申請した。それに対し30日に本県最初の農業協同組合として認可され、ここに御津郡馬屋下村一円を地区とし、組合員数489人、出資口数489口(1口200円)の「馬屋下農業協同組合」が発足した。

図8-4-1 組合の機構



昭和30年、一宮村、馬屋下村、平津村の3村合併がなされ、農業経営の近代化及び経済向上をはかるため、一宮農協、馬屋下農協、平津農協とそれに平津酪農の4つの協同組合の合併が決まり、昭和36年7月1日「一宮町農業協同組合」として発足し、現在に至っている。

合併当時は3地区からそれぞれ7人の理事と監事1人を出したが、現在の役員は常勤の組合長理事1人、非常勤理事12人、監事3人がいる。現在の組合の機構は左の通りである。

表8-4-1 組合員数

種類	年度	39年度	40	41	42	43
	正組合員数		1,292人	1,309	1,303	1,315
準組合員数		359	360	381	398	396
		1,651	1,669	1,684	1,713	1,743

表8-4-2 組合員出資状況(昭和43年現在)

	出資口数	出資金
正組合員	25,604口	25,604,000円
準組合員	5,338	5,338,000
計	30,942	30,942,000

組合員の資格は、一宮町に居住している者であれば誰にでも与えられる。耕地面積一反以上をもっていれば正組合員として、また耕地はなく非農家であっても準組合員として、出資金3口以上(1口千円)納めると認められる。表8

4-2をみると、正組合員は1人平均19口、準組合員は13.5口を納めている。

(b) 農協の事業内容

(イ) 経済部

・生活課 灯油・炭・食料品・雑貨などの生活用品、肥料、飼料、生産資材そしてプロパンガスの販売を行なう。農協婦人部も共同購入など協力しているが、生活用品は岡山市に近いため市内のスーパーを殆んど利用しているようである。

・農産課 農機具・肥料・飼料・農薬などの生産資材、温室栽培用の重油、そして木箱・ダンボール箱・木毛などの販売資材の購入と米麦、青果物の出荷販売を行う。

表8-4-3 購買事業

種別	供給高(円)
肥料	24,598,966
飼料	3,808,701
農薬	13,064,092
配給	1,606,0385
生活資材	10,375,0907
ガス	7,191,073
農機具	2,137,4151
生産資材	1,128,0895
計	201,129,170

表8-4-4 販売事業

種別	販売数量	販売金額(円)	
米	普通米	18,526 俵	151,095,478
	低品米	38 俵	228,000
	小米	2,4155 K	647,469
麦	994.5俵	3228,645	
青果物	とまと	207,266 K	11,531,281
	桃	347,966 K	31,851,338
	ブドウ	128,123 K	11,567,366
	柿	69,641 K	3,907,493
	エンドウ	54,758 K	3,796,928
その他	—	370,935	
卵	42,400 K	7,603,985	
合計	—	226,028,918	

購買事業の中の農機具の購入は、クワ・カマ類は殆んど農協であるが、トラクター・コンバインなどの大型機具はメーカーからが殆んどである。その理由として、農協からの数は少ないこと、好みがあること、自分たちの思うように交渉できないこと、助言や指導はしてくれるが手数料をとられることがあげられる。これに対して農協としては、各戸がメーカーと直接最低値まで交渉しそのあとを農協が会社と取引できるようにしたら、価格一定がはかれ、みんなが最低価格で購入できるし、手数料は会社から入るマージンを還元するようにして、今後の大型機具購入の系統利用の確立を計画している。経済部の事業内容のうち、販売事業は1分5厘で収支やっとなり、購買事業は赤字である。しかし

農協にとって経済事業の目的は、利益を追求するものではなく、あくまでも組合員の利便と一般商店への牽制にある。

また農産課は営農指導を行う。普通作 2 人，温室 2 人，蔬菜 1 人，酪農 1 人（酪農部）の営農指導員を置き，昭和 43 年度営農改善費は小麦関係 1 8 2, 2 7 1 円，い草 1 7 5, 5 5 9 円，温室ブドウ 2 6 5, 0 0 0 円，青果物 2 1 3, 3 3 0 円，酪農 5 3 3, 0 0 0 円，養鶏 3 7, 0 0 0 円であった。44 年度の営農指導の方針について記すと次の通りになる。

- ① 吉備高原パイロット事業，農業構造改善事業に対し，積極的に取り組み，農業基盤整備の推進をはかる。
- ② ウメ米作りの指導推進をはかり，良質米の生産に努力する。
- ③ 水稻全面請負耕作制度を設け，共同利用施設の活用などで，組合員相互の利益拡大に資する。
- ④ 園芸・果樹・酪農・い草などの地域農業生産の密度を高め，農家の集团的利益の拡大をはかる。
- ⑤ 出荷組合，生産組合の育成をはかり，農業生産性の向上を期する。

⑥ 農業の技術指導と併せて，農業経営の改善につとめる（ロ）金融部 金融事業は組合員の経済的資金的な利便をはかるためにあり，従って農業近代化，農業構造改善への資金など，組合員の農業経営の向上推進のため便宜がはかられている。

表 8-7-2 をみると特に長期共済の伸びの著しいのに気づく。合併当時 4 億 2 7 1 万円だったのが，39 年度は 9 億 9 6 4 2 万円，43 年度 24 億 1 6 2 8 万円と約 5.6 倍も伸びている。このように共済事業が大きく伸びた原因は，温室ブドウ・果物・い草など商品作物の発展や，他産業に就業する人がふえてきていることから，農協が現金収入を対象に積極的な保険事業推進を行なったからであろう。貸付については，来年度の金融部門の予定計画にも「営農に関する融資は効率的にしかも十分供給するは勿論，農業近代化資金など生産部門の先行投資の融資については積極的に行なり。」と述べてある。また農家の近代化改善資金ばかりでなく，進入学，結婚や家の改築資金にも利用できる。

農協の事業をみてみると，信用事業の収益が農協の行なっている他の事業をカバーしている。つまり農協は組合員の利益を守るためにあるのだから，例えば経済的にやっていけないところでも店舗を置いたり，資金援助

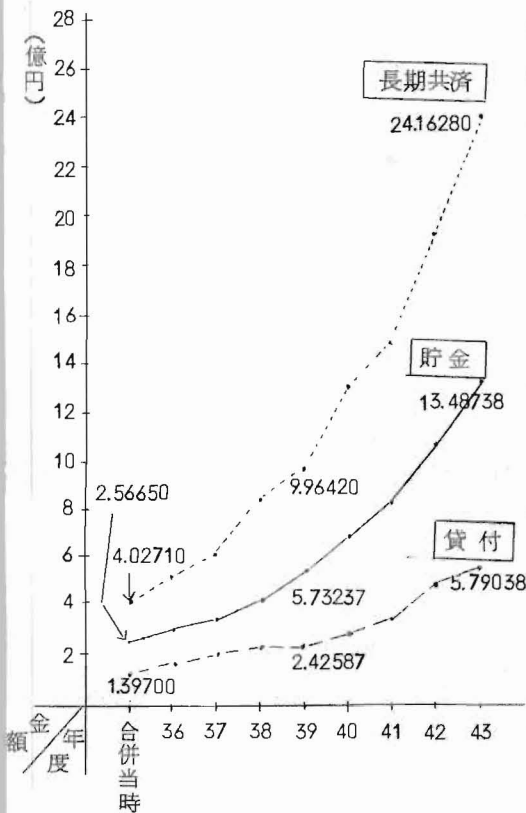


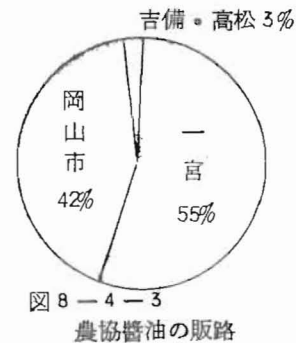
図 8-4-2 農協の金融事業の推移

をしなければならない。そのために農協は経済から金融事業まで、広い範囲でやって集められた貯金を他の事業の資金として運用することにより、他の事業を支えていくのである。

(ハ) 醸造部 第一次大戦後醤油が不足し、しかも業者の海水を使った粗悪で高いものしかなかったので、大正10年頃馬屋下で安くて良質の醤油を作ったのが一宮における醤油醸造の始まりである。それよりかなり遅れて昭和23年2月一宮村農業会でも醸造を開始した。翌年ここが岡山県の基幹工場に選ばれ、農林省直接指導工場となる。この指定により補助金2万円が出、財政的に研究もかなり進み、25・26年の2カ年県下40農協が集まって講習会を開いた。そしてこれをきっかけに一宮醤油の名は県下に知られ、生産高も農協県下第1位を記す。昭和40年、一宮主催の岡山県農協醤油醸造協会の講習会が開かれ、その内容は醸造技術・品質の試験研究、醤油の状勢調査、値段の陳情で、15農協が参加した。

表8-4-5 農協醤油・みその生産量の推移

種類	年度	38	39	40	41	42	43
	醤油 (k)		103	112	111	113	122
みそ (t)		16	17	17	17	18	22



一宮町には、木村・則武の個人醸造業もあり、そのうち町内の6割を農協醤油が占めている。販売地域は管内のほか岡山・高松と吉備の一部である。管内における利用率は75%で、大手のメーカーの製品は目につくほど入っていない。

#### 今後の問題点

昭和25年と40年の講習会に参加した農協数をみると、40から15に減少している。戦後の苦しさから雨後の筍のようにできていったが、大手メーカーの圧迫、競争の激化、それに伴う売れ行き不振、値上げ幅が小さいこと、人件費の高騰など小規模経営が大規模経営にたちうちできなくなったからである。一宮町には大手メーカーの品が殆んど入っていないし、工場が近くにないことから、圧迫はさほどに感じていないが、この先小規模経営が大手メーカーを相手に生き残っていくには、メーカーの製品が一般的なこと標準的なことから、品質・醸造法の変ったもの、ごく高級化したもの、特殊用途のものや製品に特色をつけて売出すことにあろう。更に醤油は機械化大規模化が可能であることから、経済連の援助のもとに、岡山県の醤油醸造業を1つに統合することを農協では計画している。経営を合併し、一工場で製造し、ルートを通じて県下農協に卸していくということになれば、大手メーカーと対等にやりあえるであろう。しかも醤油の標準値を出すことによって私企業に対する品質・値段とも牽制策になりうる。現実に広島・鳥取・和歌山では一つの工場による生産がなされている。農協自体が資金を持っていることから、県下農協醸造の主力をなす一宮農協から積極的に運動すれば実現も可能であろう。

(ニ) 酪農部 酪農部は、36年の4農協合併の時平津酪農が酪農部となったもので、昭和26年平津酪農

として設立され、集乳・加工・市乳向け販売され、平津牛乳の銘柄ができた。その当時は酪農家15、6戸、乳牛50頭ほどであった。現在酪農戸数36戸、乳牛飼養頭数343頭である。

農家より運ばれてきた原乳は、組織上は各戸農家—県酪連—酪農部と移り、県酪連から買いとる形であるが、実際は直接運び込まれ、乳価は県酪連が脂肪分により決定する。

表8-4-6 農家の生乳出荷量及び販売高

	昭和42年度	43年度
生乳生産量(Kg)	815,672.4	833,314.2
生乳出荷量(Kg)	815,672.4	833,314.2
生乳販売高(円)	4,119,799	4,249,613

集荷された原乳をアルコールテストする—→出荷乳量を計る—→ストレージタンクにため4℃に冷やしかくはんする—→蒸気80℃5分間殺菌—→びん詰

め—→冷蔵庫に保管、以上の過程で加工され、市乳として販売される。販路は、市乳は一宮町・岡山市・津高町・高松町の一部、学校給食は岡北中学校、三門小学校に行っている。

表8-4-7 昭和43年度乳加工販売のうちわけ

種別	取扱高(円)	
乳用牛乳	4,255,237.2	3,245,829本
コーヒー牛乳	1,053,805.6	838,790本
フルーツ牛乳		
濃厚牛乳		
500cc入牛乳	1,924,577	53,164本
原乳	4,249,613	82,247.5Kg
計	10,866,126.7	4,885,567本
幹施物資外	2,321,529.5	(82,247.5Kg)
合計	13,187,656.2	

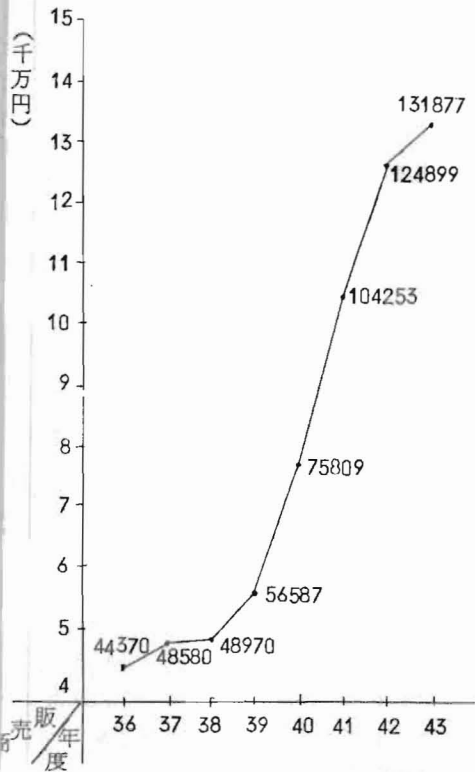


図8-4-4 乳加工販売高の推移

また農家に対し飼料のあっせん、乳牛の購入指導もする。昭和43年にはアメリカ・カナダから乳牛7頭を輸入した。更に生産指導として診療業務、授精業務、登録やその他経営指導も行なっている。たとえ放牧地のある農家は搾乳を制限して牛を長くもたせるように、放牧地のない農家は牛をダメにしても乳をより多く、というように農家の実情にあった指導がはかられている。乳質改善指導も、ミ

ルパップの全戸使用，冷却施設設置，ミルカ使用など全戸を訪問指導により成果をあげ，昨年は全戸乳質改善指導において第1位となった。

表 8-4-8 生乳検査成績

地区	第 1 回					第 2 回					(Kg) 月間乳荷 量	(Kg) 二等乳 荷 量	出荷
	細菌 数	酸度	比重	風味	乳温	細菌 数	酸度	比重	風味	乳温			
平津1班	360万	0.14	1.0344	良	18	350	0.13	1.034	良	18	85408		
2	320	0.14	1.0332	良	18	290	0.14	1.0306	良	18	122357		
3	285	0.15	1.0344	良	19	290	0.14	1.0322	良	18	17,2042		
4	290	0.13	1.0322	良	18	310	0.14	1.0302	良	19	13,191		
5	340	0.14	1.0357	良	19	300	0.13	1.0306	良	20	6,1290		
西総社	830	0.167	1.0300	良	315	630	0.141	1.0301	良	200	36386	1252	34
金 川	600	0.113	1.0301	良	28	690	0.127	1.0289	良	260	7,6436	1244	162
建 部	560	0.131	1.0290	良	245	600	0.132	1.0293	良	230	15,516	77.0	05
賀陽町 (池田)	920	0.135	1.0297	良	270	690	0.145	1.0308	良	250	70,1804	539.4	07

検体を細菌数・乳温・風味・比重・酸度の5項目に渡り検査するが，ミルパップ使用により細菌数常に基準の400万以下，アルコールテストの際凝固したり異物が混じっているものを二等乳と呼ぶクーラーの設置などで，これを絶対出さぬよう指導し，二等乳発生率ゼロは県下一宮農協だけである  
今後の問題点

酪農部はあくまでも農協の一部門であるため酪農部が独断的にすることはできない。生産量増産ため設備拡張を計画しても酪農部自体の収益では不可能である。だから資金と設備面においては農協の指示によりなされることになる。また岡山市合併につれ更に岡山市流出が予想され，販売拡大が必要となってくる。大手メーカーなどは宣伝経費をかけやすいが，酪農部は思いきった宣伝ができない。農協としては将来，一宮町津高町の全ての小中学校で平津牛乳が飲まれるよう販売拡大をめざしている

(c) 今後の農協のあり方

経済の成長発展につれて，都市の人口増加人口集中化が進むにつれ，都市郊外としての一宮町はベッドタウンとしての土地の需要が高まり，農地は宅地化され，人口流入は激しくなっている。それ農耕地の減少，他産業への就業による農業従事者の異動減少をもたらす，専業農家から二種兼業ないし非農家への移行が行なわれ，これに関連して生活全般に渡って都市化の様相を呈してきた。その上こんど正式に決った岡山市との合併が更にその傾向に拍車をかける。このような農村の変貌は農業協組合そのものの質的变化を要求してくるのである。

たとえば，農協を構成する正組合員と準組合員の数量的変化が起こるであろう。更にそれは農協の組合員と準組合員に対する比重の変化をもたらしてくる。そうすると現在正組合員が構造改善資金・代化資金の借入れ，生産資材の購入などで農協を利用しているが，それに該当するものが準組合員にして設けられるよう要求されてくるであろう。また事業内容も経済金融事業ばかりでなく，更に新

い事業開拓を促す。現に岡山市農協では外郭団体として新たに土地売買あっせん会社を設立し、農家の土地利用の便宜をはかる新しい活動をしている。

そもそも農民が農業協同組合を創立した動機は、共同仕入れという形で購買を工夫したことであった。それは即ち、地域住民の利便をはかる地域団体としての農協の誕生であった。その後昭和19年設立の農業会への移行により、その性格は職域的団体に变化し、現在もなおそれが続いている。これからの農協は産業構造の変化による農村の変貌とともに、都市近郊農協として、今ふたたび地域的なそれへと変わっていくことが要求されてくる。そして地域共同体としての機能をもつ農業協同組合へと発展するべきであろう。

## (2) 生産者団体

### (a) 一宮町温室連合会

(イ)成立 温室ブドウ生産農家の間では、以前から馬屋下部落で小規模な協議会があったが、生産者の横の連絡及び町から補助費支給などもあって、昭和36年、一宮町温室連合会が結成された。温室連合会は岡山県温室農業協同組合の組織下にあり、それが更に佐山・平津・森上・上芳賀(⊕)・下芳賀(⊗)・松尾(⊙)・大窪(⊕)の7分区にわかれている。組合員は368人で、そのうち佐山70人・平津35人・森上30人・⊕65人・⊗68人・⊙30人・⊕70人であり、売上金額は43年度は2億7,000万円であった。

### (ロ)仕事内容

①資材(ダンボール箱)の一括購入

②マスカット・コールマン・加温マスカットの出荷統制

出荷は土曜日を除く毎日、9時半に各分区のブドウ集荷所に運ばれ、分区ごとに岡山駅旧カバヤ横にもっていく。

③検見を行なう

検見とは、各分区ごとのでき高を見て回り、目方の違ひがあれば訂正し平均化していくもので、各農家の生産量を正確に知ることと、キロの訂正を目的としている。検見は分区一連合会一県と3回、選出委員(県は検査委員)により行なわれる。時期は加温マスカット5月中旬～8月中旬、冷室マスカット8月下旬～11月上旬、グローコールマン11月下旬～2月上旬頃であり、毎週10日に1回の割合で行なわれる。

④割をきめる

割とは、いつからいつまでの間を○家は××箱出すということを割り当てていくもので、出荷の調整をはかることで自主統制による価格維持を目的とする。熟す10日前の検見で生産量を知ることにより、県温室組合が各町に割を決める——町にきたのを連合会が分区ごとに割をする——分区が農家ごとに割を決めていくのである。

⑤連合会への戻し金、引き出し運賃、精算事務費などの事務を最終的に決める。

⑥栽培指導

農協生産指導員により、農薬の指示、ブドウの品質向上の研究など、年に5・6回指導する。

⑦市場視察

荷姿、荷のつめ方の良し要しなど、年2・3回問屋（大阪・名古屋・東京）に現地視察に行く。

○分工会の仕事は、連合会の下部組織として割の決定、出荷の世話、講習会を開く。

(ハ)今後の問題点 現在生産農家から要求があるのは集荷場所の問題である。出荷は区分ごとに旧カバヤ横に運んでいるのだが、手狭なため混雑がひどく、もっと広い設備の整った場所を希望する声が出ている。これについて連合会では 県温室組合加入の他連合会と協力しあい、新しく積み込み場所を作る計画（フラット造成計画）を推し進めている。それは温室連合会が経済連の管轄下にあるので、経済連にもいくらか援助してもらって桑田町の生活物資配給センターのそばの経済連の土地に集荷所を新設しようというもので、そのため連合会では、一戸当たり5千円、坪300円のフラット造成募金を行なっている。しかし一戸当たり平均約9万円の出資金となると農家の負担はかなり大きいものとなる。また農家にとって税金が比較的高いという不満がある。検見があるため生産量はかくれようがないからで、連合会としては必要経費を多くみることによって税金を下げるよう税務局に交渉している。

一宮において温室ブドウの生産は、県下温室栽培面積40万坪のうち一宮9万坪、県下総売上10億円のうち一宮分2億7千万円、組合員も1,800名のうちの370名という数字でもわかるとおり、米麦について重要な位置を占め、また大窪3千坪、上芳賀1万坪、佐山4千坪と栽培面積を拡張し、今後更に飛躍的な増産発展が見込まれているが、ここにも若年労働力の不足の波は押しよせている。現在若い人で家のあとを継いでいる人は15、16人にすぎない。若い人が都市に働き口を求め、離村していく傾向はますます強くなっていく。そうすることの先10～15年たつと、ブドウの生産に従事する人はいなくなるのではないかと、また岡山市との合併により温室は宅地になってしまうのではないかと生産農家は思っている。いや現実には10年先のことではなく、今も間引き時の忙しい時に雇用する人の減少がはっきり表れてきている。そして大きく経営している家はまだ後継ぎがいるが、小規模な農家ほど都市に勤めに出てしまい、それはブドウの品質の低下をもたらすことになる。このような傾向を少しでもくい止めようと、岡山県温室組合では、組合長片山氏らにより後継者結婚相談所を設けたり、県も協力して後継者育成につとめている。また連合会会長岸道明氏も、温室ブドウ栽培は楽しい生きがいのある職業であるということ、特に女性に向けて広めていきたいと語られていた。

また温室ブドウは地域的に特殊な生産物であるため産地競争がない。それゆえ農家にとっては価格が安定しており、安心して作れるものではあるが、一方ではそれに安住してしまい技術品質面での研究改善を鈍らせ進歩を妨げることになる。そしてブドウの品質研究は国の研究がなされてなく、県の試験場が存続している状態である。従っていつ、どこが新しい温室ブドウを送り出しても、それに品質値段とも十分に自由競争できるよう、つねに連合会がひっぱっていかねばならない。

#### (b)一宮町青果物出荷組合

(イ)成立 一宮町青果物出荷組合が成立したのは昭和36年である。30年頃までは露地果樹及び蔬菜生産農家は各戸毎に、直接自転車出荷業者のところまで運んでいっていた。その後、桃、柿は平津・馬屋下・一宮各農協が運送し、その他の生産物は近所の八百屋や食料品店が商売の買い出しに出

かける際、運んでいたもので、運送業者的な役目を果たしていた。

一宮町青果物出荷組合は農協の中の組織であり、理事28名、監事3名がおり、更に組合長副組合長のもとに桃・柿・トマト・ブドウ・エンドウ各部長がいる。

(ロ)仕事内容

①各部落の撰果場に集荷した生産地を、共撰場の役員(撰果員)が各戸決めた品質の等級に合っているかどうかを調べる。

共撰場は清水・森上・上芳賀・下芳賀・松尾・大窪・長野・横尾・佐山・西楯津・東楯津・中楯津・山崎・今岡・辛川市場・一宮・尾上とあり、撰果員は桃・柿・ブドウ・トマト各専門にわかれている。等級は岡山県規格にあわせ、たまの大きさ(L・L・L・M・S・SS・SSS)、たまの数、傷の有無、外観から肉質にわたって決められる。そしてこの等級に合わせて共撰した結果、レッテルがつけられ出荷される。

②資材の購入配布

各戸前もって予約をとり、業者から箱・紙・緩衝材(木毛)などをまとめて購入し、無手数料で各戸に配布する。

表8-4-9 販売資材購入高(昭和43年度)

	種 類	個 数 (個)	仕 入 額 (円)
桃	木 箱 (35円)	5,3200	2,525,000
	〃 (39円)	1,7000	
	ダンボール箱 (33.6円)	1,4704	
ベリーA	ダンボール箱 (38.25円)	1,3743	5,25,670
柿	ダンボール箱 (50円)	1,3189	7,16,833
	〃 (52.5円)	1,093	

③露地果物審議会

組合費と農協の指導費の中から作ったもので、農協の組合指導員により露地果物の生産指導及び研究を行なう。

- ┌ 撰定技術
- ├ 肥培管理
- ├ 病虫害防除(予防時期, 農薬指示)
- └ 農薬試験

④近代化資金の貸付対象の管理

経済連から農協を通じて生産者団体という名目のもとにくる貸付金を各農家に渡す。

⑤出荷時期, 出荷量を定める

経済連 → 組合 → 共撰場 → 農家と割が決まり、ベリーA・柿・桃等の価格調整、また遠距離用果物など積載量の関係から出荷量を定める。出荷先は県内のほか主に姫路・神戸・大阪で、特に柿は遠くても他から入ってくる危険が少ないという理由で九州鹿児島まで出している。

表8-4-10 昭和43年度青果物出荷取扱高(単位千円)

品名 共撰名	柿	ブドウ	桃	トマト	エンドウ	その他	合計
清水			2,504			16	2,520
森上		49	3,595			8	3,652
上芳賀	239	1,640	1,3918	483			1,6281
下芳賀	366	1,252		2,541			4,159
松尾	328	968	3,042	3,605	131	271	8,345
大窪		1,444	3,768	1,412			6,624
長野			718				718
横尾			522	142			664
佐山	2,376	3,200	2,762	998			9,336
西檀津	462	599	433				1,494
中東檀津		中 265	東 71				中 265 東 71
山崎	60	1,985	282	8	336		2,671
今岡	12	166	162		539	71	950
辛川市場			74	2,342	433		2,849
一宮	65				771		836
尾上					1,587	5	1,592
合計 (Kg)	3,908 (69,641)	11,568 (128,123)	31,851 (347,966)	11,531 (207,266)	3,797 (54,758)	371	63,025

出荷された果物代金の中から市場手数料として7%(経済連1%,市場6%)差引かれて農協に入ってくる。農協はそれより1.5%生産費用としてとり、2%を出荷組合がとる。組合は2%の中から組合費用・運賃・資材代・生産者の資材貯金を引いて、残りを分戻し金として生産農家に還元する。この分戻し金は過去8年間1.3~1.4%で、昨年は1.6%であった。結局組合は0.5%前後でまかなっている。

(イ)今後の問題点 まず最も問題となっているのは桃の箱詰である。今まで桃は市場でもよく見られたように木箱詰、つまり4キロ詰であった。それが43年から全国に於いて岡山県規格も5キロ詰となったが一宮では今でも4キロ詰で出荷している。5キロ詰にしたがらないのは、今までの慣れと新しく変えることのわずらわしさ。それから1キロ増にも拘らず価格差が伸びないでキロ安になってしまうこと。更に岡山の桃は完熟のものをちぎるため5キロ詰はダンボール箱なので傷みが多く、木箱は傷みが少ないこと。このような理由で現在でも4キロ詰でいるのだが、今のところ岡山県内でやりえても、県外では通用しなくなるであろう。といって5キロ詰にしたのでは品質がさがり、農家の利益も減少する。そこで組合では、阪神から需要の多い清水白桃がその味の良さで4キロ詰でも通用していることに着目して、撰別も手でし、甘くておいしいものを木箱により荷作りを完全にして売っていく、即ち高級品化により局面を開拓しようとしている。

次に生産農家の減少がある。出荷組合ができた時の昭和36年と現在と生産物その物の値上がりか

小さいこと、防虫袋は農薬が残るといので使用禁止になり、その結果手間を1.45回だったのが20回もかけねばならなくなり労働負担の増大など、労働にくらべて利益が少ないため出稼きに行ったり離村する農家が増えている。その結果労働力が不足し、間引き時の人手不足→生産力の低下→農家利益減少→離農と労働力不足に拍車をかける。

更にそれは運送にまで支障をもたらしてきた。今までは部落の八百屋が運送業者的な任を果たしていたが、スーパーの増加からやめる店が多く、出荷組合に運送部を作ってやっていくことが計画されたが、農村の若い労働者不足→高賃金→運賃値上り→コスト高→農家利益減少→離農といつまでたっても悪循環のまま解決できない。上芳賀・清水・森上などは生産者の中で交代に行ってるが、誰にでもというものでなく現在の交通事情を思うと考えざるをえない。また農協の車をまわしてもらい組合からいくらか援助金を出して優先的に運んでもらうようにするにしても、これもまた人手不足から免れないのである。

第三に岡山市近郊産地であるため、農協(組合)を通さずに市場に直接通している農家が3割程度ある。それは出荷組合を通した方が有利なことがわからなかったり、特に優秀なもの独自のものを作っている家はそれを強調できなくなるため組合を通したくないという理由からで、組合としては出荷量がふえるほどコストも利益も市場に対する発言力も有利になるから、全部通すよう資材などの面から説得しようとしている。

また農家がうけとる代金は安いのに、市価は高い。が、農家はその日のうちに売らねばならないため、どうしても卸の言いなりになってしまう。そこで組合では卸に交渉にいったり、共撰場で直接業者に売ったり、工銭のとられないデパート、スーパーに賄略を開拓している。

一宮における果物生産の始まりは、明治21年、下芳賀の青年斎藤喜八が字金廻の荒地に桃8本を植えた時であった。それより80年、生産農家の努力の積み重ねの結果、この地の桃はその品質の良さで全国に名が知られている。そしてこれからの桃を贈答品高級品の方向に進ませようとしている。しかし山梨・長野・福島などの新興産地の多量の出回り、更に吉備高原パイロット事業の発展と圧迫はますます加わり、それに対して十分な対策を考えなければならないだろう。

### (C)一宮町い草生産者組合

(イ)成立 昭和35年平津農業審議会、馬屋下耕農審議会、一農施会の3つの生産者組合が統合して、一宮町い草生産者組合が結成された。組合員数は164人で、組合長、副組合長の下、地区ごとの選出委員をもって運営されている。

### (ロ)仕事内容

①農協と普及所からの2人の指導員のもとに、い草の生産品質向上の研究。

農協からの指導には他に、い草栽培指導指針や薬剤を配布したり、現地指導の講習会を4月下旬と5月初旬に年2回定期的に行なっている。また役場と連絡をとりあって雇用人夫のあっせんをしたり、農繁期の献立表を作成して便宜をはかっている。

②網がけへの転換に対する資金援助指導を行い、現在達成率は95%である。

③各農家の税務申告の代行

④乾燥機，刈取機の一斉購入及び共同購入の際のあっせん，推せん。

(ハ)今後の問題点 い草において著しい特徴がみられるのはその販売方法である。一般的に果物野菜など生産農家から農協あるいは生産組合を通じて販売されるが、い草の場合そこに仲買人が介入する。販売方法を図示すれば、**農家** → **仲買人** → **い製品販売人** となる。仲買人は別名二分師(にぶし)といい、農家よりい草を買い上げ、い製品販売人へあっせん販売する。農家が農協のあっせんする機関へ農協を通じて売るのは、ごく最近始めたばかりの家とか、県北の新興産地であり、古くからの産地は仲買人との関りあいが深くて農協を通じない。仲買人は個別にまわり人情を突いた巧妙なやり方で値をつけていくため、買い上げ金額は仲買人のいうままに決まって、生産者が一せいに自由競争により値段を引き上げていくことができないし、価格の安定も得られない。

これらを改善しようと生産者組合は昭和36年、農家—生産者組合—農協—い製品販売人の共同販売を1,2回試みたのであるが、共販の時あらかじめ仲買人同士が打ち合せて互いの相場につけ、その後彼ら自身の相場を高くして共販をこわしたり、農家も共販で売ることを約束しながら横流しするなど、結局この試みも続けられなかった。加えてい草の品質の良し悪しを正しく見極める目をもった人が共販の世話をしなければならぬが、仲買人にはそれができても、農協にはそれだけの人がいないということも一因となった。それから3年後、もう一度共販という正しいルートに戻し仲買人の介入を断とうという声が起こった。が品質を見わけられる人から起きたこの動きも、彼自身目を悪くしたためできなくなってしまった。

こうして2度共販を試みたのであるが成功せず、現在は仲買人による販売が行なわれている。生産者は共販の有利なことがわからず、古くから今まで続いこきた習慣を信じて疑わず、仲買人とのつながりや義理からしようとしなない。仲買人も現在は8,9人から4人と減ってきてはいるが、減れば吉備・高松など外部から入ってくるから自然消滅を待つことは無理であろう。若い人たちは共同販売にした気持があり、組合としては世代の変わりにより若い人がい草経営をするようになると意識も変わってくるのではないかと、今のところ、まあ時期を待とう、10年のうちには何とか実現できるのではないかという考えでいる。

農協はこの仲買人による買上げをどうみているかという点、買い取り金額が割合高いことと、地元の仲買人もまた農協組合員であることから承認している。しかし4,5年から経済連を通じて系統販売をしようという動きはあり、その対象を仲買人との関係が比較的弱いところに絞る、い草を遅くから始めた家、仲買人とのつながりをはずれた家、比較的品質の悪いものなどが有利に売れてないため、農協としてはいくらかでも高く売ってやりたいと考えている。しかし今頃は仲買人がさほど有力ではないが、尾上は非常に強い地盤をもっているため、よくできて $\frac{1}{10}$ とみている。広島農協などは自ら織機をもって生産農家と直接緊密につながっているのだが、ここは入れるつもりはなく、共同販売に対しては今のところ農協も生産組合も積極的な動きはしておらず消極的に成り行きにまかしている。

(3)一宮町婦人協議会

(a) 成立

婦人会は戦時中の愛国婦人会を母体として、昭和21年一宮、馬屋下、平津の部落に、一宮村婦人会・馬屋下村婦人会・平津村婦人会が結成された。昭和30年の三村合併により婦会も統合され、名称も一宮町婦人協議会と改まり現在に至っている。婦人協議会は一宮、馬屋下、平津の3地区に分かれ、更に1地区が7支部に分かれて、21支部が支部ごとにまとまって活動している。3地区から選出された地区長が会長・副会長となりその下に7支部長・部落役員と続く。婦人会会員は1戸に1人、約2,000人で、一宮地区は特に婦人が多く平津・馬屋下を合わせた数に等しい。

緑町団地は昭和42年緑町町内会婦人部を結成し、独自に44年頃から活動を開始している。協議会との交流は殆んどなく、一緒になってするのはわずかに交通安全母の会ぐらいである。

(b) 活動内容

婦人会活動は21支部が部落ごとにまとまって活動しているから活動内容もそれぞれ違い教育長や学校長を招いて講演したり、改善教室をすすめたり、独自に活動している。概してリーダーがいる部落ほど活発で、部落間の伝達交流は幹部30名が年に8回ほど集まると、日帰り旅行が地区別に行なわれたり、ほとんど連絡事項に終わっている。ここは都市近郊農村という一宮の社会的性格から、非行少年や成人病問題、あるいは働きに出る婦人が少ないことから鍵っ子の問題など、特に大きな問題がなく、そのためそんなに目立った活動がない。さらに一宮の婦人の知識や教育程度が高いことも問題が生じにくい一因ともなっている。この中で特に組織だてられているものをあげると、

愛育委員会

昭和29年に発足し一般住民と乳幼児の健康のための会で、県の住民課を直結しており、会員は560人である。

栄養委員会

県一郡一町と組織化され、保健所の指導のもとに一般住民の栄養指導を行なっている。30人が会員である。

農協婦人部

組合員の婦人が集って組織しており、生活用品の共同購入や貯蓄勧誘など農協各事業の推進、協力、理解をはかる。

このほかPTAと合同してなされている交通安全母の会や、農家の主婦を主体とした農婦婦人会や未亡人会などがある。

山神部落と檜津部落の活動状況をあげると次のとおりである。(一部)

山神部落

- ・子ども会の育成
- ・蚊ハエ退治のクスリ散布
- ・講師を招き社会常識を身につける

(テーマ) 43年「明るい家庭」

44年「ニュースと社会問題と私達の生活」

檜津部落

環境衛生改善教室

コンクリート舗装

ゴミ消却場

トイレ改良

婦人会活動は21支部ごとになされているが、全体が一丸となってやったことがあった。それは昭和43年のモーター建設反対運動である。モーター建設反対運動とは、43年夏から秋にかけて2カ月にわたり行なったもので、ある議員からモーター建設の話を知り、婦人会、PTAと町ぐるみ一丸となって反対運動をおこした。この時は緑町婦会も参加した。県の地方課にいて勉強したり、有権者の反対署名運動もおこしその結果80%も集まり、また町からの陳情もなされた。がしかし、モーター建設者が一宮在任の人であり、更にその後押しを町の有力者がしていたためこの運動から男の人が脱落してしまった。結局、憲法13条に定めるところの「すべての国民は幸福を追求する権利を有す」をたてにモーターは建設されてしまった。この運動は当時、他の教育長や婦人会などから激励されたり多くの支持を受けた。結局は敗れたけれどこの運動を機会にこの地の婦人の政治に対する関心が芽生え、政治的な目が開けたから、決してムダではなかったそう。また世の中の流れがそうだからしかたがないといって教育上風紀上問題があることに目をつぶり、黙っていることはない。イヤなものはイヤとはっきり意志表示すべきだと語っていることから、問題に積極的に取り組もうとしている婦人会の姿勢が伺える。その後モーターは作られていないけれど、今後このような問題は必ず起こりうるので、その時はもっと早くから反対運動を始めると語っていた。

都市化につれ一宮も新たに住宅地や団地が建設され、新しい人が盛んに入ってきているが、そんなにわだかまりがなく活発に参加している。ただ緑町団地は幹部が幹部研修会の時に来るだけで人間同士のつながりが少ないから交流もたれていない。団地は団地だけで連帯感から結束しているが、これからますますこの地が住宅地化されるにつれ、新しい人との交流をはかることが必要であろう。

(吉井木 信子)

## 第 9 章 宗 教 と 民 俗

### 1 社 寺

#### (1) 神 社

はじめに

一般的に神社は皇室の祖先をはじめ、建国の神々、歴代の天皇や皇族、また国に手柄のあった人々を神として祭ったところで、昔から国民のあいだに、たいそう敬われてきた。名高い神社から地方の名もない神社まで多数の神社があり、日本人の精神生活の中心となってきたのである。明治以来国家の方針もあって、官幣社・国幣社・郷社・村社などと、神社にも格が決められ、いわれのある神社は皇室や国家・府県の手あつてい保護を受けてきたが、戦後はこうしたこともなくなった。神を祭る神社はそれにふさわしいおごそかな建物であることが必要で、そこから特殊な神社建築が生まれてきたわけである。

ここでは一宮町にある村社以上の社格(旧)をもつ神社をとりあげ、個々について書いていくことにする。

#### (A) 吉備津彦神社(一宮)

(イ) 概 説 “老樹うっそうとして、翠色したたらんとし、清風颯爽自ら閑なり”という形容のびったりする吉備の中山の麓(大字一宮)に、境内面積約104500坪をもち厳然として建っている吉備津彦神社は、孝霊天皇の皇子大吉備津彦命を奉祀しており、人皇33代推古天皇の即位元年の創建とされている。孝徳天皇の御世、吉備国より備前国が分け置かれてより後は、その国の宗祀と崇め奉るにいたった。「吉備津彦神社略記」によって、以後の時代を簡単に追ってみると、平安時代に入ってから、国司の崇敬社として国内の諸社に冠絶した地位をしめており、鎌倉時代には国内の待遇は昔に変わらず、武家の保護も加わり、備前の一ノ宮と称して、その後引き続き近代まで優れた地位を保

てきている。室町時代に入り、応仁・文明の大乱の後、この近地方におこった赤松・浦上などの諸氏の崇敬は篤いものがあり、江戸時代になって、後陽成天皇の慶長年間に池田氏が岡山の地に封ぜられてより、池田照直以下代々の藩主の待遇は大いに鄭重であり、藩中諸神社のうちで、首たる地位を占めていたと言える。(5章・6章参照)「吉備津彦神社要覧」によると、昭和3年(1928)に国幣小社に列せられており、昭和20年神社制度の変革により宗教の名の下に新たに発足し、今日におよんでいる。



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-1 吉備津彦神社

(四) 祭神(各説) 人皇7代孝霊天皇の皇子である大吉備津彦命が祭神であり、一名五十狭芹彦命ともいふ。人皇10代崇神天皇の御宇、いわゆる四道將軍を四方につかわして、国内不逞の徒を平定することになった際に、山陽に派遣されたのがこの大吉備津彦命である。

命は吉備地方を治めること多年、281歳にして、この地に薨ぜられ、吉備の中山の南嶺の御陵に

葬り奉られた。(その御陵は前方後円で、現今、大吉備津彦命墓として、御津郡一宮町大字尾上と吉備郡高松町との間の地にまたがっている。)

命の子孫が一社を建ててその霊を祭ったのが、すなわち本社の起源をなすものである。主神のほか配祀として、命に関係の深い吉備津彦命御祖神(孝霊天皇)・大日本根子彦国牽天皇(孝元天皇)・稚日本子彦大日日天皇(開化天皇)・御門城入彦五十瓊殖天皇(崇神天皇)・彦刺肩別命(孝霊天皇の皇子)および稚武彦命を祭っている。なお撰末社のひとつ子安神社は伊邪那岐命・伊邪那美命・木花佐久夜姫命の三柱の神を祭っている。



(S45年4月虫明弘撮影)

写真9-1-2 御 陵

(六) 社殿(各説) 平安時代より、代々の国司の修造があり、鎌倉以後は、武家の保護も加わり、後宇多天皇の御宇には、院宣によって遷宮が行われ、吉野時代・建武・康永年間には、足利氏によって大規模の造営が行なわれた。のち後奈良天皇の弘治元年(1555)に、備前の守護赤松晴政が社殿を造営し、正親町天皇の永祿9年(1566)、松田元賢の放火(古代の山陽道で吉備津宮焼打から帰っていた松田元賢を吉備津宮の稚児が呼びとめて問答したといわれるところから、古跡“呼坂”・“うない坂”というのがある。)があり、後陽成天皇の慶長2年(1597)、宇喜多秀家が造営に着手した。ところが関ヶ原の役がおこり、秀家は敗れ、中絶するところとなり、同6年(1601)になって小早川秀秋の出現を待って、造営の着手完成をみることとなった。江戸時代に入ってから藩主池田綱政を中心として、代々の藩主の造営修理が、ひんぱんに行われた。しかし、昭和5年(1930)は本殿・宝庫・随神門以外、ことごとく炎上したので、工費総額30万円(国費の支出額20万3千円、その他は氏子および、崇敬者の寄付による。)が決められ、同6年、造営に着手し、昭和11年完成を見た。



(S45年4月虫明弘撮影)

写真9-1-3

古跡および坂

よって、現在の社殿は、本殿は池田綱政の造営にかかる三間社流造(この「流造」は「天地根元造」から「大社造」、そして「神明造」その次が「流造」という段階を踏みながら変化してき

た。)であり、渡殿以下は昭和11年に改築したものであり、素木造の近代神社建築の粋と言われている。

主な建造物は次のようなものである。

本殿・渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拝殿・透塀・宝物庫・神饌所・土殿土塀・渡殿左右透塀・壇上玉垣・手水舎・神楽殿・応接室・潔斎所・脇門・荒垣・制礼・参集所・参拝者休憩所・末社子安神社本殿・末社子安神社拝殿・末社子安神社透塀・末社亀島神社本殿・末社鶴島神社本殿・末社楽御崎神社本殿・末社尺御崎神社本殿

(一) 祭典(各説) 一宮として備前国内に聞えわたった吉備津彦神社の祭祀神事は、代々の国司や領主によって深く留意されてきた。往古より伝わる祭祀神事の沿革を述べてみると、旧暦6月28日の御田植祭、9月の第2の申の日の流鏝馬神事、旧暦3月19日の祭り(伶人舞・武楽舞などあり)の3大神事をはじめとして、このほか、大小神事の数は、年に808回を数えたともいわれている。戦国の世は、古来の祭礼なども多く中絶していたが、江戸時代に入り、池田氏の入国以来、諸行事はたいてい旧に復し、元禄10年(1697)の造営を機会に御田植祭などの神事も再興せられた。こうして明治維新にいたり、それから多少の沿革を経て、現在にいたっている。現今の主な祭典をあげてみると次のようなものである。

1月1日の歳旦祭、2月17日の祈年祭、4月29日の天皇誕生日、6月30日の大祓式、8月2日3日の御田植祭、10月23日の例祭、11月23日の新嘗祭、12月31日の大祓式、12月31日の除夜祭、毎月1日の月次祭

(二) 宝物(各説) 吉備津彦神社の宝物は古来、多数であったが、しだいに散失し、ことに永祿5年松田氏の放火によって、古来の宝物の多くが失われたと考えられる。現在では、明治45年2月に国宝に指定せられた藩主池田綱政寄進の太刀を始めとして、その数は、百以上に及んでいる。宝物の主なるものをあげれば次のようなものである。

太刀(一口)・十二面鏡(一面)・棟札(一枚)・古鉄四角灯笼(一個)・古文書禁制(一卷)・知行目録(一卷)・社領寄進状(一卷)

(三) 社僧・社人・民子・崇敬者(各説) 本社に付属した神宮寺に勤めていたのが社僧である。すなわち、ここにおいて、大神の奉為に仏事を修した僧侶の総称をいう。

明治維新のうち、神仏混淆は禁じられたので、神宮寺の廃退とともに、今はもとより跡を止めてない。

社人についても、明治維新ののち、在来の社家世襲(大守氏の一族、あるいは浅野氏などがその代表)は廃止されて、社人はしだいに離散するものが多くなり、まったく旧時のていを失ってきた。

なお現在の大字一宮の社家は約20戸である。

現在氏子は鎮座の地である御津郡一宮町大字一宮に約300戸であるが、古来の氏子区域は、旧名称によると、御津郡一宮村大字一宮・辛川・尾上と御津郡平津村大字山崎・今岡および御津郡白石村大字花尻の3つの村にひろがっていた。このなか、一宮以外の他部落では、別に小氏神を持っており、吉備津彦神社を大氏神とし、ずっと特殊関係を保ってきた。

崇敬者は、備前一国はもとより、美作・備中におよび、きわめて広い範囲にわたっている。

なお現在の吉備津彦神社の神司は市川定一氏、禰宜は田口好清氏である。

(B) 八幡宮(尾上)



(S45年4月虫明弘撮影)

写真9-1-4

尾上八幡宮

南北に伸び広がっている尾上全域のまん中あたり、吉備中山の山麓に位置している。

祭神は応神天皇であり、社格は村社である。そしてその由緒は不詳である。

境内には本殿社・拝殿・幣殿のほかには道具蔵(通称)・石鳥居・4つの燈籠・唐獅子があり、日露戦争の記念碑もみられる。

現在の神司は江口式部氏であり、氏子総数は約250戸、その範囲は一宮町大字尾上全域にひろがっている。

祭日に関しては、「春祭」が5月14日15日、「秋祭」は10月の第3土曜日である。時代の反映があるといえよう。

(C) 八幡宮(西辛川)

鎮座の地は一宮町大字西辛川である。社格は村社であり、その祭神は応神天皇である。

氏子の範囲は西辛川(山際・五軒屋・鳴・中村)一帯であり、その数は変動が著しい。

祭は盛大に行われ、区(西辛川)の総代・評議員の募った寄付金で運営される。子供(かつては青年も含めた。)の角力大会、絵・作文の発表会も行われている。なお角力大会の景品は御幣である。かつては、祭りは旧一宮村(尾上・一宮・西辛川・辛川市場)という広域の単位でい

っせいに行なわれていた。西辛川の祭日は9月15日と「秋祭」の10月の第3土曜日である。現在の建物は昭和の始めに、木材の寄付や西辛川の瓦師の力によって新しく建てられたものであり、昭和10年にできた唐獅子、昭和15年の鳥居、昭和10年にでき上がった燈籠などが境内付属物としてある。

現在の神司は田口好清氏である。



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-5 西辛川八幡宮

(D) 天津神社(西檜津)



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-6 天津神社

鎮座の地は一宮町西檜津である。この神社は式外で村社の格をもってあり、祭神は高皇座灵神・天御中主神・神皇産灵神である。その由緒は不詳である。

境内には本殿社・幣殿・拜殿のほか随神門・鳥居・唐獅子・燈籠がある。

また境内末社として、素盞鳴命を祭神とする荒神社・応神天皇を祭神とする八幡宮、天児屋根命を祭神とする春日神社がある。祭日に関しては、「春祭」は5月15日、「秋祭」は10月15日16日に行なわれている。

氏子の範囲は西檜津一帯であり、その総数は約

120戸である。

氏子の協力活動としては、子供会、その他の氏子の組織による境内の清掃の奉仕がある。

本神社は、4人の責任役員を置いており、年間2回の見込みの年間役員会、総代会をもっている。

現在の宮司は竹原準太氏である。

なお、天津神社備品としては、御神体・御神体奉安室・御幣・御机・太鼓がある。

(E) 若宮神社(中檜津)

鎮座の地は中檜津であり、式外の村社の格をもつ神社である。



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-7

若宮神社

祭神は仁徳天皇(相殿は応神天皇・神功皇后・玉依姫命)であり、由緒については不詳ということになっている。

境内には本殿社・幣殿・拜殿のほか随神門・一對の唐獅子・二個の燈籠・番神・石仏などがある。



(S45年4月虫明弘撮影)

写真9-1-8 若宮神社境内の石仏

石仏について述べれば、この大日如来石仏と無縫塔蓮台は共に室町時代の特徴を持っており、附近に阿弥陀堂という地名があるのはこれと関係がある。石仏は近くの溝の改修を行った際、出土したものである。

「春祭」は5月8日であり、「秋祭」は10月16日17日である。しめなわを張り、幡を立てるなどし神主が祝詞をあげる以外に特別な行事は行われていない。

氏子の範囲は中檜津一帯であり、総数約90戸である。主として「老人クラブ」の人々が、祭りのときに、境内を清掃している。

現在の神司は竹原隼太氏である。

なお若宮神社の備品としては、御神体・御神体奉安室・御机・三方がある。

#### (F) 白山神社(首部)



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-9 白山神社



(S45年4月虫明弘撮影)

写真9-1-10 白山神社境内首塚

鎮座の地は首部である。この神社の社格は式外の村社である。祭神は伊邪那美命・菊理姫命である。由緒については境内にある石柱によると、上記の2神を光孝天皇の仁和年(885から887まで)に当村(首部)内東山山頂に勧請することになり、のち現在の地に遷して今日に至っている。

境内には、本殿社・拝殿・幣殿のほかには燈籠・手水舎・土もりの首塚・それから道具倉などがある。この首塚の由緒については、前述の石台によると、吉備津彦命が四道将軍となり、備中の岩屋退治を行ったときの鬼神の首をこの場所に葬ったところによるということであり、この土地の名「首部」も、そのいわれから来ている。

祭りについては、「春祭」は5月15日に、「秋祭」は10月25日26日に行われている。

氏子の範囲は首部の全域・東檜津の東半分・津高町大字中原におよんでいる。

なお現在の神官は岡山市の今村宮より招いている。

#### (G) 日吉神社(佐山)

鎮座の地は一宮町大字佐山である。この神社は式外の村社の格をもち、祭神は大山祇命(応神天皇・天兒屋根命)である。由緒は不詳となっている。

境内には本殿社・幣殿・拝殿のほかには随神門・鳥居・一對の唐獅子・2個の燈籠が主たる付属物と



(S45年4月虫明弘撮影)  
写真9-1-11 日吉神社

してある。

祭日に関しては、「春祭」が5月8日、「秋祭」が10月16日17日である。

なお境内において、毎年、牛の供養のための盆踊りも催されている。

氏子の範囲は、佐山全体であり、その総数は約110戸である。

本神社は、5人の責任役員(そのうち1人は官司)を置いており、役員会・総代会も年2回の見込みで行なわれている。

現在の官司は竹原準太氏である。

#### (田) 宗形神社(大窪)

鎮座の地は一宮町大字大窪である。式内社であり、社格は郷社である。祭神は多紀理姫(多紀理比売命)・市寸島姫命(市杵姫命)・多岐郡命(多紀津比売命)の3女神である。3女神はいづれも出雲族の代表者である素盞鳴命の御女であり、出雲族と日向族(代表者は天照大神)との和睦のとき、人質として高天原に送られた。3女はその地で神道の教養を身につけ、成長した。そして高天原から国土経営の希望をもって、この3女神は築紫の州へ下されることになった。胸形の中津宮・奥津宮・辺津宮へ下された3女神は3種の神宝を3所に置き、これを玉代として祭って築紫の民を訓化したと言われている。



(S45年4月虫明弘撮影)  
写真9-1-12 宗形神社

この神社の由緒については、はっきりしたことは分っていないが、延喜式神明帳に載っているもので、千年以上前に、築紫宗形神を、この地に遷したのではないかとと思われる。往古境域は広大であったが、龜山天皇以後兵乱が続き、武家権力が強くなって以来、営繕も進まず、しだいに廃壊して、小規模になっていったと言われる。それから時代を経過して、明治40年には神饌幣帛料指定社となっている。

昭和12年3月には、本殿・釣殿とも破損がはなはだしくなっていたので、御津郡一宮村の吉備津彦神社仮殿を譲りうけて社地を整備して移転している。

祭りに関しては、「春祭」は5月10日、「秋祭」は10月16日17日に行なわれている。戦前までは築紫などが出て、相当なにぎわいを見せたい。現在では子供会などがまとまって、角力・宝さがしを行っている。これは年5000円の神社からの資金でまかなわれている。

氏子の範囲は、大窪全体と磯部に及んでおり、総数は約130戸である。6人の宮総代・老人クラ

ブの人々によって境内の清掃が行なわれている。

なお現在の神司は佐野光政氏である。

#### (I) 八幡宮(松尾)

鎮座の地は一宮町大字横尾である。社格は村社であり、建物としては流造りの本殿と拜殿がある。

祭神は、誉田天皇(相殿は神功皇后・玉依姫命)である。その由緒はつまびらかではない。

池田光政が封を備前一円および備中数郡に受けたとき、神社小祠の数は1万以上もあり、迷信の弊が甚しかったので、由緒調査をおこなって601社を存置させて、他はことごとく廃止させた。

寛文6年(1666)、松尾村八幡宮に寄せ宮として合祀した数は多数にのぼっている。

祭日に関しては、「春祭」は5月10日、「秋祭」は10月16日17日に行なわれている。青年団が募る自由金額の燈明料、また区(松尾)からの子供育成会の会費が子供会のためにあてがわれ、祭日の角力・宝さがしの行事が行なわれている。

氏子の範囲は松尾一帯であり、その数は約80戸である。4人の宮総代があり、青年団と協力して宮の清掃などを行っている。

現在の宮司は伊丹正秋氏である。

#### (J) 靱負神社(下芳賀)



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-14 靱負神社

た。

現在、境内には鳥居・唐獅子などの付属物もある。

氏子の範囲は下芳賀(本村・馬々尾・小山)一帯であり、総数は約90戸である。



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-13 松尾八幡宮

鎮座の地は、下芳賀であり、社格は村社である。祭神は天忍日命(相殿は長白羽神・大歳神)である。

由緒・造営については、社記によると、旧下芳賀村の産生神であり、神号も、生大明神、荻大明神の両社であったが、いつの頃よりか合殿して一社となったことが記されている。草創の年月は不詳である。

弘化2年(1845)に造営があり、明治4年(1871)、神号を改め、靱負神社とした。明治24年(1891)に拜殿が増築され、本殿(流造)は同31年(1898)に改築された。

「春祭」は5月10日に行なわれ、「秋祭」は10月16日17日に、青年団による角力・宝さがしの行事も含めて行なわれている。宮総代と青年団との協議によって決められた氏子に割りあてられた寄付金によってこれらの行事は行なわれている。

現在の宮司は伊丹正秋氏である。

#### (K) 素盞鳴神社(上芳賀)



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-15 素盞鳴神社

鎮座の地は上芳賀である。

この神社の社格は村社であり、その沿革は次のようなものである。

祭神は菅田天皇(合殿した天神社の祭神は天津神)であり、旧号を疫神社と称し奉っていた。往古の詳細は知れないけれども、往古、越後国芳賀村より市川と称する者が、祭神を奉じてこの地を訪れ、そのときより、この地を芳賀村と呼び、御社を建立して疫神社と号することとなった。

古来氏子の者はもちろん、その他の四方の者も、この神社を参拝祈願したと伝えられている。

宝暦2年(1752)にいたって、社殿改築の

事があり、そのころ兵乱が起り、このために拝殿ならびに多くの書類が焼失したと言われる。明治4年(1871)に旧号疫神社を素盞鳴神社と改称し、本社屋根を銅板に葺替えて現在の社におよんでいる。

氏子の範囲は上芳賀一帯であり、総数は約120戸である。

祭日については、「春祭」が、5月10日、「秋祭」が、10月16日17日であり、当日には、終戦後、女子青年団による演芸会、村中の氏子の寄付金の協力による角力・宝さがしが行なわれる。宮総代は、だいたい区(上芳賀)の評議員が兼ねている。神社境内の掃除は、10組の隣組をつくり、その単位で輪番で、正月・祭日のために行なわれている。

現在の宮司は伊丹正秋氏である。

#### (L) 八幡宮(清水)

鎮座の地は清水である。この神社の社格は村社であり、その建物は、本殿社・拝殿・釣殿からなっている。祭神は応神天皇・神功皇后・玉依姫命の3神である。

由緒について往古の詳細は知れないけれども、この神社の勧請は元祿年間以前であり、およそ4百有余年の古社である。寛文3年(1663)に本社は建立されたという古老の言いつたえもある。氏子の数も多数であったけれども、兵乱が打ち続いて、絶家するもの、あるいは他国に移転するものが続出したと言われている。明治2年(1869)に本社が改築され、さらに大正3年(1914)にいたって、拝殿も改築されて、現在におよんでいる。

現在の氏子の範囲は清水全域であり、氏子の数は17戸である。祭日は正月1日と、「秋祭」の10



(S 4 5 年 4 月 栗原健一撮影)  
写真 9-1-16  
清 水 八 幡 宮

宝物類も散失してしまったのみならず、氏子のものどもも、他国へ移住したり、あるいは絶家となって、一時は「社アリテ氏子ナシ」の状態にいたった。享保13年(1728)にいたって、住民の帰住、あるいは分家するものがあり、池谷村の藤田幸助らが施主となって、8村民相はかって本社を再建にあたり、旧位置よりは北方の高所に建築した。明治初年にいたって、木蔵大明神の旧号を改めて、木神社と称し、本殿を改築した。昭和15年(1940)に拝殿を新築した。旧号の「木蔵大明神」については、本社のある地は、吉備津神社(吉備郡高松町にある。)建築のときに当って、資材を整えた所であるから、その余材を用いて本社を創建したことにより、木蔵大明神と号したという伝説もある。

現在の境内には、本殿・拝殿のほかには燈籠・石鳥居・八幡社・遙所がある。

氏子の範囲は福谷であり、約15戸である。

祭日は、「春祭」の5月10日と「秋祭」の10月16日17日である。

現在の宮司は伊丹正秋氏である。

#### (N) 八幡宮(長野)

鎮座の地は長野である。本社の社格は村社であり、その祭神は火産靈命であり、配祀は奥津彦命と奥津比売命である。

月16日17日である。当日には神主が祝詞をあげるほかは別にとりたてるほどの行事はない。

毎月1回、輪番により、2軒ずつの単位で掃除が行なわれている。

なお現在の神司は伊丹正秋氏である。

#### (M) 木神社(福谷)

鎮座の地は一宮町大字福谷である。正確には、神社は、幸田(地名)から北上して池谷(地名)に向かう道路の右側手の山の頂上に位置している。

祭神は句々馮馳命である。

由来については、往古の詳細は知ることができないが、木神社は素木蔵大明神と号して、創建年月は不詳であるが、その社殿は相当広大であり、氏子の範囲も、池谷村・磯部村・芳賀村及び松尾村の一部に広がっており、多数であったが、その後起

こった兵乱のために、社殿は荒廃し、多数の社器、



(S 4 5 年 4 月 栗原健一撮影)  
写真 9-1-17  
木 神 社

境内には本殿社・拝殿・幣殿のほか石鳥居それから荒神社がある。また「長野廃寺跡」と記された白柱が立っており、その一面には「鎌倉時代頃より古寺あり。長宝寺と云う。縁起には伯耆大山寺から地蔵を勧請したものと云う。天正の頃、高松町の運福寺へ移る。付近に僧坊の地名17を存す。」と記されてある。

氏子の範囲は長野全域（一戸を除く）であり、総数は37戸である。



(S45年4月虫明弘撮影)  
写真9-1-18 長野八幡宮

祭日は「春祭」が5月10日、「秋祭」が10月16日17日である。神社境内の清掃は正月と「春祭」は3人の宮総代が行っており、「秋祭」は、4組がそれぞれ輪番で行っている。

それから、神職の費用などを含めて神社の維持に関しては、民子総代の取り次ぎを中にはさんで、すべて区（長野）費でまかなっている。

なお、昭和44年（1969）の「春祭」は佐野光政氏、同年の「秋祭」は伊丹正秋氏が神職を務めている。

#### (0) 御崎神社（横尾）

鎮座の地は横尾である。本社の社格は村社であり、祭神は、大己貴命である。

境内には、流造の本殿社・拝殿・幣殿のほか石鳥居・一對の唐獅子がある。

創立の由来沿革は次のようなものである。

明応2年（1391）に、当氏子の者が大和国奈良に安座している春日の社に参拝した時、神官に遷祀を懇願した。神官はこの意を聞き入れてそのはとびとなり、上記の者が横尾の北山に帰着し、御崎神社と号して、勧請した。

それから社殿の建立をみ、兵乱の世を経過して、天明7年（1787）には本殿の改築が行われた。

明治25年（1892）にも本殿の改築が行われている。

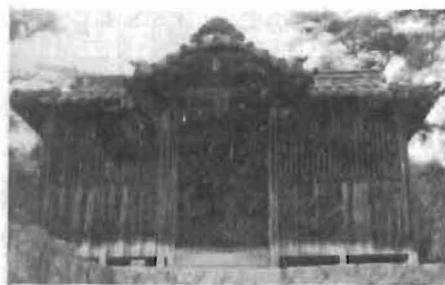
氏子の範囲は大字横尾と狼谷（津高町三和）であり、その総数は30戸（そのうち23戸が横尾にある。）である。祭日は「春祭」が5月10日、「秋祭」が10月25日26日である。

現在の神司は伊丹正秋氏である。

#### (2) 寺院

##### (a) 徳寿寺（一宮）

山神山神応院徳寿寺の縁由はだいたい次のようなものである。



(S45年4月栗原健一撮影)  
写真9-1-19 御崎神社

天武天皇の白鳳年間に、大和国卯原の荘の優婆塞役の神変大菩薩は抜苦与樂の大願を起こして、17日の間、吉備津明神へ参籠した。結願の夜半に明神が、「汝済世利民を思惟するならば、この地に伽藍を建立し、虚空蔵大菩薩を安置し、現当二世を救え」という神託が下った。このゆえに、山神山神応院と号し、また仏徳特に新たなるをもって徳寿寺と名づけたと言われる。



(S45年4月虫明氏撮影)

写真9-1-20 徳寿寺

よって開基は神変大菩薩であり、本尊は虚空蔵大菩薩である。その後50年を経て、住僧は四散し、また堂宇は破損し、菩薩の伝燈がまさに消え

ようとするとき、聖武天皇の御願があり、報恩大師に天下の霊地を探求させた。大師はこの地をおとずれ、吉備中山の麓に空寺があることを聞き、ここに宿したところ、夜半、虚空蔵大菩薩の霊像を見た。そこで、この地に数年間とどまり、日夜看經した。

聖武天皇は、天平12年(740)、官費をもって、この地の七堂伽藍の造営を助けた。天皇の信仰は特に篤く、天平17年(745)、寺領3百石をあたえ、吉備津明神の別当となしている。この時寺坊の数は50余宇であり、そのうち徳の字を冠首につけたものが八ヶ寺ある。これを八徳寺という。当寺はその1つである。その後8百余年の星霜を経るにしがたい、再三火災にあい、小寺社を存するのみとなった。永祿元年(1558)、吉備津明神の社務従五位築前守大藤内隆基が、本堂方丈を再建し、同家の菩薩寺となした。その後、真言宗を改め、天台宗とした。ところが、享保年間に堂宇はことごとく皆焼失したので、当寺の現董性順なるものが、浄財を募って元文元年(1736)に間口9間、奥行3間半の扉裡を再建した。現在あるのはこれである。明治11年(1878)には、2間4面の本堂穹宇の再建があり、明治15年には黒住小平次が課金奉納することにより、13等寺に差別せられていた。明治26年に、元文以来、修繕を加えていなかったため、破損がはなはだしくなった室内・屋壁・柱礎・床を見るにしのびず、起工し、工事担当委員の幹施の周致なることにより、明治28年には落成をみ、旧観に復した。以後、寺畔の3面一帯に梅樹数千本を植え、また殿南、殿後に庭園を設けた。

徳寿寺は、大字一宮にあり、宗派は天台宗であり、総本山は延暦寺である。支配管掌系統については、岡山教区は備前2部、備中2部、美作2部の6部に分かれており、この下に各寺々があり、徳寿寺は備前のうちのひとつであるということが言える。組寺の関係では、岡山市、御津郡、吉備郡のあいだで、葬式、年中行事の助けあいが行なわれているということがあがる。

檀家およびその分布地域については約90戸は一宮町(大字一宮・尾上が大部分を占めている。)、約30戸は倉敷・早島・三石・高松町などの地域に広がっている。

寺の年中行事は、5月3日に、伝教大師のなくなられた日を偲んで、「花祭」をかねた「伝教会」それから檀家の「慰霊祭」が行なわれ、9月15日には、新仏の供養の意味で檀家の人々も参って

「施餓鬼」が行なわれる。12月24日には、中国の天台大師がなくなられたのを偲んで、「天台会」が行なわれた。

位牌座の財力や身分によるところの差別の制度はなく、墓地についても、それらによる差別は行なわれていない。

檀家の組織としては、総代・世話人を中心とした、特別のときの会合があるということ以外に、特別な組織はない。

現在の住職は、嵯峨山亮承氏である。

(b) 顕本寺(上芳賀)



(S45年4月栗原健一撮影)  
写真9-1-21 顕本寺

2百年前頃までに日蓮宗から御流儀(日蓮宗は本来他宗を受け入れないものであるはずであるが、当時の一般の日蓮宗は、日蓮宗のお経を唱えながら、「天台宗」をおこなっていた。そこで、これに反対し、日蓮宗本来のあり方の方向へ帰ろうとしたのが御流儀一派である。)の信仰がおこったが、その派の人々は他の日蓮宗徒より非難を受け、およそ百年間内信の状態が続いた。

つまりここで言えば、津高町の幸福寺・日応寺、御津郡の道林寺、岡山市の妙林寺の檀家でありながら、異端とされた御流儀を信仰していた芳賀村を中心とする横井・野谷らの各村にわたる一派は、

その法要、葬式をさしとめられたのである。これが明治維新前後の頃である。そこで、香川県三豊郡三野村下高瀬の法華寺の住職である日弘師らの協力により、日深上人(初代)の生まれた地である大字芳賀に寺院を創立した。明治15年(1882)にその創立許可があたえられている。その際、流儀は別であるが、設立のためやむを得ず、静岡県富士宮市北山の北山本門寺を本山として仰いだ。昭和15年(1940)頃、戦時体制突入へ向けて、「宗教合同運動」が行なわれ、「宗門合同」を強制的に実行させられたり、戦後の宗教法人法の施行によって、他とのつきあひも多くなり、異風相寄る傾向を見せてきた。しかし最近、御流儀を守ろうという気持が強まり、再び分かれる傾向にある。

顕本寺は上芳賀に位置している。檀家の数は、約400戸であり、その分布地域は一宮町(上芳賀・下芳賀・松尾・福谷)、津高町、御津町、岡山市、広島県府中市、総社市、高松町などにおよんでいる。

寺の年中行事を以下あげてみると、1月1日2日3日の「元旦会」、1月8日の「菩提会」、1月の「寒行」、3月の「彼岸会」、4月13日の「開山記念日」、5月8日の「菩提会」、7月24日の「五穀成就会」、8月初旬の「施餓鬼」、8月25日の「巧師会」、9月の「彼岸会」、10月12日の「龍之口法難会」、11月12日13日の「御会式」、11月19日の「開基上人会」、12月11日の「小松原法難会」、12月12日13日の「日像上人会」などである。

位牌棚の、寺への財力で位置関係を決定することなく、檀家の墓地もない。

檀家の組織としては、江戸時代からのものである、上意下達、相互補助の目的をもった講中組織がある。

顕本寺の本尊は日蓮上人であり、境内には本堂・階廊・庫裡・倉庫・所化部屋・隠居所・役僧控所・納屋などがあり、また報恩大師（奈良末期、備前に金山寺ほか48寺を建立した。）の「産湯の井戸」と伝えられるものが残っている。

現在の住職は4代目であり、片山義佑氏である。

### (c) 大覚教会（西辛川）



（S45年4月栗原健一撮影）

写真9-1-22 大覚教会

縁起は次のようなものである。

中国弘道の大導師大覚大僧正は、帝都明教の唱導師といわれる日像菩薩の弟子であり、暦応年間に辛川合戦の死者の供養のため、西辛川を訪れたときに、今の霊地に宝塔（題目塔）を建立し、また宗祖日蓮聖人御尊像を目ら彫刻した。のち、元祿14年（1701）の頃、岡山藩主池田鶴政は、辛川にこの宝塔があり、参詣の人々が多数あることを見聞して、これを大いに信仰し、ついに宝塔ならびに宗祖大聖人御尊像など一切を岡山蓮昌寺内の大光院に移転安置し、さらに円山の曹源寺に移した。その後も宝塔は、曹源寺にあって「お跡」

と称されて尊崇されてきた。

明治9年（1876）に、三基の宝塔のうち一基を譲りうけて、今日にいたっている。その宝塔は四面御題目であり、世に類例がないと言われている。大聖人御尊像はその後、転々としたのではあるが、大正12年（1923）、牛ヶ首聖園より、これまた譲りうけて今日にいたっている。また、大正10年以來、宗祖大聖人御降誕4百年を記念して、信者の有志が集まり、霊跡復古につくし、また堂宇・客殿などを新築して、昔の姿に戻そうとした。

それより参詣の信者の数も日増に加わってきた。

大覚教会は西辛川にあり、信者の範囲は一宮町一帯と岡山市吉田に広がっている。

年中行事としては、春の彼岸の施餓鬼、また大覚正僧のこの地の出発の日を記念して、5月2日、9月3日にも、信者約60人の参加による行事が行なわれている。

現在の住職は佐藤隆教氏である。

### (3) 市川喜左衛門

旧馬屋下村が生んだ世界的な有名人は市川喜左衛門である。彼は、天文2年（1533）に芳賀で生まれた。少年の頃より、商用で京阪に往き来していたので、切支丹の教義を聞く機会があり、聖書にも親しむようになって、信教の念は深まり、両親の許しを得て、大阪の教会で洗礼を受け、のち伝

導師となった。彼の著者である「耶穌受難黙想書」は広く読まれた。天正18年(1590)、豊臣秀吉は、教徒の野望を知る事があり、弾圧を加えるにいたった。慶長元年(1597)には、外国人の宣教師や日本人の信徒を捕えて死刑にするという噂が伝わった。喜左衛門は、キリストと栄光を示すのはこの時とばかり、篤信家の調べに応じ、同年、十字架にかけられて64歳の生涯を終った。

上芳賀の素蓋鳴神社の上方の山の頂き近くに亀甲塚がある。これは伝るところによると、村人が喜左衛門の遺物を納めて、「喜」は「亀」に通じるということで、村の大海に浮ぶ亀の勇姿に似せて、自然石を集め、築塚したものらしい。

近年になって有志者が、あいはかって、雑木を取り除いて清掃し、碑をたて、「市川喜左衛門之碑」と記している。

(栗原健一)



(S45年4月栗原健一撮影)

写真9-1-23

市川喜左衛門墓

## 参 考 文 献

1. 片山峰吉編 馬屋下村誌(神社編)
2. 吉備津彦神社社務所発行(昭和11年10月15日) 吉備津彦神社略記

## 2 年 中 行 事

年中行事は、1つの社会生活のリズムである。それは神慮を占い、豊穰を祈願したり感謝したりする農耕儀礼であったり、信仰的儀礼であったりする。村全体の行事ばかりでなく子供だけの行事や特定の家だけでおこなわれる行事もあった。そして、それらが農村の共同体的生活統一の大きな要因の一つであったし生活の重要な折目であった。しかし、農作物の改良とか農作業の機械化など農業の変化によって、農事暦とのくいちがいを生じたり神慮を占うことなどもあまりしなくなった。新しい社会的文化的影響によって、合理的科学的な考え方をするようになり、年中行事は大きく変容せざるをえなかったのである。一宮町で、どのような年中行事があるかを調べてみることにした。

### 正 月 行 事

師走も暮に近づくと正月用意といって町に買い物に行ったりしていた(清水)。一宮町付近では12月24日頃に「正月初め」といって、正月の準備を始める。この日には、大根を丸く切って味噌汁に入れ、米の粉でススハキ団子をつくり、それを神棚に供えたり食べたりする。そして、ススハキをす

るのである。又、アキホウ（サワリのない方角）を向いてお飾りをない、大晦日に飾る。

餅つき。清水、森上、長野のあたりでは、余り月のある年（旧暦で13ヶ月ある年）の12月28日には餅つきをしてはならないという謂れがあり、この日には餅つきをしない。29日もいけないという地区もある（山神）。餅をつく時に鯛を焼いて食べる習慣があり、その時の鯛の頭を大晦日に大豆の枝などの串にさして、戸口に立てておく。これは鯛の信仰とって魔除とか疫病除としてするものらしい。

大晦日。この日までには正月の準備を完了しておくものといわれる。神道では、別に歳神用の神棚を設けて、歳神様を祭る。神棚に山草を敷き、その上にお鏡餅を供え、豆餅をすけて、密柑、乾柿、お米、御神酒を供えて用意をする。不受不施派では、お飾り、注連縄をしない。こたつにあたり話をしながら、年越しソバを食べたりして除夜の鐘を聞くまで起きている。それから年越し参りとって吉備津彦神社、吉備津神社、最上稻荷などに詣でる。この日には、判を押されるといって履物、洗濯物を外に出さないものといわれる（横尾、長野）。

元旦。朝早く真暗なうちに起きて、提燈に火をともし、自分の家の井戸を使わず、東の方の井戸まで、バケツを持って行き、アキホウへ向いて若水様を迎える。「福をくめエ毒を捨てエ」と言いながら、一杓目は捨てて二杓目からバケツに入れて持って帰る。若水は、顔を洗ったり、餅をつくのに使ったりする。雑煮をする時には、柄杓に三杓ずつ入れて用いる（長野）。家族全員、若水で顔を洗い、歳神様のお飾りの下で「オメデトウございます」と新年の挨拶をして、銚子で三つ盃を頂き、山海の珍味（するめ、梅干、昆布など）を三方（サンボウ）に入れて神棚に供える（山神）。それが終わって、雑煮を食べるのだが、正月雑煮は、汁の中にブリを入れて食べるという習慣もある（山神）。年末には「榎四方、栗回し」といって、榎の木は四角に栗の木は丸く切って正月箸を作っておき、それで正月雑煮を頂く（長野）。八幡様などの氏神様に初詣出に行き、神主が来て祭りがある。正月元旦には、ホウキを使ってはならない、切花をしてはならない、風呂をたいてはならない（山神）などと、いわれていた。正月料理としては、元旦に雑煮を食べ、昼はホウレンソウ、ニンジン、シオブリなどや、しめをしたりしていた。2日は、ぜんざいをして食べる。3日は別に決まっていなかった（長野）。地区とか家庭によって献立は異なっていた。一宮部落の正月の食べものは、12月31日に、ニマメ、コブマキ、小イモの煮ゴミ、カズノコなどを用意し、正月のサンガニチの間は主婦の手をわずらわさないですむようにしておく。そして、1月1日の朝の雑煮は味噌汁とし、汁に必要なホウレンソウ、ニンジン、タマゴヤキ、カステラ（総菜用の）、ハイガイなどは前日に用意しておく。2日の雑煮は、すまし汁にするが、汁に入れるものは1日と同じである。雑煮餅は焼かないで、お湯でやわらかくするならわしであった。3日は、ぜんざい。これで食べる方の神祭りは終わり、4日は仏様のお正月と称して、キナコ餅をつくって食べた。

1月2日 朝、雑煮を祝ったあと、子供は書き初めをして歳神様にまつておく。男はナイゾメをする。これは牛を追う時に使用する牛綱をなうのであるが、よりをきつくして、3本で丈夫なものをない、その綱の間にお鏡餅を1つはさみ神棚に供えておく（長野）。女はヌイゾメをする。自分の好きな物を縫ったり、てんまるを飾ったりするが、一般的には、歳神様の前へ持って行って横10cm

縦20cm位の大きさの賽銭袋を縫い、紐をつけておく。1年中それを神参りの時には使用するのである(山神,長野)。

寒の入り。寒の間に寒の水で餅をつくると、カビが生えないで長もちがするといわれる。現在は、寒にもう一度つくのは、たいへんなので年末に2つこしらえておくようになっている。昔は餅も俵に入れて保存していたが、鼠がひいて困るので、金(かね)のカンに入れるようになってきた(横尾)。ゴカンニチには、つけものを食べてはならないという様な各家庭での行事があった(山神)。

お正月になって初めての寅の日に毘舎門様に参る。毎年、日は異なる(山神)。

1月7日 七草雑炊の日。ナズナとかニンジンなど田や野に生えている草や野菜など七草を取ってきて、餅を入れて雑炊をして食べる。ナノカビまでは、まぜごとをしてはならないという(清水)。

1月9日 山の神様の日。この日は山の神様をまつり、家ごとに餅の端を少し切って、山の神様にもって行って、御幣をきって、白い紙に包んで木にぶらさげて帰る(長野・横尾)。山の神様が正月の間まで自分の持っている木の数を数える日なので人間が入っていると木の数に入れられてしまって帰れなくなるといわれ、この日までは入らない。森上部落では、昔ある猟師が山に入って鳥を銃ったと思ったが人間を殺してしまった。それ以来この日には山に入るのを忌むようになったといわれる。今は焚物を使わないから山に余り入らなくなったのでいわなくなっている。木挽は今でもそういっているらしい。

オヒマチ。正月のトンドのうちにした方がよいといわれ1月8日夜から9日にかけて行なう所や1月14日夜から15日にかけて行なう所などがある。長野のあるコーヤでは、初日の夜から当番の家に泊りこんで寺のお坊さんがきて、曼陀羅をかけ、おかんきをして、お札をくれる。夜明けに太陽をおがむ。料理は、豆腐と油揚げの精神料理をする。二日目は魚を食べる。最近では、お寺の檀家が多くなったのでお坊さんの都合で日を変更することもある。正月と八月にある。一宮部落では、初日には昼頃からコーヤの主婦全員が当番の家に集まり夕食の用意をする。料理は小イモ、ゴボウ、アブラアゲのニシメ、トウフジル、コンニャクのシラアエ、ニンジン、ダイコンのスノモノなどで、コーヤの子どもと家の代表である主人が当番の家に集まって食べる。食べる前に、吉備津彦神社の神主さんに来てもらって神様をおがむ。二日目は早朝に吉備津彦神社に参り、そして東に向かって日の出を拝む。拜んだあとすぐ当番の家に行き朝食をごちそうになる。そのあと昼までは雑談して時を過ごし、昼食のあと、お供えの鏡餅をコーヤの戸数だけに切り分け、お供えの洗米、スルメ、コブなどいっしょに半紙に包んで家に持ち帰る。家では、それをまた家族数だけに切り分け、みんなでいただく。現在は、このオヒマチも簡略化された形で行なわれたり、コーヤによってはやめている所もある。

1月11日 ヤレボウ。百姓初め。起きると顔を洗い、飾りをつけた鍬を肩にして「ヤレボーヤレボー」と言いながら苗代田まで行き、稲株を2株3株うがして帰る。この日は牛の出ぞめといって牛を牛小屋より追うて出し苗代田をうがしたりもしていた。牛に雑煮を食べさせたり、小米をつき焚いてやわらかくしてお団子にして、小さく砕いたりして食べさせていた。が、現在では牛を飼っている農家が、ほとんど無くなり「牛の出ぞめ」は言わなくなった。

1月14日 トンド。朝起きて御飯を焚いて、まだ食べないうちに、お供えをして注連縄やお飾り

をはずしたり、お札の古いのをアキホウへ持って行ってトンドを行なうのが普通である。村で毎年一定の場所に持って寄って行なうのだが、各家で竹を2本ずつ持ち寄る（長野）。そのまわりにお飾りを巻きつける。もう1本の竹で正月2日に書いた書きぞめをはさんで火の上で焼き、その灰が高く上れば腕があがるという。お鏡餅を持ち寄って火の中で焼き、持って帰って薄く短冊状に切って神棚に供える（横尾）。トンドの前夜、村の長老が米を各戸から集めて歩き、次の日、トンドに来た人々に、箸で団子を分けてくれたこともあった（長野）。トンドの時の焼け竹を屋根に放り上げていた。トンドの場所も現在は、お宮の境内とか河原とか危なくない場所で村中の人が集まって行なうが、家庭の庭先で行なうようにもなっている（山神）。この日は、あずきと餅を少し入れて、アズキガユをして食べたり神棚に供えたりする。現在でも、しきたりとしている家もある。

2月1日 出正月。正月のしまいを祝い、餅をうすついで雑煮を食べる。仕事を休んでいた。

2月2日 節分。立春の前日であり年がわりともいう。この日にも鯛の頭を豆穀などにさして玄関にさしたりしていた。洗濯物など物を外へ置かないといわれる（横尾）。アゲ・コンニャクを入れて五日飯をして食べる（長野）。豆をいって豆まきをしたりする。所によっては正月からオニハンサマまでは、ホーロクを使ってはならないというので、節分には豆もいらず豆まきをしない部落もかなりある（清水、森上など）。

2月12日頃 おふげん祭をする。皆、集まっておふげんさまの前で拝む（長野）。

3月3日 雛祭。ヨモギ餅やヒシ餅をつくったり赤飯に、にしめをつくり、お雛様に供える。米、あられ、豆を炒り、砂糖をつけて食べたりする。お雛様の出しぞめを2月28日にする所もある（清水）。普通は3月になったら出して、初雛だと3日にはお客をしたり、ヒナアラシをしたりする。桃や柳の枝を飾る。

3月4日 山あがりの日とか毘舎門様の日である。山あがりには子供だけが近くの見晴らしのよい山へ、おすしやにぎり飯などごちそうをつくって重箱に入れたりして、大きな岩の上で食べたり遊んだりする。所によっては大人も、酒、菓子、巻寿司や赤飯などの弁当を持って「シカノアクニチ」といって、少しでも高く上に登れというので毘舎門様に山登りをしていた（長野）。今では観光バスで日帰りの旅行をしたりする所もある。

3月下旬 地神様の日。彼岸の中日に一番近い戌の日。当番が、幟をたてる。供餅、御神酒二合位、菓子を村の地神様に持って行って参る。この日は、田に入ってはならない。鎌を使ってはならない。肥桶を担いではならない。うすをついてはならないなどといわれ裁物を裁ったりするのを嫌う。ごちそうをして食べる家もある。春と秋の二回ある。地神講があり、集まって「おかんき」をしている所もある。

3月21日 彼岸の中日。春分の日。彼岸の入りには墓掃除をし、シキビの花を交える。ヨモギ団子を持って墓参りに行き先祖の供養を行なう。春分の日には、戦没者の慰霊祭を行ない部落毎に婦人会が花とか供物を持って墓参りをした家へも挨拶に行ったりしていたが、今はやめてしまっている。山神付近では吉備津彦神社の祖霊様に集まって祖先をまつり、家では魚などを供えて親族、兄弟と一緒に寄合ひ先祖の供養をする。墓参りは彼岸の七日間、いつ参っても良いが、最後の日に参るのを嫌

う傾向があった。

5月5日 しょうぶ。子供の日。男の子を祝って、餅をつき、ちまきにしたり、シバ餅にしたり赤飯をする。しょうぶの葉を取ってきて子供の頭に結びカブトの格好をしたり、30 cm 位に切って、しょうぶ湯にしたりする。しょうぶの葉、かや、せんだ、ヨモギなどを藪でくくり、屋根に放上げる。しょうぶの葉が刀に見えて鬼が逃げ出すとかいわれる。初しょうぶだと、その他に、お鏡餅をつき、その上に柏餅をすけて近所同志の親しい仲で配ったり氏神様に供えたりする。嫁の里からコイノポリを、もらうと祝に行く。吉備津彦神社の付近では、神社境内にある子安神社に参る。現在では、色とりどりの美しいコイノポリが天高く泳ぐようになっているが、これは大正年間以降の事であって、それ以前にはコイノポリのかわりに家紋旗をたてていたという（長野）。この日、フトンの下にしょうぶの葉を敷いて寝ると腰が痛くならないとかいわれる（横尾）。又、この日は、牛のしょうぶとって、どんなに忙しくても牛を使用しなかった（横尾、長野）。

7月7日 七夕。笹を切ってくる。五色の短冊に文字や絵を書いたりして結びつける。ナスビ、キュウリを使って馬の形を作ったりトウモロコシのヒゲを使って尾を作ったりする。七夕団子を作り、縁の先に机を出して、天の川を祝う。肥松（コエマツ）を取って来たり、割木のよく肥えているのを庭先に立てて、それにキュウリ、ナスビをひっかけて、たいたりしていた（長野）。七夕様が終ると笹は近くの池や川に流していたが、現在は邪魔になるので、村でまとめて焼いたり、鳥のおどしのために果樹園や畑に立てたりする（横尾）。

7月13、14、15日 盆行事。先祖の供養をする。昔は、村の者が、コエマツを一把ずつ持ち寄って、川や池の土手や道端に、何百の灯をともしていた（山神、清水、長野）。40 cm 位の高さのものを立てていき、子供がそれらに火をつけていった。これは「まんどう」といって、仏の迎え火、送り火としてたいまつをたくのである。仏様の足許を明るくする灯であるといわれた。松の枝でも油のよくまわったものでないとよく燃えないので、ヨシの軸に布切れを巻き油かすをつけて燃やしたり、かやの先に黒い葉をぬっている「まんどう」を町の店で買って来たりした。現在は、麦藁をたいたり、松棒を小さく切って組み立て庭先で行なったり（山神）、墓の前でコエマツを割って火をつけて行なう（森上）。この夜に子供の遊びとして花火をあげていた。

9月9日 栗節句。各家庭で栗を入れて、うむしをしておこめしを食べる。野菊を神棚にあげる。

11月初旬 亥の子。11月の最初の亥の日に行なう。亥の日が三度あれば、中の亥の日を「亥の子」という。男の子が藁を30 cm 位の長さの束にして、それに30 cm 位の長さのナワをつけ、それを使って近所の庭とか道を、ボネボテたいて行なった。「今夜の亥の子、祝わん奴は、鬼生ぬ蛇生ぬ、角が生えた子を生ぬ」といってはやししたるのであった（清水）。現在は、しなくなった。

11月初旬 ふいご祭。昔、野かじ、石屋などが、この日には酒を飲み、仕事を休んだ。現在では、機械工場などでは、午前中で仕事をやめ、工場内のお清めをして、お供えをしたりする。

冬至。夏に収穫したナンキンを、この日のために保存しておき「とうなす」をいただく和中風にならないといわれる。

## 農 業 行 事

モミを播く時。山吹、すずかけ、フキ、ミヅウガの軸、シバの葉などを束にして、苗代地のねり畔に持って行きおいておく。お洗米も持っていき、十粒位を田に播いて、田の神様に祈願してからモミを播く。

田植えの時。ワサウエといって一番最初に植える田の畔へ、米、スズカケ、ぎぼし、フキの葉、ミヅウガなどを持って行き、祈願する。苗を、お飾りのワラで束ねたものを「のうで」という。昔は、田植えを共同作業としていたが、現在はしない。田植えが終わるとシロミテである。村の話し合いで、シロミテの日取りが決まると、魚売りがやって来て、村の人たちは「さあら」などを買い、寿司などのごちそうをしてにぎわっていた。共同作業をしていれば、酒盛りをしたり、うどんを食べたりしてにぎわった。

足洗い。ドロオトシ。田あがり。田植えのあとなどで、1～3年目のまだ若いお嫁さんが、里へ帰って休養をとるのである。

7月頃。虫送り行事。作物などの害虫を除くため、虫を追う行事である。日は決まっていなかった。形態も地域で様々異なっていた。各村毎に、ソシ堂に集まり、お題目をあげおかんきをするだけのものであったり、区長が、近くの山まで虫よけの籠を持って行き、それを納めて、シメをしていた所もあった(森上)。長野付近では、寺から御幣をもらって来て、子供に田毎をふってもらって、お日侍の時に立てた村の四隅のお札の所まで虫を追って行ったり、めったに人が通らない「虫追い道」を大人達が大きな大鼓をたたきながら、村はずれまで虫を追って行ったりした。また、吉備津彦神社に行き、虫よけの「お札」を頂いて帰り、竹にはさんで、田の真中にさしておくといわれる。昔は田にたくさんのお札が立っている光景が見られたそうである。また、その時、同神社の境内の砂をひと握り、もらって帰り、田にまくと虫がつかないともいわれる。同神社の御幡行事の時の扇子を取って帰り、田にさしておくといわれている。それでもなお、うんかなど害虫がついたりしていたということである。

庭あげ 稲を刈り、脱穀が終ると、一応その年の農作業が終ることになる。この日は、赤飯や寿司をして、神棚をはじめ脱穀機、万石など諸道具へあげる。しかし、すぐ麦播きが、ひかえているので、労働力の余裕があれば、ゆっくり休んでいた程度である。

### 吉備津彦神社の御田植祭

8月2、3日。第一日は御斗代神事があり、第二日目には御幡献納祭が行なわれ、二日にわかれてとりおこなわれている。前の日の御斗代神事が、御田植祭とよばれるものである。3mばかりの背竹に幣をつけ、これに稲の苗をそえたものを6本つくり、これを神前に供え、祠官などが集まって祈とうするなどの祭典が行なわれたあと夜の12時頃になると三束の苗をのせた二つの御羽車(布で周囲をまいた、みこしさまで四人でかつぐ)が、太鼓や獅子に先導された行列を整えて、神社を出発し、門前の神池に設けてある御斗代欄のところまでくる。祠官は祝詞をあげて祈念して苗をここに移すのである。御斗代欄は、池の中に六尺四方の棧敷を設け、薦を敷き四方に竹をたて注連縄をはった祭壇

で、苗はこの柵にある3つの竹筒にさし込むのである。御幡献納祭は、第二日目の午後4時頃、お幡の行列が、神社横の参集所を出発し、南神地を右廻りして参道にでて神社に到着し終了する。お幡というのは、竹三本に白布三反をたらし、その先々に扇子15本が結びつけてある。昔時は、国内各郡から献納されていたが、現在は特定の御幡株の人が献納し、その数は17、8本である。式次第は、お幡の行列が南神池を一廻りして神社にいたるといものだが、お幡が参道の途中にある橋を渡る頃、参詣者たちが、一番目のお幡は、そのままやりすごした後、二番目からのお幡に襲いかかり、無理やり倒して、お幡に結んである扇子を奪いとる。それを持ち帰って田に置けば、病虫害除となり、家に祀れば悪疫をまぬかれるという信仰からである。

### 参 考 文 献

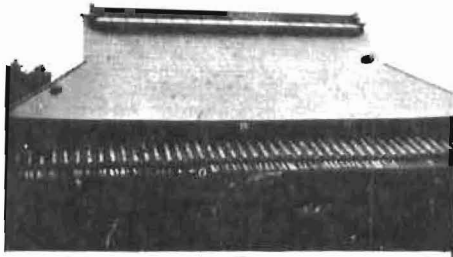
- 岡山の祭と踊（神野 力著）
- 日本民俗学大系

## 3 民 家

### (1) 屋 根

最近では社会変動にもない人口移動が激しいため、一宮町も大きく変わりつつある。近代的な団地があつたり奥の方へ行けば、まだ田舎のたたずまいをそのまま残しているような民家もある。だが、一般的にみて古い民家は、だんだんと姿を消していき瓦葺きの新しい建築様式が取入れられている。ほとんどが瓦葺きの2階建の家である。この中で、比較的古い形態を残していると思われる草葺屋根の民家を対象としてみた。

草屋根のほとんどが入母屋づくりである。吉備高原南端から平野部に位置するこのあたりは茅がほとんどないために、すべて麦藁で屋根を葺いている。これは上部は切妻のように二方に屋根をつけ、下方には寄棟のように四方に屋根をつけたもので、寄棟の上に切妻をのせたような形のものである。屋根面の合掌の頂点になる棟は、屋根の構造上の組みかためのうえからも重要であり、雨仕舞を厳重にするために、おさまりを工夫している。一宮付近は棟瓦を置いている雁振瓦棟のもの（写真9-3-1-6参照）と瓦を葺いた箱棟のもの（写真9-3-1-5参照）とがある。家の両側面にある切妻屋根端の山形をなすところを破風という。破風には、板を張ったもの木連格子にしたもの（写真9-3-1-5、6参照）、藁でおおってしまったものなどがある。入母屋づくりでは、イロリ、クドの煙はゆっくりと室内、屋根裏全体をまわって破風から外へ出るようになっていく。昔はクドに煙突がなかったため破風は煙出しとして重要であったが、冬季には破風の穴より冷風を吹き込むということもあった。最近ではクドを釜屋に移動したり改善したりして煙出しの必要がなくなったので破風を板や藁でおおってしまったようである。数軒の民家で煙出し（写真9-3-1-3参照）をみつけることができた。



(昭和45年5月24日中村敬撮影)  
写真9-3-1 トタン屋根

県北でイロリを設けている民家では存在するのだが、県南は温暖なためイロリを設けていないので煙出しのある民家は、めずらしい。クドの煙が、あまりにも激しいので煙出しをつくったのだらう。葺きおろしの家はあまりなく途中から瓦屋根の庇をおろしたものが多い。最近では農家も麦を作らなくなったので、屋根材料がなく葺き変えることができなくなりトタンでおおった民家が数多くみられる。

一宮町の大半の民家が瓦葺屋根となっている。明治になってから初めて瓦葺の家が建てられる

ようになりだした。最近、新築されるものはすべて瓦葺きである。

## (2) 間取り

民家のつくりは南面向きの長屋造りで桁行は梁行の2倍以上もある藁の葺きおろしが典型的なものである。大体、中央から分けて住居し、一方はコナシ屋に用いていた。コナシ屋は物置、納屋、牛小屋をも兼ね、カマドはコナシ屋に向って住居の縁にあった。

### 図9-3-1 (長野, A氏宅)

建築年代は不詳であるが200年位前に建てられたものであろう。梁間3.5間×桁行7.5間で、1間(マヤ)+2.5間(ニワ)+1.5間(ナカオエ)+2間(ザンキ)+0.5間(床)となっている。葺きおろしの藁屋根で地上から軒までの高さは7尺位である。棟には5年ほど前まで煙出し部分があったが、現在は取り払い、棟瓦を置き雁振瓦棟となっている。大黒柱を中心としてニワ部分と、ザンキ部分が相半ばし、右半分はザンキにとり、左半分は土間となっている。入口横にマヤがある。先祖が医者をしていた時代に診察用に馬を飼っていたそうである。マヤは、ウチマヤで、ニワとの間に板を張って仕切り、主屋の中で牛を飼育していた。マヤグチは外庭に向き、マヤの上には丸竹を組んだ天井があり、小麦藁な



(昭和45年  
5月24日中村敬撮影)  
写真9-3-2

A氏宅玄関

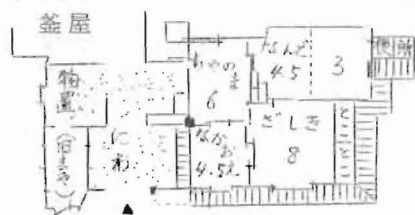


図9-3-1 A氏宅平面図

どの収納物を置いていたらしい。現在は、マヤとオクニワ部分の半分は物置として使用されている。農家の土間は、藁を置いたり、作業ができるようにする為はかなり広い面積がとられている。ニワとオクニワの境は、建築当時は、なかったが現在は簀戸やメエラで半分に仕切られている。オクニワ中央部分の高さ3m付近のところに梁を巧みに縦横に組み合わせてヤマトを作っている。これは5尺四方、

厚さ1尺余りの大きさで、スノコを編んだ上下に泥土をぬった土でできている天井である。このヤマトの真下にカマとクドがあったが30年位前よりクドを使用しなくなり、現在は跡形も残ってない。このヤマトは、クドからの出火を防止するものとして機能していたのだろう。すすけてまっ黒になっている。入口右には昔、風呂が設けられていた。現在は壺跡となっている。ナカオエから土間に張り出した小縁(イタバ)から風呂場へすぐ行けるように扉がついていた。風呂の汚水は、下の大きな壺に貯蔵できるようになっていた。化学肥料の現われる以前には糞肥、灰などとともに重要な肥料源であったと考えられる。

ナカオエ4畳半、ザシキ8畳、茶の間6畳、ナンド4畳半、3畳となっている4間取である。田の字形とは異なった食違形の間取形式である。それぞれの居室はフスマで仕切られ天井は板張りである。天井裏が見えるのは、土間部分においてのみである。茶の間は、ここで茶を飲み、食事をするのでそうよばれるのだろう。以前この部屋には掘ゴタツがあった。寝室としてのナンドは、裏側へ庇をおろし半間ばかり増築しているが、窓がないために薄暗い。ザシキは回廊でかこまれている。書院を設けているので、障子、板戸をあけると外の庭が眺められるようになっている。便所も昔は、入口横にあったらしい。それをザシキの床の東側へつuckingが角が悪いといって、現在の位置に移築した。オクニワでは煙突のないクドで煙を出すために家中ススで真黒になり非衛生的でもある。台所改善が行なわれはじめるとだんだんとオクニワの裏側に新しく二階建の釜屋を建て、主屋内にあったクドを別棟の釜屋に移したり改善したりするようになった。釜屋に炊事場を設けるようになったので、オクニワ、ニワなども物置とか通路としての意味しかたなくなっている。

図9-3-2(佐山, B氏宅) 土間の屋根裏はすすけてまっ黒になっている。主要な建築構造物(柱、桁、梁など)には、手斧で削ったあとが残っている。壁にも竹釘を使用しており、かなり古いようである。構造は図9-3-1の場合とほとんど同じである。梁間3間×桁行6間で、1間(マヤ)+2間(ニワ)+ザシキ部分(3間)となっている。居室部3間、土間部分3間であり、大黒柱を中心に半分に分れている。

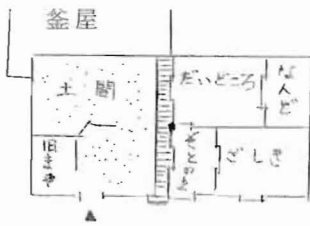


図9-3-2  
B氏宅平面図

入口左側に1間の既がある。マヤグチは外庭の方ではなく、土間のニワの方に向いている。マヤと土間ニワとの間は、板で仕切れ、入口部分を扉にしている。マヤの上は、もろの木を組んだ天井になっている。天井は藁をしまっておく物置にするため、一段低くしてある。マヤの部分も、現在は牛も飼っておらず、物置となっている。土間の中央に大黒柱から簀戸を設けて、ニワとオクニワ部分とに仕切っている。オクニワの薄暗い部分が昔は所帯場であり、クド場、炊事場であ

り、諸々の道具があった。オクニワにクドがあると家の中がまっ黒にすすけてしまうことから、主屋の裏側に独立棟の釜屋を建て、そこにクド、炊事用具、台所用品などを置いている。間取は、6畳2間と3畳半、3畳の四間取形式である。ナンドやチャノマ部分にもガラス窓を設けて採光に注意している。この付近では、縁側をつけた民家と縁側をつけない民家が混在する地域である。この家は縁側をつけていない。

図9-3-3 (山神, C氏宅) 表藁葺の屋根で瓦の庇がある。梁間3間×桁行6間で、1間(マヤ)+2間(ニワ)+1.5間(ソトノマ)+0.5間(床, 押入)となっている。土間部分が2.5間、居室部が3.5間である。土間部分が居室部より小さい。この家では、あまり広い作業場を必要としなかったのだろう。マヤはウチマヤである主屋内にある。入口の右側にあり、マヤグチは庭先の方に向いている。マヤには、天井をつけて藁などの物置にしないで、すぐ屋根裏となっている。マヤとニワ部とは板壁でまったく隔絶されている。入口左側に板張りのホイトモタレがある。土間部分を大黒柱より格子戸を設けてニワとオクニワとに仕切っている。オクニワのオクには古い土のカマドが残っている。オクニワはクド場、炊事場であり、物置場でもあった。このオクニワから、すぐ外へ出られるように勝手口がつくられているが、これは最近つくられたものである。屋敷の三方は壁でおおわれているため採光が悪い。北側は、オクニワの一部にガラス窓が一つあるだけなので薄暗い。表側のソトノマとザシキは障子のため比較的明るいが、ダイドコロとナンドは窓がなく、土壁のためまっ暗である。ソトノマとザシキとはフスマで仕切れ、ダイドコロとも障子で仕切られているため自由に通れるが、ナンドとザシキとは壁で仕切られているため、ソトノマ、ダイドコロを経て行かなければならない。ソトノマ、ダイドコロからは土間の方へ2尺ばかり小縁(イタバ)を張り出している。

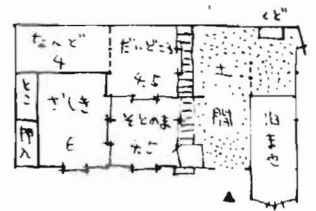


図9-3-3  
C氏宅平面図

この家は現在は誰も住んでいないアキヤである。一宮町には、このようなアキヤが点々とみられる。人口移動が激しいことを物語っているようである。

図9-3-4 (佐山, D氏宅) 屋根は上部だけが麦藁葺で途中から瓦の庇をつけている。梁間3

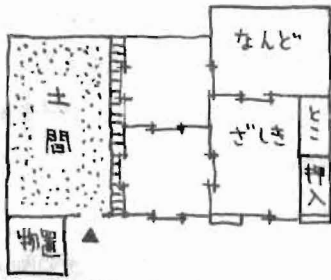


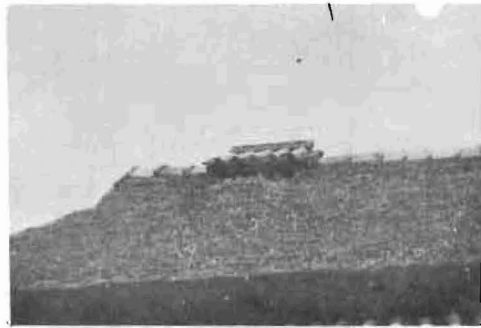
図9-3-4

D氏宅平面図

間×桁行5.5間で、2間(ドマ)+1.5間(ソトノマ)+1.5間(ザシキ)+0.5間(床)で、土間部分2間、居室部3間半となっている。入口の右側にホイトーモタレがある。土間には、マヤだった跡らしきものがなく、純粹の仕事場、作業場として使用されていた。普通の民家では、土間の中央に大黒柱のところから簀戸をつけて土間を仕切るようになっているが、昔は、このように土間仕切りの簀戸はなかったの

が普通であった。農家にとってはできるだけ広い作業場が要求されたのである。ここで、藁を打ったり、脱穀をしたり様々の農作業が行なわれたのである。牛の飼料置場となったり、鍬、鎌などの農具を置くのもこの土間が使用されたのである。それがだんだんと農作業も変化してくるにつれて、広い土間を必ずしも必要としなくなり、土間に簀戸をはめて仕切りをし、オクニワとニワとに分けるようになったのである。この家の土間は簀戸で仕切ってなくコナシ屋として、また、炊事場としてのものであった。以前は隅にクドがあった。現在は裏に釜屋を設けて炊事場、台所としている。間取りは、4畳半が2間、6畳が2間となっている。

屋根は棟瓦を置いた雁振瓦棟である。棟中をくりぬき、煙出しを設けている。現在では土間にはカマドもなく、煙出しは役に立っていないが、昔は、カマドをつかっていたので煙が家の中に充滿して、まっ黒になるので煙出しを設けたものである。



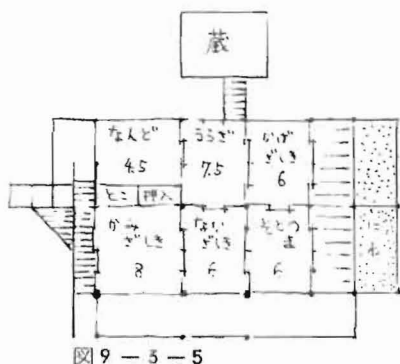
(昭和45年5月24日中村敬撮影)

写真9-3-3 D氏宅煙出し

図9-3-5 (山神, 大守大藤内宅跡)

大守家は代々備前一宮吉備津彦神社の祠官である。先祖は孝元天皇の後裔である辛

川臣某より出たともいわれ、又藤原氏の支流ともいわれている。後世は、もっぱら藤原氏を称した。そして大守家の当主隆成(卓爾)氏は藤原七十七代の孫であると伝えられている。しかし、現在伝わっている系図は、おしくも室町時代の中頃までは代々相承の次第も明らかになっていない。建久中当社の祠官大藤内(吾妻鏡には王藤内とある)という者が、平家の家人である瀬尾太郎兼康に与みした



大守大藤内家平面図

交歓した。たまたま、この日、曾我十郎祐成、五郎時致が仇を報ぜんがため祐経を殺した。その時、居あわせた王藤内もまた難にあったと吾妻鏡にみえる。当時、諸大社の祠官の家であって多くの社領を有するものは地方の豪族として武力があった。大藤内もまた、そのような一例であった。後世大守家を大藤内家というのは、この頃よりおこったのであろうか。鎌倉時代を経て、吉野朝の頃には、もっぱら大森宅を称した。

という嫌疑がかかり鎌倉に拘禁せられた。その時、大藤内は工藤祐経によって、無実の罪であることを頼朝に訴えた。頼朝は、はじめて大藤内の罪が無根であることを知り、本国備前の本領に帰らせた。王藤内は帰国に途についたが途中より再び鎌倉に引きかえし、祐経に会い恩を感謝した。建久4年5年頼朝は富士の裾野で狩をした。祐経が狩に従っていたので王藤内は祐経をその陣営に訪ねて5月28日盛んに酒盃を勧めて



(写真45年5月24日中村敬撮影)

写真9-3-4 大守大藤内家宅跡



(昭和45年5月24日中村敬撮影)

写真9-3-5 大守大藤内家宅跡

### (3) 付 属 建 築

図9-3-6 (庄屋門) 普通の民家には門はない。これは幕府が政権の威容を保つために農民が頭をもたげることを極度に怖れて、これをおさえるために農家に門は不似合であるとして母屋だけ建てさせ屋根も藁葺にさせた。ただ名主、本庄屋には本宅の前面へ長屋門を建てることを許した。これは、中央を通路として両袂には一方を物置とし、一方を雇人の住居にあてたものである。これを番屋(ばんや)といった。もちろん、藁葺の長屋

門であった。この庄屋門が残っているのが福谷村池谷にある。

南向きに位置し梁間2間×桁行6間で6本の柱を主休としてできている立派なものである。中央部に門がついたものであるの

で普通の民家の母屋の構造と余り変化はない。屋根は、入母屋

づくりの型をしており藁葺の草屋根である。棟には棟瓦を置いて雁振瓦棟となっている。向かって右側は、作業場や物置とし

て使用された土間である。この土間の2階は、木を組み合わせた天井となっており、藁などをしまっ

ておく場所となっている。左側は番人の部屋であった。土間が一坪あって2畳と6畳とのザシキ2間

がある。この部屋の天井は板張りである。

南側には、堅い細かく格子の入った堅繁格子窓がついている。真中の門に坂道がついていたが、数年前に坂道を畑にかえて、こ

ちら側へ坂道をつけた。

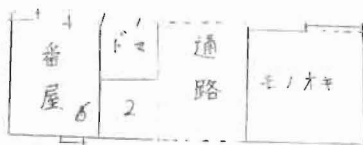


図9-3-6 庄屋門



(昭和45年5月24日中村敬撮影)

写真9-3-6 庄屋門

がある。この部屋の天井は板張りである。

南側には、堅い細かく格子の入った堅繁格子窓がついている。真中の門に坂道がついていたが、数年前に坂道を畑にかえて、こ

ちら側へ坂道をつけた。

ウチマヤでない民家では、ナヤを建ててい

る。納屋は、草葺の小規模な小屋であるが、一棟の小屋の中が2つに仕切られて、マヤとコナシヤに

分かれている。ここでは、脱穀、調製などの農作業は、主屋内

の土間を使用するよりも、ナヤを使ったのである。作業用、取

納用のために設けたものが多い。農業が機械化されるようにな

ると作業は戸外で行なわれるようになったため、ナヤは作業場

としては、あまり使われなくなり物置となっている。ナヤに便

所が設けられている場合がある。昔のままだと、風呂、便所は、

入口横にあるのだが、最近では、図9-3-7のように、マ

ヤ小屋、作業場を別棟につくり、そこに便所を設けている。便所は農家にとっては必ずしも排泄物の

捨て場ではなく、下肥の溜場であるという観念の方が強い。そういう立前からいうと便所は住宅の中

に設けるよりも、室外で、しかもできるだけ田畑に近い場所にとる方がよいことになる。別棟(ナヤ)

か入口近くに設け、いわゆる上便所というものは昔からの農家では無いのが普通である。又、農機具

の機械化がすすむと和牛がほとんどいなくなってきた。ウチマヤの民家では、マヤを物置にしたり大幅

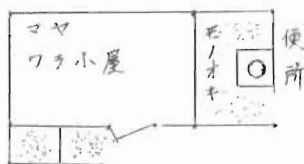


図9-3-7

納屋平面図

る。納屋は、草葺の小規模な小屋であるが、一棟の小屋の中が2つに仕切られて、マヤとコナシヤに

分かれている。ここでは、脱穀、調製などの農作業は、主屋内

の土間を使用するよりも、ナヤを使ったのである。作業用、取

納用のために設けたものが多い。農業が機械化されるようにな

ると作業は戸外で行なわれるようになったため、ナヤは作業場

としては、あまり使われなくなり物置となっている。ナヤに便

所が設けられている場合がある。昔のままだと、風呂、便所は、

入口横にあるのだが、最近では、図9-3-7のように、マ

ヤ小屋、作業場を別棟につくり、そこに便所を設けている。便所は農家にとっては必ずしも排泄物の

捨て場ではなく、下肥の溜場であるという観念の方が強い。そういう立前からいうと便所は住宅の中

に設けるよりも、室外で、しかもできるだけ田畑に近い場所にとる方がよいことになる。別棟(ナヤ)

か入口近くに設け、いわゆる上便所というものは昔からの農家では無いのが普通である。又、農機具

の機械化がすすむと和牛がほとんどいなくなってきた。ウチマヤの民家では、マヤを物置にしたり大幅

に改築し部屋を増したり、風呂を設けたりしている。また、農作業を戸外でするようになるため、コナシ屋としての土間の機能が、かわってきた。広い土間に簀戸をはめて仕切りをし、オクニワ、ダイドコロとニワを分けるようになった。

(中 村 敬)

#### 参 考 文 献

- 岡山県御津郡誌（御津郡教育会）
- 岡山の民家（鶴藤鹿忠著）
- 日本民俗学大系

## 第10章 教 育

### 1 学校教育

#### (1) 近世の教育

##### (a) 手習所と寺小屋<sup>1)</sup>

寛文7年(1667)正月、池田光政により藩学校とともに郡中に手習所がつくられた。

そして、寛文11年(1671)2月には手習所の数は123にものぼっていたが、寛文6年(1666)不受不施派であったためにつぶされた今岡村の妙教寺のあとに、一宮町で一番古い手習所もつくられた。また、寛文11年(1671)正月の調べによれば、津高郡には6つの手習所があり、このうち2つは今岡村と松尾村にあった。

今岡村手習所には今岡村から3人、山崎村から2人、楢津村から1人、辛川市場村から3人、西辛川村から3人、尾上村から13人、一宮村から3人で合計28人。年齢は9才~15才までであった。

また、松尾村手習所には松尾村から4人、大窪村から5人、下芳賀から3人、上芳賀村から6人、合計18人で、年齢は8才から15才であった。

ところが、延宝2年(1674)12月、池田綱政の時代に財政事情により手習所は1郡1か所となり、津高郡では今岡村の手習所だけとなった。さらに、翌3年9月には手習所が全廃された。

しかし、この手習所は寺小屋となって生まれかわり、寛政の初め(1790ごろ)から天保の初め(1830ごろ)にかけて189か所、さらに、弘化元年(1844)から明治の初め(1870ごろ)までには720か所の寺小屋がつくられた。

天保10年(1839)から明治5年(1872)ごろにかけて一宮町にも辛川市場村に2か所、大窪村に1か所、楢津村に2か所、首部村に1か所、芳賀村に1か所、横尾村に1か所、尾上村に1か所、一宮村に3か所、佐山村に2か所、西辛川村に1か所、山崎村に1か所、合計16か所の寺小屋ができた。

なお、寺小通に通っていた児童は750人ほどであった。

#### (2) 近代の教育

##### (a) 学校沿革史

##### (1) 中山小学校<sup>2)</sup>

明治8年8月一宮村山神に尾上村、一宮村、辛川市場村、西辛川村の児童を対象に中山小学が開校された。

明治15年4月、学制の改定により中山小学校と改称、そして、明治20年4月、小学校令の実施により平津小学校、大善小学校を合併して、尋常中山小学校と改称した。

このため、従来の校舎では増加した児童を収容できなくなり辛川市場小丸山に校舎が新築された。明治21年9月であった。

明治23年3月、一村をもって一学区とし、一尋常小学校を設置する、という学区の改正があり、平

津、大善の両校と分離した。校舎は一宮村が買収し、23年4月、あらためて開校式がおこなわれている。

明治26年、小学校令の実施により、中山尋常小学校と改称した。

大正3年、高等科が併置され、中山尋常高等小学校となった。

高等小学校は、明治19年4月公布の小学校令により、小学校が尋常、高等の2種に分かれたとき誕生したが、高等中山小学校は、津高郡の地形は狭長かつ境界には山があり、谷を隔てての生徒の通学が非常に不便であったため、郡内にいくつかの小学校を設置せざるをえないという事情により、今保、白石、花尻、尾上、一宮、西辛川、辛川市場、大窪、松尾、芳賀、福谷、長野、今岡、佐山、山崎、檜津の17村の組合により、明治20年に創立された。



写真 10-1-1

校舎位置は、辛川市場に決めていたが、校舎の設備がなかったため、吉備津彦神社の一棟を借りて、授業をしていた。そして、明治27年、中山高等小学校と改称された。

一宮実業補習学校。大正10年、勤労青少年に対して、初等教育の補習を行なうことと、簡易な職業教育を施すことを目的とした一宮実業補習学校が、新設された。期間は後期2か年制であった。

大正15年、一宮実業補習学校女子部が新設された。期間は前期2か年、後期3か年制であった。また、男子部も3か年制に変更され、2か年の専攻科も設置された。

昭和3年、校舎位置が現位置（一宮町一宮）に移った。

昭和16年4月、国民学校令の実施により、中山国民学校と改称された。

昭和22年4月、6・3・3制の学制の改正により、中山小学校と改称し、第1学年から第6学年のみ在籍することになり、従来の高等科の児童は、組合立中山中学校に編入学した。



写真 10-1-2 中山小学校沿革の額

昭和27年10月、地方教育委員会の設置により、一宮村外二か村学校組合立中山小学校に、昭和30年1月には一宮村、馬屋下村および平津村の合併により、御津郡一宮町立中山小学校と改称した。

#### (e) 平津小学校<sup>3)</sup>

明治8年1月、山崎村、西檜津村、中檜津村、東檜津村により、西檜津に、平津小学として創立された。

明治23年、校舎を一棟増築したが、これが後に平津役場になり、現在は同地所に児童館が建てられている。

明治20年4月、学制の改革により、中山小学校と合併し分教場として、第1学年と第2学年の児童を教授した。

明治23年4月、学区の改正により、中山小学校より独立して、尋常平津小学校となり、平津村の首部、檜津、佐山の3大字の児童を収容したが、今岡、山崎の2大字の児童は、尋常中山小学校に委託した。

そして、明治43年、義務教育が6か年に延長されたため、校舎を一棟増築するとともに、中山小学校の委託を解いた。

大正3年、高等科を併置し、平津尋常高等小学校と改称し、大正4年4月には、付設裁縫女学校を設置した。

また、大正15年7月には、平津青年訓練所が併設され、昭和10年7月には、平津家政女学校が創立された。この家政女学校は、昭和11年9月に、平津村女子青年訓練所となった。

昭和16年4月、平津国民学校に、昭和22年、平津小学校に、昭和27年、一宮村外二か村学校組合立平津小学校に、昭和30年、一宮町立平津小学校にと校名の変更が続いた。

#### (f) 馬屋下小学校<sup>4)</sup>

明治23年の学区改正以前は、大字芳賀は、平津村大字佐山と組合尋常芳賀小学校を芳賀に、大字大窪、松尾、福谷、長野は、一宮村、平津村と組合尋常中山小学校を一宮村大字辛川市場に、大字横尾は、馬屋上村と組合尋常高山小学校を大字富吉に設置していた。

そして、明治23年の学区の改正により、20年に中山小学校に合併され分教場になっていた大窪の尋常大善小学校が独立した。馬屋下村では、大窪の尋常大善小学校を尋常駅小学校と改め、これを本校とし、尋常芳賀小学校を第1支校、尋常中山小学校の分教場を第2支校とした。

学区は、大字大窪、福谷、長野(3学年以上)、松尾は本校、大字芳賀は第1支校、長野(2年以下)は第2支校、大字横尾の児童は、尋常高山小学校となっていた。しかし、馬屋上村大字富吉より、便宜上、第1支校への入学も許されていた。そして、分教場のうち、第1支校は明治25年に廃校になった。

明治26年4月、新小学校令により、駅尋常小学校と改称し、同年、横尾の教育事務を馬屋上村に委託した。

明治34年、駅尋常小学校横尾分教場の設置が認められ、大字横尾四反地に校舎位置を指定された。また、同年、横尾の教育事務委託を解いた。分教場の開校式は、34年9月に行なわれたが、当初は、

大字横尾字堀之内の仮校舎を使用した。四反地に校舎が建てられたのは、明治35年6月であった。

明治42年、義務教育延長による児童の増加のため校舎が狭くなり、5、6学年の児童を、翌43年4月まで、一宮村に委託した。

大正3年、白石村外3か村組合立中山高等小学校と分離した高等科を併置し、駅尋常高等小学校と改称した。また、大正9年には、馬屋下実業補習学校を併置した。

大正15年、摂政官殿下行啓記念として、馬屋下尋常高等小学校と改称した。

以後、昭和16年、馬屋下国民学校に、22年、一宮村外2か村学校組合立馬屋下小学校に、30年、一宮町立馬屋下小学校にと、校名の変更が続いた。

なお、横尾分教場は、昭和45年に廃止された。

#### (c) 横田実科女学校<sup>5)</sup>

創立は明治25年、位置は西辛川であった。最初は、裁縫だけの学校であったが、明治33年より修身と家事の学科を加えて、横田裁縫校といった。

同39年には、数学、国語、唱歌、教育、体操を加えて、私立横田女学校と改称した。また、大正14年には、横田実科高等女学校と改称した。

#### (d) 青年学校<sup>6)</sup>

昭和2年5月、実業補習学校と青年訓練所が廃止され、かわって、中山小学校の小丸山校舎のあとに、一宮村、馬屋下村の2か村によって、組合立中山青年学校と中山家政女学校がつけられた。

ここで行なわれた教育は、当時の情勢を反映して、軍事教練が主であり、昭和14年4月には義務制となった。

#### (b) 斉藤諸平氏<sup>7)</sup>

一宮町出身者で、教育に多くの業績を残した人物として、斉藤諸平氏があげられる。

氏は、明治15年、大窪に生まれ、同30年中山高等小学校を卒業した。同33年、岡山県師範学校に入学し、37年に卒業すると、真庭郡美川小学校校長兼裁縫女学校長に任命され、岡山県の奥地教育に新機軸を開いた。そして、同39年には、岡山県女子師範学校訓導となり、同44年には、奈良女子高等師範学校に栄転した。

大正4年、34才のとき、懇望されて岡山県浅口郡玉島尋常小学校校長となり、初等教育改善案をたて、個性尊重主義の新教育の基礎をつくった。

同10年、倉敷尋常高等小学校校長兼倉敷家政女学校長に任命された。そして、同年4月、文部省から海外教育視察を命ぜられ、国富就実高女校長、塩見県視学とともに、アメリカ、イギリス、フランスなどの国々をまわり、民本主義教育の実際を視察・研究した。

倉敷9か年間に発表した主なものには、次のものがある。

- 一 改造教育の実際的研究
- 一 改造教育批判要諦
- 一 綴方学習補導体系
- 一 倉敷小学校教育実際要覧

- 一 学校教育の実際
- 一 ドルトン式自律学習の実際
- 一 国民的人格教育実際体系

昭和5年、49才のとき、岡山県首席視学に就任した。以来、県教育革新のために、県内視察のときは弁当持ちで出向き、教職員の宴会は辞し、贈り物は一切受けとらぬというまじめさで尽力した。

また、一面、岡山県教育五大綱領を制定して、学校経営、学級経営研究会を各地で催した。

以後、岡山市学務課長、社会課長を経て、政治・経済の研究を行なうようになり、晩年は、自民党岡山支部に勤務し、県政運営の研究に尽したが、昭和33年死去した。

教育者としての氏には、教育関係の著述が多く、次のものがある。

- ・算術教授要義 ・分団教授の理論と実際 ・発動主義分団教授 ・教育原理の研究
- ・学習指導の原理と実際

(c) 在籍児童数の変遷と出席状況

(i) 在籍児童数の変遷

図10-1-1は、中山小学校、平津小学校、馬屋下小学校の児童数の変遷を示したものである。点線部分は不明の年である。

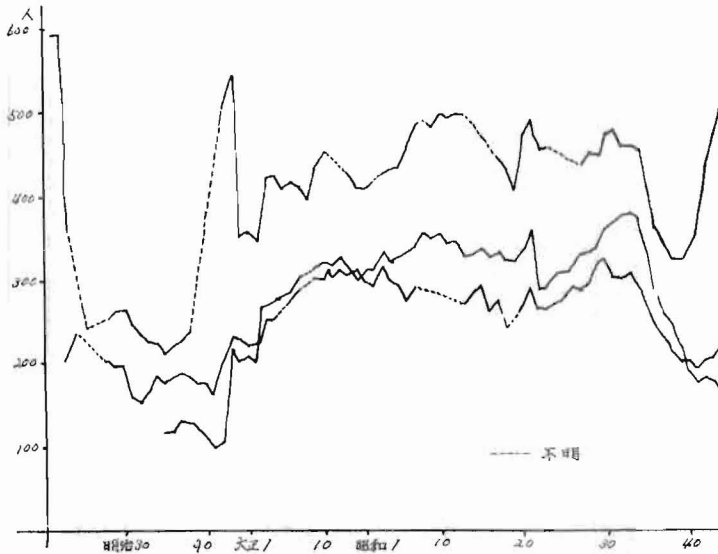


図10-1-1 在籍児童数の変遷

戦後のベビー・ブームの波が、小学校に押し寄せた昭和30年前後は、3小学校とも、在籍児童数は増加しているが、その後は、しだいに減少している。

ところが、緑町団地が、できたため、中山小学校は、39年より著しい児童数の増加がみえる。また、平津小学校も、41年以降増加の傾向にあるが、一宮町が岡山市のベッドタウンとしての性格を強めることが予想されるので、児童数の増加は、今後も続くものと思われる。

(ii) 出席状況

明治中期の出席状況を、中山小学校を例にとってみる。

表10-1-1 出席状況(中山小学校)

	在籍児童数			日々出席平均数		
	男(人)	女(人)	計(人)	男(人)	女(人)	計(人)
明治21年	336	246	582	228	137	365
22年	328	253	581	235	148	383
23年	194	173	367	137	96	233
26年	131	103	237	117	78	195
28年	122	131	253	112	85	197
29年	131	133	264	112	105	217
30年	131	133	264	112	91	203
31年	118	232	250	91	84	175
32年	117	119	236	96	72	168
33年	122	105	227	106	79	185

左表をみると、在学者数に対する日々出席平均数は、毎年上昇はしているが、かなり低くなっている。また、女子が男子に比べて、かなり低くなっているのが目につく。

例えば、明治21年の出席率は63.8%であるが男子64.3%に対

して、女子55.6%である。そして、28年の出席率は77.9%であり、男子91.8%に対して、女子61.8%である。33年の出席率は81.5%であり、男子86.9%に対して、女子75.2%である。

これは、当時の社会的・経済的条件などが強く関連しているものと思われる。

表10-1-2 女子教員数とその比率

	教員合計数(人)	女子教員数(人)	とその比率(%)	全国比率(%)	岡山県比率(%)
昭和27年	26	15	57.7		
28年	26	15	57.7		
29年	29	15	51.7		
30年	29	16	55.2		
31年	33	18	54.5		
32年	27	17	63.0		
33年	28	16	57.1		
34年	27	16	59.3	45.2	42.2
35年	28	17	60.7		
36年	25	15	60.0	46.2	43.6
37年	24	14	58.3	46.7	44.5
38年	25	15	60.0	47.5	45.1
39年	24	15	62.5	48.0	45.3
40年	25	16	64.0	48.4	45.5
41年	26	16	61.5	48.6	45.9
42年	26	15	57.7	49.1	46.1
43年	30	18	60.0	49.6	46.5
44年	29	19	65.5	50.4	47.1

(d) 教員、児童と学級

(1) 教員

表10-1-2は、中山、平津、馬屋下の3小学校の教員(本務者)数に対しての女子教員(本務者)数とその比率を示したものである。

最近、女子教員の著しい増加が社会問題として大きくとりあげられたことがあった。特に小学校において、この傾向は強いようである。

この女子教員の占める比率の変遷をみると、全国では、昭和34年には45.2%であったが年々上昇し、44年には、初めて50%を突破して50.4%となり、10年間に5.2%増となっている。

岡山県では、34年には42.2%であったが、44年には47.1%となり、同じ10年間に4.9%増となっている。

ところが、一宮町の3小学校の合計は常に50%以上を女子職員が占めており、最小比率は昭和29年の51.7%、最大比率は44年の65.5%となっており、毎年、大体60%前後を女子教員が占めている。

このことからわかるように、一宮町の小学校における女子教員の占める比率はかなり高いといえよう。

次に、教員が非常に多い土地であるといわれている一宮町の在住教員数と地域別をみる。

(昭和44年5月)

表10-1-3 一宮町在住教員数と地域別

旧一宮村		旧平津・馬屋下地区		旧一宮村		旧平津・馬屋下地区	
一宮	64人	檜津	27人			大窪	3人
尾上	15	今岡	9			福谷	3
西辛川	16	松尾	4			長野	1
辛川市場	5	首部	2			佐山	1
		山崎	2	計	100人	計	58人
		芳賀	6	合計158人(男120人,女38人)			

一宮町在住の教職員は合計158人である。この数字は、一宮町内の学校の合計教員数と比べてみれば、確かに、一宮町は教員の多い町であるといえよう。

地域別にみると、旧一宮村在住の教員が63%であり、旧平津、馬屋下地区在住の教員は37%となっている。このうち、一宮には41%が住んでいる。

(2) 児童と学級

教育を行なうにあたって、1学級あたりの児童数と教員1人あたりの在学者数は、教育の効果を考えれば重要な問題である。ここでは、この2つについて、一宮町の3小学校の合計によってみることにする。

表10-1-4 収容人員別学級数と比率

収容人員	0～15人		16～25人		26～35人		36～45人		46人以上	
	学級数	比率(%)	学級数	比率(%)	学級数	比率(%)	学級数	比率(%)	学級数	比率(%)
昭和28年	1	3.8	0	0	5	19.2	8	30.6	12	47.4
29年	1	3.8	0	0	5	19.2	8	30.6	12	47.4
30年	1	3.6	1	3.6	4	14.3	10	35.7	12	42.8
31年	1	3.7	0	0	6	22.2	7	25.9	13	48.2
32年	1	3.7	0	0	7	25.9	6	22.2	13	48.2
33年	1	3.6	0	0	7	25.0	8	28.6	12	42.8
34年	1	3.7	0	0	6	22.2	8	29.6	12	44.5
35年	1	3.7	1	3.7	11	40.8	7	25.9	7	25.9
36年	1	4.2	0	0	11	45.8	6	25.0	6	25.0
37年	1	4.4	1	4.4	10	43.4	6	26.1	5	21.7
38年	1	4.2	0	0	14	58.3	6	25.0	3	12.5
39年	1	4.4	0	0	15	65.2	5	21.7	2	8.7
40年	1	4.4	2	8.4	16	66.6	4	16.6	1	4.2
41年	1	5.0	2	10.0	15	75.0	2	10.0	0	0
42年	1	4.0	3	12.0	11	44.0	10	40.0	0	0
43年	1	3.7	3	11.0	12	44.5	11	40.8	0	0
44年	1	3.7	3	11.0	10	37.1	13	48.2	0	0
全	40年			2.5		11.8		74.6		6.8
国	43年			2.6		13.8		75.7		2.9
岡山	43年			1.9		20.2		70.8		0.4

教員1人あたりの在学者数をみると、特に、この数年間は、好条件のもとにあるように思われる。

表10-1-5 教員1人あたり在学者数

年 度(昭和)	28	30	32	34	36	38	40	42	44
一人あたり在学者数	4.17	40.1	42.3	41.7	35.8	33.3	29.5	31.6	31.0

しかし、1学級あたりの児童数をみれば、46人以上の学級が、34年までは40%以上もあり、これが、40年まで続いてあったことは問題を含んでいたといえよう。そして、この数年間のうちに46人以上の学級はなくなり、26～35人と36～45人の学級が80%以上を占めてきたことは、条件がよくなってきたことを示すものであろう。

また、この数年36～45人の学級が増加しているが、全国平均、岡山県平均と比べて、26～35

人の学級が多いことが注目される。

(e) 学校経費

馬屋下小学校の村費と学校経費の割合、一戸平均負担額、児童1人あたり負担額を示す表と、中山小学校の学校経費の用途別を示す表をあげる。

表10-1-6 馬屋下小学校経費

年	事項	村費総額(円)	小学校経費総額(円)	全村費に対する 百分比(%)	一戸平均負担額(円)	児童1人当負担額(円)
大正	11年		7,176	5.166	1,677	23.22
昭和	2年	16,918	7,949	4.698	2,275	28.57
	7年	17,708	7,625	4.306	1,878	22.34
	12年	22,878	8,124	3.551	2,005	23.27
	17年	29,613	3,418	1.154	855	10.02
	20年	49,345	3,911	7.91	900	12.90
	27年	73,534.75	750,470	10.21	1,357.09	225.366
	32年	35,154.953	981,137	2.79	549	24.35
	37年	60,927.200	1,622,000	2.66	3,290	6,123
	42年	121,612.000	3,187,000	2.62	6,585	16,508

注) 昭和32年以降は町費総額である。

表10-1-7 中山小学校経費

年	事項	総額(円)	教員給料(円)	雑給(円)	需要費(円)	その他(円)
明治	32年	74,900.00	57,600.00	3,365.00	8,315.00	3,518.80
	33年	78,651.00	57,600.00	3,365.00	8,315.00	2,518.80
	34年	93,885.00	57,600.00	3,615.00	12,050.00	20,620.00
	35年	93,885.00	57,600.00	3,615.00	12,050.00	20,620.00
	36年	89,885.00	57,600.00	3,615.00	12,050.00	16,620.00
	37年	74,684.00	57,600.00	2,314.00	2,310.00	12,460.00
	38年	75,100.00	57,600.00	2,300.00	2,300.00	9,500.00
	39年	93,369.00	60,000.00	3,704.00	12,140.00	17,525.00
	40年	95,002.00	67,200.00	7,120.00	8,640.00	12,050.00
	41年	1,964.140	1,488.000	6,664.00	16,500.00	14,750.00
	42年	2,386.145	1,884.000	11,000.00	16,500.00	2,271.45
	43年	2,251.574	1,620.000	11,745.00	12,000.00	3,941.24
	44年	2,103.84	1,632.000	14,962.00	12,000.00	2,022.22
	45年	1,951.00	1,344.000	13,100.00	21,400.00	2,620.00
大正	2年	1,972.00	1,404.00	14,300.00	14,500.00	2,800.00
	3年	3,125.18	2,232.00	25,832.00	25,832.00	3,765.4
	4年	2,927.36	2,232.00	24,172.00	10,000.00	3,536.6
	5年	2,914.41	2,232.00	23,472.00	10,000.00	3,476.9

表10-1-6をみてみると、全村費に対する小学校経費の割合は年ごとに減少しているが、大正後期から昭和初期にかけての割合と、昭和32年以後のそれとを比べてみると、前者の数値が非常に大きい。これは、当時、学校経費が大きな負担となっていたことを示すものである。

また、小学校経費、一戸平均負担額、児童1人当負担額のそれぞれについて、大正11年と比べてみると、昭和37年には、小学校経費は226.1倍に、一戸平均負担額は196.2倍に、児童1人当負担額は263.7倍になっている。また、昭和42年には、444.1倍、392.7倍、706.7倍となっている。

次に、表10-1-7をみてみると、教員給料が大部分を占めており、その比率は、明治32年で76.9%、同37年で77.1%、同42年で79.0%、大正3年で71.4%となっている。

(f) 進学

一宮町は、教育に対して熱意があり、教育水準が高いといわれているが、これをあらわす1つとして、中山中学校の高校進学率をとりあげてみる。

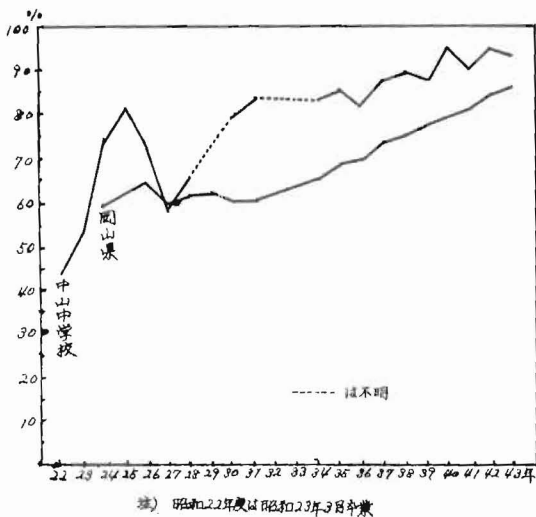


図10-1-2 進学率の変遷

このようにみれば、一宮町は、教育に対する関心が強く、熱意のある地域であるといえよう。次に、最近3か年の進学状況を示す。

中山中学校の高校進学率は、この図からもわかるように、非常に高率である。

岡山県は全国でも教育県の1つに数えられ、高校進学率も非常に高い。例えば、昭和29年度は全国5.15%に対して、岡山県は6.19%で第4位の進学率である。また、34年度は全国5.77%に対して6.51%で第6位、39年度は全国7.06%に対して、7.77%で第7位、40年度は全国7.23%に対して、7.96%で第5位となっている。

ところが、中山中学校の進学率をみると25年に一度80%を越し、その後、数年間は80%を割ったものの、30年以降は80%以上、40年以降は90%以上の進学率となっている。さらに詳しくみれば、34年83.5%、39年87.7%、40年95.0%と、全国、岡山県の両平均を大きく上回っている。

表10-1-8 進学校別進学状況

高 校 名	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		種 別
	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	
岡山学区(朝日, 操山, 大安寺)	23	13	14	21	21	16	県立普通科
総 社	2					1	
高 松 農	7	3	8		3	1	県立農業科
東岡山工・岡山工	15		23		25	2	県立工業科
倉敷工・水島工					3		
岡山東商・岡山南	10	8	4	10	4	13	県立商業科
岡山南(家庭科)		1		2		3	県立家庭科
鳥 城			1				定 時 制
岡 山 商	1	1					
関 西	8		5		3		私 立
吉 備	4		1		2		
山 陽 女 子		11		8		12	
就 実		22		13		14	
真 備		12		9		5	
清 心 女 子		5		4		2	
岡 山 女 子		2		2		2	
片 山 女 子						1	
岡山日大付属	1						
岡山理大付属	2		1				
県 外	7		1		2		
高等専門学校	1		6		2		

注) 昭和41年度は昭和42年3月卒業生

県立普通科進学者は、ほとんどの者が、総合選抜制を採用している岡山学区へ入学するが、このなかでも、大部分は距離的に便利のよい大安寺高校へ入学している。

次に、学校種別の進学状況を示す。

表10-1-9 学校種別進学状況

種 別		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		
		男 (人)	女 (人)	男 (人)	女 (人)	男 (人)	女 (人)	
県 内 高 校	県立全日制	57	25	49	33	56	40	
	県市町立定時制	1	1	1				
	私立全日制	15	52	7	36	6	36	
	私立定時制				1			
	小 計	73	78	57	70	62	76	
高 専 ・ 県 外	高等専門学校	1		6		2		
	県外全日制	7		1		2		
	小 計	8		7		4		
合 計	高 校	全日制	79	77	57	69	64	76
		定時制	1	1	1	1		
	高等専門学校	1		6		2		
	計	81	78	64	70	66	76	
進 学 率 (%)		90.3		95.0		93.2		

注) 昭和41年度は42年3月卒業生

(2) 調 査

一宮町住民の教育に対する関心、熱意を示す手がかりとして、子どもの将来に対する希望とともに、親の教育意識という面より調査を行なった。

以下に示す表は、緑町、一宮、佐山、長野、横尾の5地区の小・中学生のいる家庭を中心に、親を対象として、アンケートをとった結果である。

なお、回収数は、緑町100、一宮110、佐山53、長野18、横尾13であった。

表10-1-10 進学について

	緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
(イ) 義務教育で十分である。	1	1			
(ロ) 高校まではぜひ進学させたい。	29	38	30	10	4
(ハ) 大学まではぜひ進学させたい。	28	26	5	2	5
(ニ) 子どもの意志にまかせる。	41	45	18	5	3
(ホ) 不 明	1				1

表10-1-1-1 塾・家庭教師についている。

緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
50	41	31	1	0

表10-1-1-2 塾・家庭教師の必要性

	緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
(イ) 学校の勉強では不十分で必要	2	5	11		
(ロ) 子どもの意志にまかせる。	64	65	29	9	7
(ハ) 学校の勉強だけで十分	19	28	5	4	1
(ニ) そ の 他	15	8	1	5	5
(ホ) 不 明		4	4		

表10-1-1-3 通学について

	緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
(イ) 距離が遠いのでこまる。	3	2	16	17	12
(ロ) 途中の交通事故が心配。	75	60	35	17	12

表10-1-1-4 子どもを、将来、どのような職業につかせたいか。

職 業	緑 町				一 宮				佐 山				長 野				横 尾			
	長男	二男	三男	女子	長男	二男	三男	女子	長男	二男	三男	女子	長男	二男	三男	女子	長男	二男	三男	女子
1								2	1		1	1			1	1				
2						1														
3	2		1		1			2									1			
4																				
5	1			4	1			1	1		2									
6				1	1			1	1									1		
7	3		1	2	4	4		4			2	1	1	1						
8				1	1			1			1									
9	10	2		3	10	8		6	6	5		3	1			1	2	1		1
10	2	1		14	1	2	1	8			7									
11	2			11	1	1		11	1	1		3					1			2
12																				
13	37	14		16	53	11	4	10	16	7		3	6	2	1	1	2			
14				12				8	1	1		2								1
15				12				4				1								1
不 明		1	4					1	6			1	0			5				6

A) 自家営業希望

1.農業 2.林業 3.工業 4.鉱業 5.商業 6.サービス業 7.自由業 8.その他

B) 勤務者希望

9.公務員 10.教員 11.事務員 12.労働者 13.専門技術者 14.その他 15.職につかせたくない

注)長男9または13などの場合は両方とも記入した。

表10-1-15 あととりが出ていく場合

	緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
(イ) 極力出ていかないよう話す	3	7	9	1	1
(ロ) 後半、必ずもどってくる約束で	6	15	14	7	5
(ハ) 快く出してやる	83	77	28	9	5
(ニ) ひきとめて、絶対に出さない	0	0	0	0	1
(ホ) その他、不明	8	11	2	1	1

表10-1-16 一宮について

	緑 町	一 宮	佐 山	長 野	横 尾
(イ) 住みよいので子孫も永住させる	36	65	39	14	5
(ロ) 自分一代だけこここでくらす	43	33	12	2	3
(ハ) できれば、他の土地へ行きたい	3	2	1	0	1
(ニ) 他の土地へ行く予定	0	0	0	0	0
(ホ) そ の 他	14	6	0	0	2
(ヘ) 不 明	7	4	1	2	2

(岡野茂一)

引用文献

- 1) 5) 6) 一宮町教育委員会(昭和44年7月1日):郷土読本いちのみや稿本  
43~44 47~48 55
- 2) 中山尋常小学校(明治三十四年四月)  
学校沿革史  
高等中山小学校沿革史
- 3) 平津尋常小学校沿革史
- 4) 尋常小学校歴史
- 7) 片山峰吉 編 馬屋下村誌資料一人物 神社 仏閣編 十冊中の八

2 社会教育

- (1) 社会教育団体
- (a) 青年団

数年前までは、かなり活発に活動していたが、現在、その活動は、低調化していると言わねばならな

いだろう。

青年団の組織は、右の図に示すようになっている。

活動としては、年間行事の球技大会、夏期講習の他に、現在、最も力を入れているものとして、青年の国内研修旅行への参加がある。現在までに、受け入れたものに長野、宮崎、佐賀、千葉、栃木、埼玉、山形などがあり、出ていったものには、静岡、熊本、九州の他の県、そして、北海道がある。

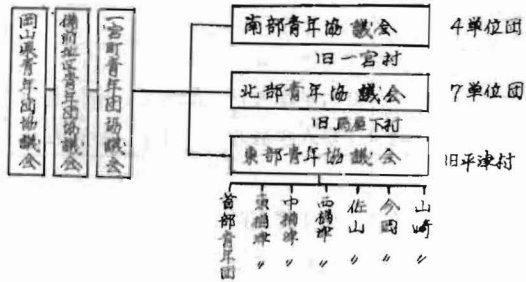


図 10-2-1 青年団の組織

(b) 公民館

公民館は中央公民館、平津公民館、馬屋下公民館の3つがある。

その活動としては、A)成人式、文化展、

生花、俳句、情歌、老人クラブ、B)体育活動・社会人野球大会、庭球大会、柔剣道大会などがある。

(c) 婦人会

婦人会は、一宮町婦人協議会のもとに、一宮婦人会(尾上、一宮、西辛川、辛川市場、緑町)、馬屋下婦人会(大窪、松尾、下芳賀、上芳賀、福谷、横尾、長野)、平津婦人会(佐山、西橋津、東橋津、中橋津、首都)の各婦人会があり、現在の会員数は約1,800名である。

しかし、都市化の波が一宮町にも押しよせ、婦人の考え方が合理的になり、活動は低調化する傾向にある。

そのなかでも、現在、かなり活発に活動が行なわれているのは、一宮、大窪、上芳賀、中橋津の婦人会である。その活動は、婦人学級が主体となっているが、中橋津の婦人会は、環境衛生改善運動、子ども会活動にも取り組んでいる。

ここでは、大窪の婦人会を中心に、特に、婦人学級をとりあげることにする。

(1) 大窪婦人会

会員は現在100名であり、経費は会費400円、電燈料集金手数料(月2,000円)、衣類、薬品等の取り扱い(年間5,000円)、大窪区よりの援助(年間18,000円)である。

なお、経費については他の地区も50円前後の会費制をとり、不足分は大窪の場合と同じようにして補っている。

○婦人学級

会員50名。

最近、職業をもつ婦人が増加し、集まる機会がなかなか見つけにくいということ、また合理的な考え方による婦人会があってもなくても同じという考え方が増えてくる困難な現状のもとで、人と人との触れ合い、知識の獲得をめざして開かれている。

活動内容は、次の表に示す。

表10-2-1 昭和44年度行事

回	月日	研究題目	講師
1	5.17	講演「人間関係について」	清心女子大 林 秀一教授
2	7.14	講演「高血圧とガンについて」	岡山保健所 奥田婦長
3	8.28	料理講習会	岡山保健所 板野栄養士
4	10.13	講演「親の幸せ、子の幸せ」	岡山地々新聞 教山氏
5	12.18	一宮町内見学旅行(学校・古墳・施設)	
6	2.28	講演「婦人学級のあり方」・お別れ会	済生会病院 小谷氏

45年度の活動は、前年度が講演中心の活動になっており、これでは物足りないという気持ちより、婦人学級のメンバーがリーダーになって運営していく方向でもって、講演会の後での話し合い、レクリエーションの催し、コーラス部の結成が企画されている。また、9月には、会費を利用しての旅行が行なわれている。

(d) 家庭教育学級

家庭教育学級は、青少年の健全育成を目標に、小・中の子どもの家庭教育についての母親の心構えについて学習することを意図したものである。

一宮町においては、昭和39年より、町教育委員会とP・T・Aとの共催により、各学校ごとに行なわれており、昭和39年には平津小学校、40年には中山中学校の家庭教育学級が、それぞれ県指定の家庭教育学級となっている。また、44年には緑町団地(約400戸)において、緑町保育園、中山幼稚園の母親を対象に、団地としての特色ある家庭教育、特に、幼児教育を中心に、幼児の心理、しつけ、交通指導、入学の準備、遊び、幼児に対する心構えなど県指定のもとで、緑町家庭教育学級が年7回開催された。

なお、費用は、教育委員会より各学校へ年間10,000円、不足分(約10,000円)はP・T・Aより出されている。

次にあげるのは、42年度の馬屋下学区の家庭教育学級の概要である。

表10-2-2 家庭教育学級大要(馬屋下)

回	月・日	研究題目	講師
1	7.17	家庭ではどんなしつけをすればよいか。 (1) 家庭教育と学校教育の分担。 (2) 家庭教育で大切なこと。	深田猪久夫先生
2	8.27	家庭ではどんなしつけをすればよいか。 (1) 教育する親の態度。	深田猪久夫先生
3	9.10	純潔教育について。 (1) 純潔教育の必要性。 (2) 性の芽生えと指導について。 (3) 性のモラルをたてる。 (4) すすめ方。 (5) 実施上の要点。 (6) 子どもの質問に対して親のとるべき態度はいかにあ	黒住 精先生

回	月・日	研 究 題 目	講 師
		るべきか。 (7) 子どもに共感してやることの大切さ。	
4	9.11	他校観察 (1) 久米郡誕生寺小学校視察。 (2) 鏡野町芳野小学校視察。 全国健康優良児校視察。	
5	12.19	精薄教育について。 (1) 旭川荘および児童院の実態について。 (2) 親の能力と子の能力について。 (3) 自主性のない児童をどう育てるか。 (4) 自主性を育てるには。	旭川児童院 江川 安彦先生
6	不 明	日本人の食生活と健康 (1) たんぱく質をどう求めるかについて。 (2) $V_A \cdot V_G$ の摂取について (3) 調理機構の改造について。 (4) 望ましい脂肪のとり方について。 (5) 野菜の計画栽培について。 (6) 調理実習。	横田文三郎校長

#### (e) 青年学級

義務教育卒業者に対して、1.農業（農業経営、技術園芸）2.家事（生花、調理）3.一般教養（時事問題、政治教養、映画による共同学習）4.体育、レクリエーション、などの教育を意図したものであるが、一宮町においては、中山中学校の進学率が90%以上という高率であり、義務教育終了卒業者が、町にそのまま留まっているのは非常に少ないため、最近はその活動は低調である。

#### (f) 環境衛生改善運動（中橋津地区）

一宮町では、環境衛生改善運動が、いくつかの地区において活発におこなわれているが、そのなかでも、中橋津地区は、この事業を最初に手がけ、婦人会が主体となり、発足以来着実に運動がすすめられており、他地区の模範となっている。

ここでは、環境衛生改善運動として、中橋津地区をとりあげることとする。

中橋津地区は、一宮町の東南部に位し、南は笹ヶ瀬川を境に岡山市に面している、戸数約150戸、人口約600人、面積0.8<sup>2</sup>の兼業農家が非常に多い地区である。また、最近は岡山市のベッド・タウンとしての発展が約束されている地区である。

この地区に、住民運動として環境衛生改善運動がおこったのは、昭和30年であった。以来、数多くの受賞歴が示す（特に、昭和38年の厚生大臣一般賞、昭和42年の厚生大臣特別賞の受賞）ように、この運動の優秀地区として高い評価がなされている。

現在においても、一般的傾向である受賞後は運動が停滞または衰退するということもなく、地区住民一体となり、参加戸数100%という活発な活動が続けられている。

#### (g) 運動のおこり

この運動は、昭和30年4月より始まった。きっかけとなったのは、昭和30年3月、環境衛生改善先進地区である岡山県玉野市山田品の作部落を見学し、刺激を受けたことだった。そして、部落の入り口である当時の笹ヶ瀬川平津橋付近の土堤が周辺からのゴミ捨て場と化し、悪臭がたちこめ、非常に環境が悪かったため、このゴミ集積場の改善を意識したことが運動の始まりとなった。

しかし、当初は、この運動に対する住民の意識の統一ができず、なかなか進展しなかった。この運動

が地区全体へと広がっていき、住民全体のものとなった大きな契機は、昭和33年の共同作業場の建設と運動会の開催であった。

共同作業場は、農業構造改善事業により、地区産業の重要な一部を占める果樹栽培の際の撰果場と精米場を兼ねて建設された。そしてこれを利用した種々の会合が開かれた。

また、農閑期を利用しての地区の運動会の開催では、仮装行列等地区を6班に分けてコンクールを実施した。この時の班組織が、現在も活動の母胎となっており、環境改善運動の根底となっている。

この2つの出来事は、地区住民の協同作業に対する認識を高め、協同意識を昂揚した。また、共同作業場での集い、レクリエーション、先進地区の視察等を通じて、地区に和気あいあいとした雰囲気が増え、地区の環境も現状ではいけない“改善したい”、“改善しよう”という実践の気風が盛り上がり、本格的な活動が始まった。

#### (ロ) 運動の経過

発足当時は、環境衛生改善のためのP・Rを保健所に依頼し、講演会1回、映画会、幻灯会各1回、部落座談会を数回開くなかで意識の統一をはかり、笹ヶ瀬川堤防に放棄されていたゴミの処分、蚊、はえの発生源の調査の実施、駆除対策研究会の開催をおこない、害虫駆除の方法として薬剤散布を当番制で実施した。

また、ねずみの一斉駆除、越冬昆虫駆除のためのさなぎ堀り、不要野壺の除去、下水溝の清掃、環境衛生先進地区の視察等の活動がおこなわれた。

しかし、薬剤駆除は、高価を割に駆除効果が今一步と住民は感じるようになり、蚊、はえの生態調査を実施して、施設改善への意欲をもつようになった。

その活動の主な経過は次の通りである。

(昭和33年)

#### ○ 薬剤散布と同時に環境衛生施設改善に着手

・ 便所汲取口の改善	20%
・ “ ” “ 周辺のコンクリート舗装	20%
・ 便所の落とし口の蓋取り付け	20%
・ 竹やぶの切株割	完了
・ お墓の花立の改善	完了

#### ○ 毎月4回部落内清掃を全戸で実施することに決定

#### ○ 共同作業場の建設と運動会の開催

#### ○ 先進地の視察

(岡山県久米郡久米町日吉地区)

#### ○ 岡山環境衛生大会に参加

#### ○ 岡山県環境衛生協議会主催夏期指導者講座受講(組織のうち役員全員)

(昭和34年)

#### ○ 環境衛生施設の改善

便所の改善

・ 汲取口の改善	40%
・ 落とし口の改善	40%
・ 汲取口周辺のコンクリート舗装	40%
・ 焼却炉建設	3基
・ 畜舎の床の改善	50%

○春秋の大掃除と毎月の清掃日の清掃実施

○先進地の視察（玉野市和田地区）

○環境衛生改善の技術向上のため、環境衛生指導員が設けられ、部落から2名が委嘱（町長から）を受けた。

（昭和36年）

○環境衛生施設改善状況

便所の改善

・汲取口の改善	100%
・落し口蓋の取り付け	100%
・汲取口周辺のコンクリート舗装	100%
・便所、畜舎のザランネット装着	100%
・下水溝のコンクリート舗装 2,800 m	90%

○春秋の大掃除と毎月の清掃日の清掃実施

○先進地の視察（和気郡三石町）

○衛生座談会の開催（隣接部落との共同で環境衛生の向上について） 2回

○堆肥舎の改善（大森式密閉堆肥舎）

○ゴキブリの駆除実験とネズミの駆除の実施

○墓地の花筒、竹の切株の処理

○役員定例会（月1回）を設けて、改善方策の推進について協議

（昭和37年）

○環境衛生施設改善状況

初期改善の便所施設の補修	15戸
ゴミ箱にコーラル塗布	全戸
下水溝のコンクリート舗装 300 m	100%（36年度より累計）
焼却炉の増設	1基（計4基）

○春秋の大掃除と毎月清掃日の清掃実施

○先進地区視察（岡山市西大寺古都部落）

○越冬昆虫駆除

）全家庭で実施  
ねずみ駆除

（昭和38年）

○定例的行事は前年度に同じく実施

○児童遊園地の建設

○公衆便所の設置（他地区よりの見学者多数によることと、遊園地を設けたため）

○施設改善後の要修理か所の補修実施

(昭和39年)

- 定例的行事は前年に同じく実施
- 改善便所をW式2重蓋改良便所に取替 90%
- 各戸にポリバケツを配布
- 保健福祉活動推進地区に指定される

(昭和40年)

- 定例的行事は前年と同じく実施
- W式およびマンホール式便所合わせて改良率 100%達成

(昭和41年以降)

- 定例的行事は前年に同じく実施
- 第2遊園地の建設
- 科学的一斉ねずみ駆除の実施(1.0%のクマリン系粉剤の使用)
- コダカアカイエカ駆除対策として、ライトトラップを設置し、蚊の補集調査、すくい取り調査を実施以上のほか、衛生映画会を毎年1回開催している。

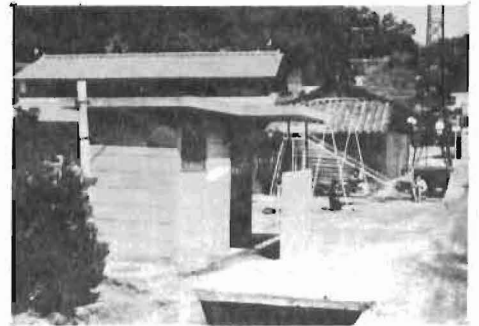


写真10-2-1 児童遊園地と公衆便所

(イ) 事業推進における特色

- 組織構成とその運営が堅実である。
- 事業には全員参加し、すべての事業を業者にたよらず自分たちの手でおこなっている。
- 役員定例会(月1回)を設け確実に運営している。
- 事業計画のなかに、適度なレクリエーションを織りこんでいる。

(ロ) 表彰歴

- ・ 昭和34年 一宮町環境衛生協議会長賞
- ・ 昭和35年 岡山県環境衛生改善地区連絡協議会長賞
- ・ 昭和36年 岡山県岡山保健所長賞
- ・ 昭和37年 岡山県知事賞
- ・ 昭和38年 厚生大臣一般賞
- ・ 昭和42年 厚生大臣特別賞

(ハ) 環境衛生に関する講習会、研究会の開催状況

(昭和32年～39年)

- ・ 先進地視察(岡山県久米郡久米町池尻部落)
- ・ 昭和35～39年までは前記につき略す。

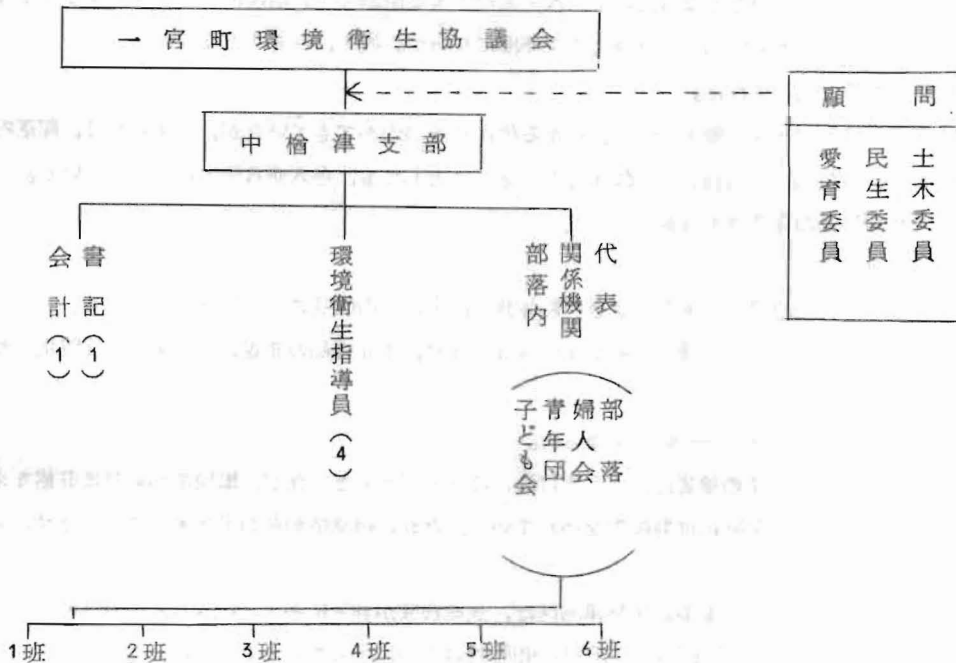
(昭和40年)

- ・ 岡山県環境衛生大会参加
- ・ 備前地区研修会参加
- ・ 一宮町環境衛生指導員研修会参加

岡山市 役員  
児島市 "  
一宮町 "

- ・環境衛生座談会（定例清掃後） 全員
- ・映画会 ”
- （昭和41年）
- ・岡山県環境衛生大会参加 岡山市 役員
- ・備前地区研修会参加 児島市 ”
- ・一宮町環境衛生指導員研修会参加 一宮町 ”
- ・中楡津環境衛生座談会 全員
- ・映画会および研修会 ”
- （昭和42年）
- ・岡山県環境衛生大会 玉野市 役員
- ・環境衛生指導員研修会 一宮町 ”
- ・岡山保健所管内実績発表会 岡山市 ”
- ・備前地区研修会 西大寺市 ”
- ・中楡津環境衛生研修会 一宮町 全員
- ・映画およびスライド研究 ” ”
- ・蚊（コダカアカイエカ）の吸血源よりの距離差による  
生息密度の調査 ” ”

(c) 地区組織の機構図 図10-2-2 組織



(b) 事業費について

事業費について、個人負担と一世帯の年間私費負担額を示したのが次の表である。

表 10-2-3 昭和41年個人負担支出内訳

	調査研究	教育伝	薬品	器具	施設	人件費	その他	計
衛生害虫駆除	5400	375	31800	6400			450	43705
ねずみ駆除	200		3400					3640
清掃事業			7600	190	130	1800	480	10200
その他の環境衛生事業							2282	2282
その他の組織活動							11,000	11000
計	5600	375	42,120	6590	130	1800	14,214	70807

注) 単位 円

表 10-2-4 年間一世帯平均私費負担額

昭33年	昭34年	昭35年	昭36年	昭37年	昭39年	昭40年	昭41年
178	337	782	1,666	860	240	240	240

注) 単位 円

(c) 事業の成果と影響

- ・蚊・はえが非常に少なくなったので、人・家畜とも安眠ができ、増産に精出させるようになった。組織活動前の発生率を100とすると、41年度において、蚊9、はえ1となった。
- ・環境が整備、美化された。
- ・清掃の習慣ができた。発足当時は、いたる所にごみの山ができていたが、1年目には、部落内の下水溝および道路にゴミは全くなり、万一あったとしても、各人が自発的に清掃している。
- ・民衆組織活動の重要性が認識された。
- ・協調精神が培われた。
- ・生活改善が他の部門(食生活の改善、農休日の設定、台所改善の普及等)に発展した。
- ・環境の整備が、他の社会浄化運動(花いっぱい運動、美化運動の推進、青少年不良化防止、幼児クラブの育成)に発展した。
- ・生活に対する考え方が合理的になった。
- ・主食に対するネズミの喰害は、35年以降、ほとんどなくなったが、繁殖率が非常に旺盛なネズミのことなので、環境の駆除には特に力をいれている。なお、組織活動前の発生率を100とすると、41年度は2となっている。
- ・医療負担におよぼした影響。中楡津地区は、兼業農家が非常に多く、国保加入率は非常に少ない。しかし、町全体からみると黒字となっている少ない市町村の1つに上っていることは、病気になるまい運動、環境衛生活動の成果とみることができる。
- ・他の地区組織に及ぼした影響。中楡津地区の活動が町内大窪地区福谷地区西楡津地区、佐山地区に

影響をおよぼし、佐山地区にあっては、40年に岡山県知事表彰を受賞するまでに至った。

一方、見学者は、月平均1.5件程度あり、県内はもとより県外からも多くの視察者が来町している。そのなかでも、毎年、公衆衛生高等看護学院生（未来の保健婦）との間にセミナーが開かれており、部落にとっても看護学院生にとっても、非常に有意義なものとなっている。

次に、表でもって、事業の成果についての具体的な数値をあげることにする。

表10-2-5 年次別伝染病発生状況

	赤痢	腸チフス	パラチフス	日本脳炎	備考
昭37年	0	0	0	0	
昭38年	0	0	0	0	
昭39年	0	0	0	0	
昭40年	0	0	0	0	
昭41年	0	0	0	0	

表10-2-6 蚊、はえ、ねずみについてのアンケートの結果(昭41)

	蚊はいます (蚊帳を用いなければならぬ)	はえはいます (一日に10匹以上いる)	ねずみはいます	蚊の駆除は発生源対策を含めてしている	はえの駆除は発生源対策を含めてしている	ねずみの駆除は環境的駆除も含めてしている	そ昆虫駆除は定期的に一斉駆除をしている	環境衛生改善運動を一斉にする必要がある
中楢津	9	1	2	100	100	100	100	100
他地区	70	42	45	39	56	54	43	64

注) 単位 %  
調査数 250枚 中楢津98 他地区133

表10-2-7 蚊帳をつる戸数(全戸に対する%)および期間

年 度	昭 3 3	昭 3 6	昭 4 1
全戸に対する%	80(25)	10(1)	9(1)

注)( )内は期間とする  
(月数)

表10-2-8 ねずみの生息状況についてのアンケート結果(昭41)

	ねずみをみる	ねずみの音を聞く	ねずみの穴がある通路	ねずみの尿をみる	ねずみの糞を飼って	近頃ねずみ駆除をした	一斉駆除は必要である	環境的駆除をしている
中楢津	1	2	2	2	34	89	100	100
他地区	40	49	61	62	29	42	81	52

注) 単位は%  
調査数 中樫津120 他地区150

表10-2-9 はえ取器, はえたたき, 蚊とり線香, その他殺虫剤の需要の増減

年 度 別		昭 3 3	昭 3 5	昭 3 7	昭 3 9	昭 4 1
本年度実施 前に対する %	はえ取器	80	25	10	10	10
	はえたたき	80	25	10	10	0
	蚊とり線香	90	20	18	10	10
	殺 虫 剤	主剤が油剤から乳剤になる				

表10-2-10 年次別捕そ調査(パチンコ法)

年 度 別	昭 3 5	昭 3 7	昭 3 9	昭 4 1
捕 そ 数	35	22	18	5

(リ) 事業の将来性について

現在までの活動において, そ臭駆除は, ある程度の業績があがっており, 今後は, し尿処理, ゴミ処理等施設の設置, 全戸水洗便所化が目標となっている。

しかし, 事業の規模が大きくなるにしたがって, 国や県の援助なしには達成できない事が多くあり, 環境衛生の指導にも限界がみえている。

そのため, 当面は, 現在の組織をより強化し, 10数年来行なわれてきた定例清掃でもって, 環境衛生についての啓蒙を行ない, 生活全般を最高度に合理化することが, 中心におかれている。

(ヌ) 一宮町の文化財

この地は, 古代吉備文化発祥の地であり, 非常に多くの文化財がある。このうち, 一宮町にある国指定, 県指定, 町指定の文化財と未指定文化財の主なものをとりあげる。

(a) 吉備津彦神社本殿 県指定重要文化財

元禄10年(1697)岡山城主, 池田綱政が再建した。3間社流造檜皮葺きの荘重な建物で, 備前の神社建築に多い流造の代表的な社殿である。

(b) 井上真改太刀 国指定重要文化財 吉備津彦神社蔵

銘井上真改 延宝五年八月日の年紀と菊花文をも刻む。附糸巻太刀拵。

(c) 神事絵巻 県指定重要文化財 吉備津彦神社蔵

吉備津彦神社で行なわれる田植祭, 秋祭, 灌仏会の3行事を図解した紙本淡彩の絵巻。

室町時代末期のもの。

(d) 高松城水攻め鳴谷川遺跡 県指定史跡 一宮町大字長野

天正10年(1582)に行なわれた備中高松城水攻めの際, 城の背面攻撃に用いるために, 突貫行軍した鳴谷川の堰跡と工事奉行の墓が残っている。

(e) 吉備津彦神社の流鏝馬神事 町指定重要民俗資料

元禄年間以来, 毎年9月の祭礼に, 神社の馬場で, 三番の流鏝馬が行なわれ, 現在もその古代神事を

つたえている。

(f) 梵鐘 町指定重要文化財 吉備津彦神社蔵

南北朝時代の初め、足利直義が奉納したと伝える梵鐘。竜頭までの高さ79.70cm、口径50.60cm。無銘であるが、時代の特徴をよく伝えている。

(g) 備前焼壺 町指定重要文化財 尾上秋山馬平氏蔵

昭和39年、一宮町尾上の自宅屋敷内から出土した備前焼四耳壺。高さ42cm、口径14.7cm。胴の稍下方に「備前伊部村小幡山長法寺谷之坊教舜造之」「文明十二年卯月廿四日」の銘を刻む。

(h) 法華題目塔 町指定重要文化財 西辛川大覚堂蔵

延元元年5月、福山合戦が終わって、足利直義が首実見をしたと伝える辛川市場の日蓮宗大覚堂の本尊にまつる題目石。大理石製の笠塔姿で、総高12.6cm。塔身の四面に、南無妙法蓮華經の題目を刻む。

(i) 天神山古墳 辛川市場天神山

辛川市場と西辛川との境界にある天神山に7基の古墳があり、天神山の7つ塚として、早くから知られていたが、近年宅地に開発したため、著しく景観を損じた。

(j) 小丸山古墳 辛川市場小丸山

中山中学校の所在地。学校は前方部を整地して校舎を建て、後円部には、御崎神社を祀っている。全長約90m。5世紀ごろに製造された平地古墳の大きなもので、この地方を支配した豪族の墓。

(k) 車山古墳 県仮指定 尾上車山

尾上の南端にある俗にギリギリ山とよばれる大きな前方後円墳。全長約124m。全体が畑に開墾されているが、前方部が低く、5世紀初期の製造であろうと言われる。

(l) 石船古墳 尾上宇和田

尾上の東南に面した山腹にある。6世紀ごろの横穴式古墳で、石室の長さ5.33m、幅1.60m、高さ1.20m。この中に石棺が納めてあり、吉備津命に退治された鬼の墓だという伝説がある。

(m) 竜王山の経塚 一宮(吉備中山)

吉備中山の北嶺(176m)に竜王山を祀り、竜王山とよんでいる。古来、雨乞い祈禱のよく行なわれた霊地で、経塚が多く、その1つから藤原時代の金銅製経筒と石の外装が、発掘されている。

(n) 神力寺跡と重源遺跡 吉備津彦神社

一宮山神の背後の畑地に、吉備津彦神社の社僧として栄えた山神山神力寺の跡があり、また、吉備津彦神社の南側の旧社地に、俊乗坊重源の建てた常行堂(県指定)の跡がある。

(o) ヤコボ喜左衛門の墓 上芳賀

豊臣秀吉のキリシタン禁制の令に触れて、慶長2年(1597)2月5日、長崎立山の刑場に昇天した26聖人の一人、市川喜左衛門は、一宮町芳賀の人で、入信してヤコボと名づけた。のちになって、有志の人々が、供養堂を建て聖霊をなぐさめている。

(p) 報恩大師産湯の井戸 上芳賀

天平勝宝のむかし、孝謙天皇の勅許を受けて、備前四十八か寺を創立した報恩大師は、一宮町上芳賀

の出身で、快賢芳賀坊と称す。15才で慶永山法華経寺(今日応寺)に入って出家し、奈良時代末期から平安時代にかけて、わが国仏教界に偉大な足跡を残した。上芳賀願本寺の近くに、大師誕生のとき浴した産湯の井戸が残っている。

(q) 大藤内宅跡 一宮

建久4年(1193)5月、源頼朝が、富士の裾野に巻狩を行なったとき、備前一宮の祠宮王藤内(大藤内)が、工藤祐経をその陣営に訪ね、曾我兄弟の仇討に遭難して落命したことが吾妻鏡に載っている。大藤内は一宮の旧家大守氏。子孫は永く吉備津彦神社の祠宮をつとめた。近年まで、一宮町役場に使用していた屋敷が大守家の宅跡である。

(r) 吉備津彦神社神苑 一宮

吉備津彦神社の前面には、多島式の広い神苑がある。参道をはさんで、池が南北に静かな水面をひろげ、島も2つの池にそれぞれ景趣をつくって浮んでいる。参道は、東にのびて、辛川を渡り国道180号線に達しているが、この路線は、1300年も昔に実施した条理の東西線のひと筋である。

(s) 吉備津彦神社古文書

吉備津彦神社には、建武3年の縁起をはじめ、縁起、一宮社法、本社古絵画、宮儀式目、神事絵巻、源頼朝下知状、北条泰時下知状その他多数の古文書を所蔵している。

(岡本正志)

## 第 11 章 将来への展望

この章は、この研究報告書全体のまとめの意味をもっており、調査後全員の討議に基づいて執筆されるといのが当初の計画であった。

しかしその機会をもつ時間的余裕もなく、また原稿のすべてが印刷所へ回されている今、原稿を読んでまとめるという作業も不可能である。そこで安易な方法ではあるが、町内に生まれ、町内に住む筆者が担当することになった。管見ではあろうけれども、筆者の考えるところを述べて責をふさぎたい。

### 1 一宮町の今昔

このささやかな研究物が世に出る頃には、一宮町はなくなって〈岡山市一宮〉となる。町民の心境には、それは当然のなりゆきであり、市に編入されてこそ地域の発展も約束されると期待する心もあり、一面には〈逝く町〉を惜しむ心もあるであろう。

昭和30年に三村が合併して一宮町になるまで、つまり明治、大正、昭和にかけて、三村は独立の姿を保ち、それぞれが一つの共同体として生活してきた。それぞれの村には村役場はいわずもがな、小学校があり、青年団があり、婦人会があり、農協がありで、はっきりと村落共同体としての姿を保っていた。青年にしても、村内で活動し、その活動によるこびを感じ、村内での娯楽に満足した。佐山や辛川市場の盛んであった盆踊り行事なども、その一つのあらわれとみてよいであろう。三村の中では一宮がいちばん〈開けた〉村であった。そこには数軒の料理屋があり、夕方ともなれば三昧の音も聞こえて、男たちは労働のうさばらしに〈散財〉をしたのであった。

そういう中にも、大正時代、一宮に〈白光クラブ〉という、中学生(旧制)を中心とする庭球団体が結成され、土、日曜日などには小学校の運動場で練習したり、年一回は、岡山市などから選手を招いて庭球大会を催していたのである。この団体の活動は、その後衰えたけれども、きわめて暗示的なものがあったと考えられる。

というのは、その頃から一宮には上級学校(中学校や女学校など)への進学者が除々に増大してきていたことを示しているからである。一宮には早くも明治8年には小学校が設けられ、近村の子弟を集めて教育をしていたという伝統も一因にはちがいないのであるが、一宮は教育的環境に恵まれていたといえることができる。

地域内には〈私立横田裁縫学校〉(明治33年創立、後に高等女学校)があり、娘を遠くへ出したくないという父兄には非常に便なことであった。加えて4km~8kmの距離で岡山市には公私立の中学校・女学校・商業学校・工業学校・師範学校・そしてまた第六高等学校・医科大学があった。またすぐ西の高松には農業学校があった。吉備線ないし自転車を利用すれば、らくに通学できたのであるから、父兄

は多額の学費を要することなく、子弟を進学させることができたのである。

進学者の増大ということは、このようなく通学の便という外に、父兄の意識とか、生活態度にも原因があることを忘れてはなるまい。当時はどの村にしても、村落であり、大部分は農をもって生計を立て、生活態度は堅実そのものであった。その上農業生産物は、岡山市という消費地をひかえ、販売に便であった。このようにして村民はたえず岡山市民と接触し、都市生活者の感覚と、そこにある文化をただで感じとってきていたのである。

このような諸条件が、地域の人の文化意識を目覚めさせ、高めていったであろうことは想像にかたくな。進学者の増大につれて、次三男は俸給生活者となり、それに伴って町内には漸次兼業農家がふえていったのである。

このように俸給生活者はふえてきたけれども、一宮自体には、工場らしい工場とか、事業所らしい事業所もないところであった。もちろん葡萄が栽培されるからには、豊表への加工場はできた。桃にはカンヅメ工場ができた。しかしこれらは近代的にいう工場といったほどのものではない。現在もカンヅメ工場、乳業場（農協の）、自動車修理工場、2～3の鉄工所、石材業などがあるにはある。しかしこれまた近代的には中工場とさえいうことはできない。

このように、この地域には工場らしい工場は育たなかった。とすればこの地域の生産はやはり農業生産ということになるであろう。さいわい果樹園芸の面では、古い歴史と高度な栽培技術を有している。特に近代人の嗜好にマッチするマスカットについては、雄大な構想に基づいて栽培団地が造成されている。芳賀から佐山にかけて起伏する丘陵地は、この上ない恵まれた自然条件であるから、この方面における今後の希望は、非常に明るいものがあるといえよう。

## 2 住宅地域としての条件

このような生産との関係からいうならば、この地域は将来、住宅地域として消費地的な性格をもってくるのではないだろうか。

この地域が住宅地域化する一つの理由は外的条件である。昭和45年6月末現在における、県下流動人口調査によれば、県下総人口は1,702,243人。前月末より1,605人増えている。しかも人口増は岡山・倉敷の両市を中心とした県南圏へ集中しており、同圏では1,889人が増加して1,173,344人と県下の総人口の約70%が集まっている。このうち岡山市の増は447人ということになっている。

このように集中してくる人口に対して旧岡山市の現況はどうであろうか。地価の高騰によって、普通のサラリーマンにとって住宅地は求めにくくなっているばかりか、工場廃棄物や自動車の排気ガスによって水、空気が汚染され、種々の公害の発生が論ぜられている。このような状況のもとで、人々は当然なことながら郊外に住宅地を求めようようになってくる。しかも新たに岡山市に編入される6町村のうち、一宮をふくめて津高・高松の三町は、岡山市の北西部後背地としてすぐれた住宅地条件を備えているといえる。一宮町でいうならば、すでに緑町団地④を完成（現人口1,216人）し、天神

団地㊦(200戸) 緑が丘団地㊧(120戸)の宅地造成を終わり、さらに広大な佐山・芳賀団地㊨(1,800戸)の宅地造成にとりかかろうとしている。このような住宅団地のほか、個人住宅がいたる

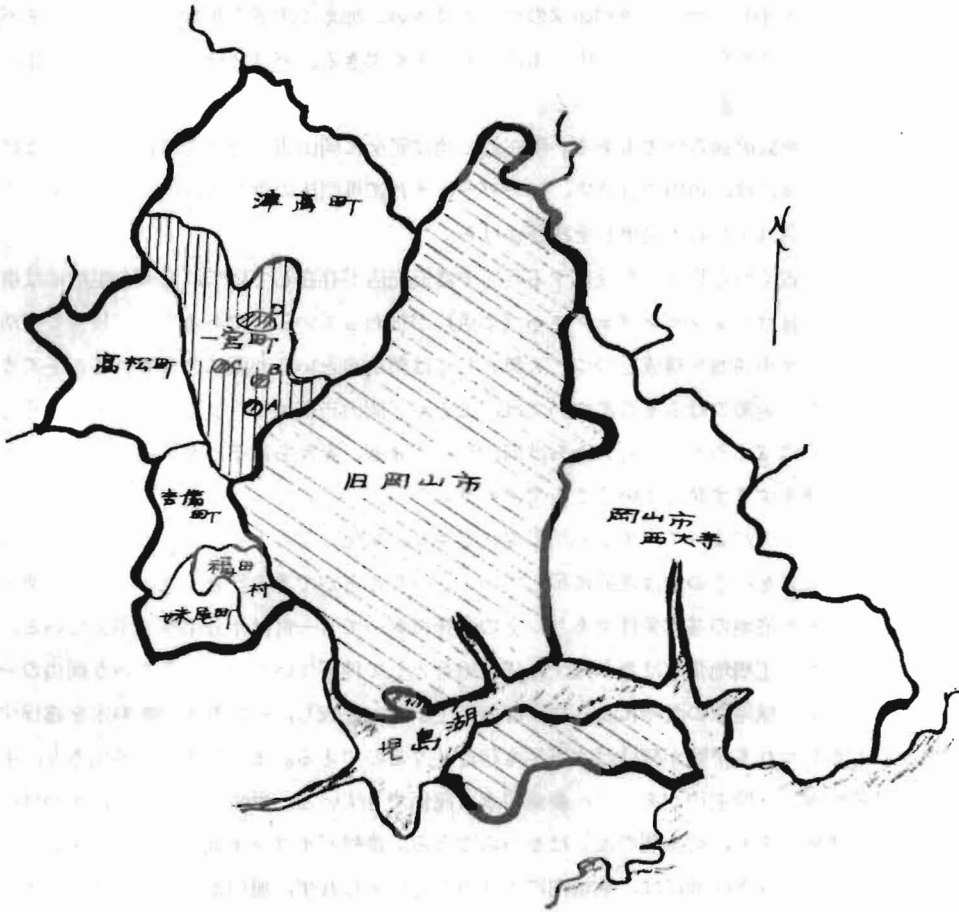


図11-2-1 合併後の岡山市

ところにふえていることは、いうまでもない。一宮が備えている住宅地としての適地条件をあげるならば、第1に、山野・田園のおもかげを十分にとどめていることである。団地の一つは緑町であり、造成の完成された団地の一つは緑が丘である。工場の煤煙や自動車の排気ガスにさいなまれる人たちは〈緑〉にあらがれている。その緑によって一宮はとりまかれており、しかも工場らしい工場がないのであるから、種

々の公害もなく、空気は清澄である。憩いの地としてふさわしい環境を備えている。

第2に、岡山市の中心街との交通が至便であることである。国鉄吉備線を利用すれば岡山駅まで10分少々で行くことができ、備前一宮駅に現職の駅員が配置されず、請負制度になっているとはいえ、1日に16往復の列車が走り、朝夕の通勤通学の利用者は多い。加えて国道180号線を往復するバスは1日70回を越え、約20分で岡山市の中心街に出ることができる。バス会社にとってはドル箱、地域住民にとっては<足>の役割を果たしている。

人の交通の便は、物資流通の便でもある。現在この地は完全に岡山市の商圏内にあるといわなければならぬ。毎日の新聞には、市内の百貨店、スーパー、それに専門店の折りこみ広告がはいる、空からはヘリコプターが商店(街)の大売出しを呼びかける。

もちろん町内には古くから日用品を提供する商店や農協売店が存在していて、日々の生活には事欠かなかった。それに現在はショッピングセンター(2店)が加わっているのであるから、日常生活必需品の提供という点では小商圏を構成しつつ、大勢としては岡山市という商圏に包含されることになる。まとまった買物とか、金額のはるものについては、ほとんど岡山市街地の百貨店、スーパー、そして専門店で依存しているのであるから、<夫たちは岡山市でかせぎ、妻たちはそれを岡山市で使い>といった流通関係を、今後ますます深めていくことであろう。

交通が便利になることによって、土地利用に変化が生じ、文化の変容とともに村落共同体が崩壊してゆくという変動の図式を、この地は端的に示しているといえる。ともあれ、交通の便ということが現代における住宅地の基本条件であり、その意味においても一宮は十分条件を備えている。

第3に、この地帯が工場地帯とはならず、住宅地帯として伸びていくであろうという理由の一つは<水>の問題である。横尾池の改修によって、町内に上水道が完成し、一宮町民の飲料水を確保することができた。しかしそれも早魃が続けば水不足も起こりうるのである。また町内には砂川あり、中川あり、東側には笹が瀬川・座主川があって、農業用水も確保できている。両者を合わせて、水の供給と需要がトントンの状態であり、<余剰の水>はないのである。農村パイロット地として芳賀・佐山などに造成されているマスカット団地には、地域内に十分な水源がえられず、旭川から延々と水を引き、これを丘上にポンプアップして灌水しようというのである。岡山市との合併には、豊富な水資源を有する市との合併によって、水の心配をなくしようという意図も含まれていたであろう。こう考えてみると、一宮地域は多量の水を必要とする工場地帯としては不適であり、住宅地となる運命をもっているといえるのである。

### 3 文化的住宅地域としての構想

住宅地になるということは憩いの地となることでもある。しかしこの地が単なる消費的な住宅地であってよいのであろうか。よき住宅地とは自然環境の条件に加えて、文化的環境がすぐれているということである。自然的環境が主として天与のものとするならば、文化的環境は主として人為のものである。現在町内には文化的施設として、これといったものは残念ながら見られない。公民館はあってもまこと

にお粗末である。小規模な子どもの遊び場はあっても、まとまった遊園地はない。幼児のための施設として各地区に保育所ないし児童館が設けられているが、いまだ十分とはいえないであろう。平均寿命が長くなるにつれて、当然ながら老人の福祉施設が要求されるのであるが、この面の対策も忘れてはならない。

町内を歩いてみると、部落単位に子どもの遊び場が設けられ（主として平津・馬屋下地区）、そこにはブランコ・スベリ台などの遊具・ベンチなども置かれている。中楡津部落に象徴されるように、部落の環境衛生活動もかなり普及しており、しかもこれらが部落の住民活動として自主的に行なわれているのである。こうみえてくと地域住民の社会意識はかなり高いレベルにあるといわなければならない。

この高い意識をもって、今後開眼しなければならないことは、一宮全域の総合開発計画ということである。公民館をはじめとし、遊園地・運動場などを備えたレクリエーションセンターを今から構想しなければならないであろう。

この地を文化的住宅地域として予想するならば、上述の社会（教育）施設とともに、当然なことながら、基礎教育施設の充実ということが要請される。基礎教育施設とは、保育所・幼稚園などの幼児教育から、小学校・中学校の教育施設までを意味する。今後一宮の地は人口増大の一途をたどるのである。この場合他都市の先例からいうならば、教育施設の充実は、つねにあと回しにされ、応急的な弥縫策に終わっていることが多い。

一宮地域に年々どれくらいの人口が増大しているか。また住宅用団地が造成されればどの程度の人口が増加し、したがって学令児がふえてくるか、などのことは係数的に十分はじきだされることである。教育施設の充実の後手に回されることなく、今から早急に計画されなければならない。

教育の充実には施設の整備とともに、環境づくりが大切である。教育的文化的住宅地として、大気は汚染されず、種々の公害から隔離され、不良文化とか享楽施設の侵入をはじめから排除するという当局者の構想と、住民の意識が強く要請されるわけである。

住民の意識に関連して、部落意識と市民意識について考察してみよう。昭和30年、三村が合併して町になった後においても、やはり部落共同体は残存してきた。このたびその町が市に合併されても、やはり部落共同体は残存するであろう。そして馬屋下・平津地区は特にそういえるかもしれない。

そこへ旧部落の間隙を縫って、幾つかの住宅団地が誕生するのであるが、そこへ住む者の主体は給与所得者であり、出身地も、職場も、学歴も、階層も千差万別ということになる。したがって生活態度はおのずと合理主義、個人主義、自由主義ということになり、それに幾ばくかの学歴主義とか虚栄心もはたらいて、独特の雰囲気をかもしだすことであろう。そうとするならば、先住者意識をもつ先住部落と、来住部落との間の対立、確執も予想されないことではない。

そこで先住者に要請されることは、この地が岡山市に編入されるという歴史的事実を直視することである。もちろん部落がすぐなくなるのではないが、大岡山市民になるという意識である。一方来住者にしても〈郷に入れば郷に従え〉のことばもあるように、先住者の生活様式を理解し、それにとけこんでいくという覚悟も必要である。要は先住者であると、来住者であることを問わず、この地を〈文化的住宅地〉として建設するのだという意欲をもって、団結を固くしていくべきだと考える。

#### 4 観光地の一環として

以上は文化的田園都市の構想を述べたのであるが、文化の伝統は古くから一宮に存在していたのである。この地は往時より備前の国の一宮として、信仰の中心地であるとともに、門前町として栄えていたことは歴史に明らかなるところである。吉備津彦神社のまん前の小字名は〈市場〉であり、そのすぐ東北には〈辛川市場〉の地名もある。また現住者の職業とはなんら関係のない屋号、例えばカメラ・ヤドヤ・イトヤ・センベヤ・トギヤなどもかなり残っており、往時のその家の職業がしのばれて興味が深い。お宮に人が集まる。人が集まれば取り引きが行なわれ文化が交流する。一宮は昔から信仰の地、商売の地、そして文化の地であったのだ。

神社は景勝の地を選んで建立される。一宮は自然と人文とが相応じて栄えたのであった。加えて江戸時代から明治にかけて、吉備中山に接続する備中の吉備津神社の門前には〈宮内〉という岡山藩士の遊び場があった。その地への通路であり、隣接する一宮の遊び人たちは、遊び場には事欠かなかったのではあるまいか。村の若者や遊び人たちが都々逸の開巻と称して、芸者のひく三味にのせて、自作の都々逸を披露する会をたびたび開いていたことを、大正時代の村の一つの景物として記憶に残している人も多いことであろう。

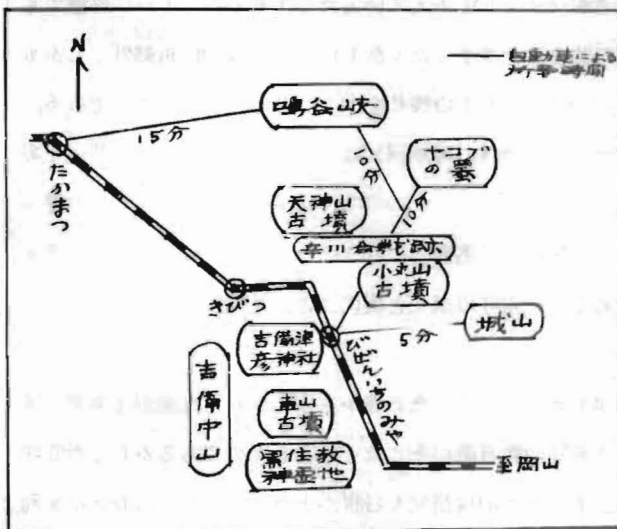
こういう形のレジャー（娯楽）はたしかにゆがめられたものであった。しかし文化の発展がレジャー（余暇）を条件としていることもまた否定できない。最近の経済成長によって、人々はレジャー（余暇）を与えられるようになった。この余暇の利用いかんによって、文化的ともなり、非文化的（享乐的）ともなる。

さいわい一宮の地は文化的観光地〈吉備路〉の東入口として、新しく脚光をあびようとしている。町内の文化的観光地のおもなるものをあげてみると、



写真11-4-1 吉備津彦神社の多園式庭園（吉備路東入口付近）

- ① 吉備津彦神社。老松につつまれた雄大な社殿，鶴島・亀島を浮かべた古式ゆたかな庭園，東洋一の  
大石燈籠など，備前一宮の名に恥じない。
- ② 小丸山・車山・天神山その他の古墳群。
- ③ 城山・大覚塔地・辛川合戦跡・ヤコブの墓などの史蹟。
- ④ 県立自然公園の一環としての吉備の中山，鳴谷峡。
- ⑤ 黒住教神霊地。吉備の中山の東南丘陵地約30万㎡が予定され，楕入式も終わっている。この地に  
大教殿・信者宿泊所・保育所などが建設されるとともに，プールなどを含む運動施設が設けられること  
になっている。完成のあかつきには荘厳なる神霊地としてにぎわりとともに，吉備観光路の一環として  
光彩をそえることであろう。



現在岡山市にある観光施設としては，後楽園と池田動物園くらいのものである。大岡山市としては，主として小規模であり，大型化するレジャー時代に，県外者を誘う魅力に乏しい。これに対し「吉備路」は規模も雄大であり，自然の景観と豊かな歴史性において，はるかに魅力的であり，しかも交通は便である。岡山市に編入されたならば，岡山市後背地の開発という意を含めて，観光施設の充実に意欲的に取り組むべきだと思う。こうすることこそ，この地に遺された豊かな歴史と，自然の恩恵を生かす道なのである。

図11-4-1 町内主要観光地

## 5 まとめ

以上を要約するならば，

- (1) 一宮町が岡山市に編入されても，当分は近郊農村といった性格を残すであろう。特に平津・馬屋下地区はそういえるのであって，その場合マスカットを主体とした果樹園芸の産地形成をしなければならぬ。
- (2) とはいえ，中心は岡山市のベッドタウンとしての発展が，地域的にみてかなり確定的に予測されるのであって，その場合，新旧住民が一体となって，文化的田園的都市づくりということに専念しなければならないであろう。
- (3) その都市づくりにおいて，一宮は未開発分野もあるので，早急に周到なる都市計画を立て，為政者と地域住民が力を合わせて計画を遂行する必要がある。その場合，この地区は歴史的地理的に文化的観光地としての条件も具えているので，あわせてその面の開発も考えなければならない。……ということになるであろう。

( 虫 明 帆 )

## あ　と　が　き

地域研究シリーズ第14集〈一宮町の歴史と現代〉が、ここに短期間で公刊される運びに至ったことを心から喜びたい。

標題をどうするかということについて、いろいろ話し合われた。〈変貌する一宮町〉もその一案として出された。明治の頃から、一宮村も平津村も馬屋下村も純農村という姿で過ぎてきた。そこは桃の村であり露地ブドウの村であり稲作の村であり關草の村であった。その後、大正から昭和戦前にかけて、農家の次三男を中心とする俸給生活者がジリジリとふえていったのであるが、それは急激でも表面的でもなかった。ところがここ10年間の変化はまったく激しい。それは岡山市郊外、しかも自然環境に恵まれていることから、市のベッドタウンとしての様相を示しはじめてからのことである。

このように激変しつつある一宮町であるが、われわれの地域研究は、地域の動態面にのみ焦点をあてたわけではなく、もっと基本にさかのぼり、一宮町という一つのコミュニティを、歴史・地理・産業・経済・社会・教育・文化の諸方面から、総合的に客観的にうきほりしようというのが目的であった。そこで〈変貌する〉ということを含めて〈一宮町の歴史と現代〉という標題にすることにおちついたのである。

昭和44年は前年から続いて大学紛争の年であった。このため春から夏にかけて授業ができず、9月から授業を始めて翌年3月までの間に、1年間の教育課程をこなそうとしたのであるから、教官学生ともに昼夜兼行、まったく必死であった。そのため地域研究も日程がとれず、ことしの春休みを利用して実施されることになった。

加えて一宮町は岡山市との合併の話が進行しつつあり、早く研究結果をまとめなければ町が消滅するという追いつめられた事情もあって、学生諸君に原稿を早急に仕上げるよう求めた。調査法一般については、事前の講義によって与えられていたとはいえ、実地調査そのものは、学生諸君にとって大変なことだったと思う。ほこりにまみれた旧役場資料を公民館に運んで整理したこと、農協・学校・事業所を訪ねたこと、旧家を訪ねて資料を見せていただいたこと、村の古老その他の方々にいろいろ話しを聞いたこと、測量機をかついで山に登り川を渡ったこと、そして後日また補足調査に出かけたことなど、思い出はつきないであろう。そのように苦労を重ねたとはいえ、今年それらの学生諸君の在学中に研究結果が公刊されるのであって、これは諸君にとってもこの上ない喜びであろう。

学生諸君は近く卒業し、それぞれ教職につく。その際、この地域研究という貴重な体験をとおして身につけたものを、直接には社会科の授業に、間接には学問することの意味について、そして社会の人たちと接触することにおいて、十分いかされるよう期待したい。

われわれが地域研究の対象地として一宮町を選び、その交渉を町当局の方々と始めた時、町の方々は心から歓迎し期待して下さった。というのは岡山市との合併が具体化しつつあり、近く消滅する運命にある町を、なんらかの形——できれば町誌という形——でまとめておきたいという事情にあったからだ。この意味ではわれわれの希望と、町の期待とが一致したところである。

しかし地域研究は大学教育の一環として行なわれるのであり、どこまでも地域を客観的に把握しようというのが目的であるから、いわゆる〈町誌〉とは観点がずれているわけである。その意味では町の期待にそいえなかったかもしれない。

ともあれ町は近く消滅する。このささやかな研究物が、町住民のある方には思い出のよすがとして、ある方には現状把握のメリットとして、そしてすべての方には地域の未来像をえがく参考資料として、ご活用いただけるならば、われわれとしてもこの上ない喜びとするところである。

(虫 明 帆)

地域研究第14集

一宮町の歴史と現代

昭和45年11月15日印刷  
昭和45年12月1日発行

発行者 岡山市津島  
岡山大学教育学部社会科教室内  
地 域 研 究 会

印刷所 (有)岡崎印刷  
岡山市国富248 TEL.72-1501